

令和5年2月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(先議・委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
分科会(企画部・地域振興部審査)	
企画部長予算議案説明	2
地域振興部長予算議案説明	2
次長兼交通政策課長補足説明	3
予算議案に対する質疑	3
予算議案に対する討論	8
分科会(総務部審査)	
総務部長予算議案説明	8
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	9
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	9

(第1日目)

1、開催日時・場所	10
2、出席者	10
3、審査事件	11
4、付託事件	11
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明	12
予算議案に対する質疑	13
予算議案に対する討論	26
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明	26
議案に対する質疑	27
議案に対する討論	28
決議に基づく提出資料の説明	28
陳情審査	28
議案外所管事項に対する質問	32
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者予算議案説明	35
監査事務局長予算議案説明	36
人事委員会事務局長予算議案説明	37
労働委員会事務局長予算議案説明	37
議会事務局長予算議案説明	38
予算議案に対する質疑	38
予算議案に対する討論	38

委員会（出納局・各種委員会事務局審査）	
人事委員会事務局長所管事項説明	3 8
労働委員会事務局長所管事項説明	3 9
決議に基づく提出資料の説明	3 9
議案外所管事項に対する質問	3 9

（第2日目）

1、開催日時・場所	4 2
2、出席者	4 2
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明	4 2
政策調整課長補足説明	4 3
政策企画課長補足説明	4 3
I R推進課長補足説明	4 3
デジタル戦略課長補足説明	4 4
決議に基づく提出資料の説明	4 5
予算議案に対する質疑	4 5
予算議案に対する討論	6 4
委員会	
企画部長所管事項説明	6 4
決議に基づく提出資料の説明	6 6
陳情審査	6 6
議案外所管事項に対する質問	6 7

（第3日目）

1、開催日時・場所	8 2
2、出席者	8 2
3、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案説明	8 2
地域づくり推進課長補足説明	8 3
地域づくり推進課企画監補足説明	8 5
市町村課長補足説明	8 5
土地対策室長補足説明	8 6
次長兼交通政策課長補足説明	8 7
新幹線対策課長補足説明	8 8
県庁舎跡地活用室長補足説明	8 8
決議に基づく提出資料の説明	8 9
予算議案に対する質疑	8 9
予算議案に対する討論	1 0 5
委員会	
地域振興部長所管事項説明	1 0 6
決議に基づく提出資料の説明	1 0 9
地域づくり推進課企画監補足説明	1 1 0
次長兼交通政策課長補足説明	1 1 1

地域振興部次長補足説明	1 1 2
県庁舎跡地活用室長補足説明	1 1 4
陳情審査	1 1 5
議案外所管事項に対する質問	1 1 6

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 3 2
2、出席者	1 3 2
3、経過	
分科会（危機管理監・総務部審査）	
危機管理監予算議案説明	1 3 3
総務部長予算議案説明	1 3 3
予算議案に対する質疑	1 3 5
予算議案に対する討論	1 3 8
委員会（危機管理監・総務部審査）	
総務部長総括説明	1 3 8
危機管理監所管事項説明	1 3 9
議案に対する質疑	1 4 1
議案に対する討論	1 4 6
総務部長諮問説明	1 4 6
人事課長補足説明	1 4 7
諮問に対する質疑	1 5 0
諮問に対する討論	1 5 0
決議に基づく提出資料の説明（危機管理監）	1 5 1
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	1 5 1
新行政推進室長補足説明	1 5 1
陳情審査	1 5 2
議案外所管事項に対する質問	1 5 3
委員間討議	1 6 5
・審査結果報告書	1 6 8

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（先議分）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）

2月20日
(先議・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年2月20日

自 午後 1時29分
至 午後 2時13分
於 委員会室 1

交通政策課長

地域づくり推進課長 宮本浩次郎 君

新幹線対策課長 峰松 茂泰 君

総務部長 大田 圭 君

財政課長 小林 純 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 中島 浩介 君

副委員長（副会長） 赤木 幸仁 君

委 員 田中 愛国 君

” 坂本 智徳 君

” 山田 朋子 君

” 川崎 祥司 君

” ごうまなみ 君

” 吉村 洋 君

” 宅島 寿一 君

” 中村 一三 君

” 北村 貴寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企画部長 浦 真樹 君

政策企画課長 浦 亮治 君

地域振興部長 早稲田智仁 君

地域振興部次長兼 小川 雅純 君

6、審査事件の件名

総務分科会

第47号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）

（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午後 1時29分 開会

【中島(浩)委員長】 ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田委員、ごう委員の両人をお願いいたします。

本日の議題は、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分及び令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法について、お諮りいたします。

本日審査する議案は、国の経済対策などに伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審査する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等について

の委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、総務部長が文教厚生分科会に出席する必要があることから、企画部・地域振興部関係の審査を先に行い、終了後、総務部関係の審査を行うこととしたいと存じますが、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

まず、企画部・地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦企画部長】それでは、企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料企画部の分をお開きいただきます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、23億8,572万1,000円の増を計上いたしております。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予

算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳につきましては、別紙の補足説明資料「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧」のとおりとなっております。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（先議分）2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

今回の補正予算は、歳出予算で、3億4,920万2,000円の増となっております。

歳出算の内容については、電気代高騰の影響を受けている雲仙岳災害記念館に対し、公共サービスの維持・継続を支援するための指定管理者支援負担金や、新幹線開業効果を県内各地域へ波及・拡大させるために、西九州新幹線長崎県広報大使を活用した広報プロモーションを実

施するための経費、3ページになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国庫補助及び県単独補助対象のバス路線を維持するため、国の補助要件緩和に併せた追加支援や、県単独補助路線の補助要件を満たすことができない路線に対する支援を実施するための経費を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離島航空路線を維持するため、欠損額の増加に対する国の追加支援に併せた支援や、長崎空港の航空ネットワーク拡充等を推進するため、未就航地との双方向チャーター便運航や県産品の販路拡大等に向けた取組を展開するための経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、西九州新幹線長崎県広報大使を活用した広報プロモーションを実施するための経費及び長崎空港のネットワーク拡充等につながる施策に要する経費であります。今回、補正予算に計上しております事業については、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、鉄道対策費2,000万円、航空対策費2,900万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 次に、次長兼交通政策課長より、補足説明を求めます。

【小川次長兼交通政策課長】 国の令和4年度第2次補正予算に係る経済対策について、ご説明いたします。

補足説明資料をご覧願います。

まず、左上に記載しております路線バス運行対策追加支援事業であります。1億3,070万円

を計上しております。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国庫補助対象のバス路線を維持するため、国の補助要件緩和に併せた追加支援を行うもので、対象経費や支援額等については、記載のとおりでございます。

次に、右上に記載しております生活バス路線運行対策緊急支援事業であります。4,870万円を計上しております。

この事業は、新型コロナウイルス感染症により、利用者が減少し、輸送量や収支率などの補助要件を満たせなかった路線について、県単独補助路線と同様の支援を行うもので、対象経費や支援額等については、記載のとおりでございます。

次に、左下に記載しております離島航空路線確保対策緊急支援事業につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離島航空路線を維持するため、欠損額の増加に対する国の追加支援に併せた支援として、1億1,550万円を計上しております。

右下の長崎空港活性化事業につきましては、長崎空港の航空ネットワーク拡充等を推進するため、未就航地との双方向チャーター便の運航や県産品の販路拡大等に向けた取組の支援として、2,900万円を計上しております。

以上が、各事業の概要でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

先ほど最後に説明がありました（新）長崎空港活性化事業についてお尋ねをいたしますが、

未就航地との双方向チャーター便運航への支援ということで、コロナ禍からリベンジ消費というようなこともあるんでしょうか、ぜひこういった感染対策に気をつけていただきながら人流の流れを取り戻していただきたいなと思うんですけれども、現時点で発表できるものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。どちらに飛ぶとか、どこの航空会社を使うのかといったところで、可能な限りで結構ですので、ご教示をお願いいたします。

【小川次長兼交通政策課長】お答えいたします。

長崎空港活性化事業の詳細な内容ということですが、まずチャーター便につきましては、現在、長崎空港とを結んでいる路線というのが、羽田、成田線が一番北の路線になりますが、それから北部の方については路線がありません。また、例えば四国等についても路線がないので、そういう未就航地とチャーター便等を双方向でやることによって、いわゆる就航地それぞれの県で連携した対応ができればということで検討しているところでございます。

なお、航空会社等については、既存で今運航していただいている航空会社と色々なお話はしてございますが、現時点で、どこの会社ということについては言及を避けさせていただきたいと思います。

【北村委員】わかりました。今、交渉中ということで、なかなかつまびらかにできないというようなことでございました。

チャーターとなりましたら、やっぱり観光客向けにというようなイメージが一般的にあるので、北海道とか、雪まつりなんかもかなりの人気があるじゃないかなと思いますので、観光県同士で結んでいただければよろしいかなと思

ますので、要望として発言をしておきます。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【宅島委員】今、次長の説明の中で（新）路線バス運行対策追加支援事業ということで1億3,000万円ですね。

まず、この支援対象路線というのは何路線があるんですか。

【小川次長兼交通政策課長】今回、1億3,070万円の予算を計上しております路線バス運行対策追加支援事業でございますが、この分につきましては、9事業者で30路線が対象となっております。

通常、国庫補助対象経費として計上されておりました額が、当初2億9,400万円ほどございましたが、いわゆる乗車密度が一定の数値に達していないため、国が一部カットしておりまして、当初の交付決定としては1億6,400万円ほどの交付決定になっておりました。

その分につきましては、国の方が、コロナ禍での人の乗降が少なかったんだらうという部分も含めまして、その補助要件を緩和いたしまして追加で交付決定をされるということでございますので、この制度自体が、基本的に国が2分の1、県が2分の1という形で構成していることから、今回、その差額の約1億3,000万円について予算を計上させていただいたというところでございます。

【宅島委員】それと、もう一つ（新）生活バス路線運行対策緊急支援事業ということで4,870万円なんですけども、この事業に関しては、対象が何路線あるか教えてください。

【小川次長兼交通政策課長】生活バス路線運行対策緊急支援事業でございますが、これは対象が3事業者8路線となっております。

通常、こちらの方も県単独のバスの補助金の要綱というものがございまして、やはりコロナ禍において収支率等の要件を達成できなかったということで、本来であれば県単独のバス補助金の対象から落ちて、市町村単独の補助となるケースが多いんですが、今回これで支援をすることによって、市町村の負担も一定軽減することができると考えておりますし、バス事業者の運行継続にも資すると考えておりますので、そういう視点で、今回、補正によって支援をしたいというところでございます。

【宅島委員】3事業者8路線ということで、先ほどの9事業者30路線に比べると少ないんですけども、主に一番多いところで、どこの区間を生活バスというんですか。

【小川次長兼交通政策課長】今回の対象でございますが、基本的には諫早市内、もしくは島原半島の口之津、小浜、島原、多比良、こういうところが対象となっております。そのほか五島市の鐙瀬、福江等々の路線が、その対象となっているというところでございます。

【宅島委員】せっかくですので、一番最初に聞いた新路線バス運行対策追加支援事業、これが1億3,000万円なんですけれども、この主なトップ3ぐらいでいいから、どういうところがあるか教えてください。

【小川次長兼交通政策課長】路線バス運行対策の追加支援事業でございますが、これは先ほどご説明いたしましたように国の補助要件緩和に伴う部分でございますが、主な路線といたしましては、例えば諫早市内から県境ということで小長井の方に行くような路線、または東厚生町から飯盛団地の方に行く路線、または松浦駅前から平戸棧橋の方に行く路線、島原市内で行きますと諫早市から雲仙の路線、こういうところ

が主な対象となっております。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】今の関連やけど、出してよ、全部。主な何点とか言わんで、全部、それはしれたもんたい。委員長、お願いします。両方ね、事業者と路線と、それぞれの補助、支援費、その辺を出していただきたいと思います。

全体的に、今、話を聞きよって、これは国の新型コロナウイルス関連対応臨時交付金を活用して補正をやっておるといことなんやけど、それでできました。こういうことが、手当ができましたと。

今、話を聞きよって、大変なところたいね。要件を満たさないとか、それから乗車密度が低くて対象にならないとか、それを基本的に、今回これは補正予算なんじゃけど、この臨時交付金がなくなったら手当できないとなってしまうんじゃないだろうかと危惧するんじゃないけど、そこら辺、今後の考え方として、この時点で聞くのはどうかと思うけど、お聞かせ願いたいんじゃないけど、いかがかな。

【小川次長兼交通政策課長】今回の支援において、国庫補助対象と歩調を合わせて協調補助としてやっているのが、その路線バス運行対策追加支援事業、それと離島航空路線の欠損補助の部分でございますが、委員ご指摘の部分で、県単独補助路線の要件を満たさずに、そこを今回、私どもの方で補正で手当をしたい、支援をしたいというところの部分が多分一番大きい影響があるかと思います。

この部分につきましては、生活路線等を含めて利用者が戻れば一定その補助要件をクリアできるという前提にはなっておりますので、今後も、その状況を見ながらと思っております。今、各自治体においても、地域公共交通計画を策定

していただいております。その中で、バスだけではなく、バスとデマンドタクシーとの乗継ぎとか、そういう部分での役割分担を進めていただいております。その状況も見ながら、今後の在り方についても研究をしてみたいと考えております。

【吉村委員】今出た地域公共交通計画ね、これをやっぱりどこでも策定していきよるんだらうと思うけど、その計画自体、やっぱりその地域に住む人たちの足を確保するという観点で成り立っておかんといかんとやろうと思うので、さっきも生活バス路線なんかは要件が落ちて市町が見ないといけないようになります。それを県がこういうことでできるようになったと。ああ、よかったねとなるんじゃないけど、そこら辺が、だんだん低下して行って、復活することを念頭にとは言うけど、しない場合が、ある程度想定もされたりするわね。

だから、そういうのを地域公共交通計画の中でしっかり織り込んで、次の対策ということにつないでいくようお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、この長崎空港活性化事業やけど、空港を活性化するという理解はするんじゃないけど、いわゆるORCを、長崎県の離島航空路を確保するために、その左隣、緊急支援で1億1,500万円。年間赤字がどれぐらい、ORCが出よるとかとかいろいろ計算は立っていきよるんだらうと思うけど、黒字には少なくともあまりなりよらんというのがわかる。

それで、今少しでも赤字幅をせばめるために、福岡～宮崎とか、福岡～小松とか、そういうところはANAとかと一緒にあって、そういう稼げるところに行く。そこが頭にあるんじゃないけど、この空港活性化で、また、そのような双方向チャーターから始めて新たな路線を開拓したいん

だという思いが、先ほどからあるわけね。

ただ、それも大事やろうと思う、開拓していくということ。しかし、あくまでもそれは、ここは空港活性化なんやけど、離島航空路を守るという観点からいくと、あまりそっちに走ると主客転倒というか、本末転倒というか、そういうことにならんような考え方というのはしっかり持っとかんばいかんよねと思うけど、その点についてどうですか。

【小川次長兼交通政策課長】お答えいたします。

まず、離島航空路線の補助でございますが、今の離島航空路線を運航している事業者におきましては、離島航空路線だけで考えますと、国からの補助、県からの補助を受けても、やはり大きな赤字となるという状況でございます。

その赤字を少しでも圧縮をしたいと、いわゆる経営の安定化を図りたいということで、委員ご指摘の福岡～小松、福岡～宮崎というのをこれまで運航しておりましたが、今後、そこに加えて宮崎から中部、中部から秋田という路線についてもANAと共同をして、運航することによって経営の安定化を図ろうとするものでございます。

また、右側の空港活性化という部分につきましては、運航する事業者というのが、ORCが運航するという事は、現時点では想定はしておりません。大手の航空会社等々と連携をしたところで、そういうものやっていきたいと思っております。

特にORCにつきましては、私どもが平日頃言っているのは、離島航空路線の運航をしっかりと維持していただく、安定化していただくというのが一丁目一番地だと、その精神だけはきちっと置きながら、日々の運航に当たってほしいというお話はしてございますので、私ども

としても、その考えは大きく持っているところ
でございます。

【吉村委員】今の説明で大体わかりましたけど、
そういうふうに相乗効果も狙いながらという
ところも頭に入れながら取組を進めてもらいた
いと思います。

最後に、もう一つ、ここにはあまり関係な
かと思うんだけど、あえて言うんだけど、企画
部長とか、この総務部関係は予算が上を通っ
て、よその部局にいくわけよね、こういうコ
ロナ対策補正でも。それでいくんですとなる
んじゃけど、そういうときに、もうほかの部
局が組んだ予算だからというので、あまり興
味がないうたら語弊があるな、何と言うかな。
ほかの部局がしている事業にも意識を持っ
てらっしゃるといふかね。それで今回の補正
も目立つのが緊急補正なので、例えば燃油
高騰とか、そういうことに対応して県の施設
とかに助成しますとかというのがずっと目立
ったわけだね。

それで、僕なんか佐賀県の資料が、前も言
ったんじゃけど、小規模事業者とか、貨物事
業者とか、民間ね。そこに例えば燃油高騰で
ガソリンやったら1リットル10円の補助、L
Pガスやったら立方20円の補助とか、そう
いうのを具体的にしているわけよ。だから
そういうのもしてほしいのよ、民間について
も。公共交通も必要やけど、例えば民間に
もしてよというようなことを言うけど、な
かなか実現しない。そこら辺を出す側とし
て、その根っこの部分として、そういうの
も頭に入れて、そういう企画もやってよと
かということをお願いしたいなと思うん
だけども、企画部長どうですか。

【浦企画部長】国のこの交付金の活用につ
いてでありますけれども、通常の、毎年や
っている地方創生推進交付金につきましては、

私どもも窓口になっておりますけれども、充
当する事業については、企画部も一緒に入
って、どういうプロジェクトを組むかとい
う形でやっております。

そういう意味では、企画部もしっかり関わ
って、施策の構築、充当先を決めているん
ですけれども、今回の臨時交付金につきま
しては、今、委員からお話がありましたよう
に、やはり緊急的な経済対策ということに
なりますので、基本的には国の方から示さ
れております経済対策としての推奨事業メ
ニューみたいなものが、生活者支援であ
りますとか、そういったメニューが一定示
されますので、そういうのを基に、基本
的には各部局で現場の状況を踏まえた経
済対策を考えて、財源として、この臨時
交付金を、査定を行った結果として振り
分けるということになりますので、なか
なか経済対策の中で、査定の場面では我
々も参加はするんですが、通常の推進
交付金のような形でしっかり最初から入
り込むということは、時間的にも難し
い面がありますけれども、基本的には、
可能な限り現場の実情、実態を踏ま
えての対策ということは全庁的に意
識を共有してやっておるところです
ので、まだまだ足りないというよう
なご指摘がありましたら、そういうのは
しっかり真摯に受け止めて、これか
らもうそういう意識はしっかり持
ってやっていきたいと思っております。
実情としては、今そういう状況で
ございます。

【吉村委員】実情はわかるのよね。ただ、各
部局が予算をいろいろ考えて引っ張り回
す、あなたたちは要件に従って、よければ
出していくというそういう作業の中で、
やっぱりそういう意識を持っておいて
もらいたいなというか、去年からず
っと言うんだけど、今度の新年度予
算にもなかなか組み込まれないとい
う。僕も総務委

員会ばかりおるもんやけん、行きたいんだけど、よそにもさ、だから愚痴になってしまう。

そういうことで、頑張っ、そこら辺にも意識を持ってやっていただきたいというのを要望しておきますので、お願いいたします。以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。しばらく休憩いたします。

午後 2時 0分 休憩

午後 2時 0分 再開

【中島(浩)分科会長】 分科会を再開します。

これをおもちまして、企画部、地域振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部関係の審査を行います、理事者入替えのため、しばらく休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 7分 再開

【中島(浩)分科会長】 分科会を再開します。

これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会分科会関係議案説明資料第47号議案分をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立いたしました国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算といたしましては、地方交付税8億5,478万9,000円の増、県債1億630万円の増となっております。

以上をおもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時 9分 再開

【中島(浩)分科会長】 分科会を再開します。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

この後、委員間討議を行います。理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時 10分 休憩

午後 2時 11分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切替えて行いたいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 12分 休憩

午後 2時 12分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 13分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年 3月 7日

自 午前10時 0分
至 午後 2時21分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
”	坂本 智徳 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	ごうまなみ 君
”	吉村 洋 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 一三 君
”	北村 貴寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	橋本 真和 君
首 席 監 察 官	平戸 雄一 君
首席参事官兼警務課長	川本 浩二 君
総 務 課 長	車 康之 君
広報相談課長	山田 恭市 君
会 計 課 長	沢田石 徹 君
装備施設課長	松尾 和人 君
監 察 課 長	山崎 博之 君

厚 生 課 長	林田 哲朗 君
留置管理課長	久田 庄蔵 君
生活安全部長	川口 利也 君
生活安全企画課長	宮下 直樹 君
人身安全対策課長	松尾 文則 君
少 年 課 長	奥野 勝 君
生活環境課長	井上 信男 君
サイバー犯罪対策課長	朝末 英一 君
地 域 部 長	鷺池 満治 君
地 域 課 長	黒崎 誠 君
刑 事 部 長	山口 善之 君
刑事総務課長	宮崎 和久 君
捜査第一課長	松本 武敏 君
捜査第二課長	中道 宣信 君
組織犯罪対策課長	下田 健一 君
交 通 部 長	植木 保 君
交通企画課長	式場 龍明 君
交通指導課長	林田 晋 君
交通規制課長	永尾 俊之 君
運転免許管理課長	松尾 邦仁 君
警 備 部 長	池園 直隆 君
首席参事官兼 サミット対策課長	杉本 正彦 君
公 安 課 長	船場 幸夫 君
警 備 課 長	一瀬 永充 君

会 計 管 理 者	吉野ゆき子 君
会 計 課 長	岩村 政子 君
物品管理室長	高橋寿美子 君

監 査 事 務 局 長	上田 彰二 君
監査課長(参事監)	太田 勝也 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君

職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

調整審査課長 山田 譲二 君

議会事務局長 黒崎 勇 君

次長兼総務課長 藤田 昌三 君

議事課長 川原 孝行 君

政務調査課長 濱口 孝 君

第17号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第18号議案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第20号議案

長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

第29号議案

包括外部監査契約の締結について

諮問第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

・要望書

・令和5年度 県政に対する要望

・令和5年度 県政に対する要望

・日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書

・JR北海道の国有化を求める意見書を国に提出する事に関する陳情

・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ

・大村市中央商店街における騒音・安全対策に関する要望

・国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

・庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第1号議案

令和5年度長崎県一般会計予算（関係分）

第9号議案

令和5年度長崎県庁用管理特別会計予算

第12号議案

令和5年度長崎県公債管理特別会計予算

第35号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算(第14号)

（関係分）

第41号議案

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算

（第1号）

第43号議案

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算

（第1号）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議 案

第16号議案

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

用・公開・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 00分 開会

【中島(浩)委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第16号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」ほか6件であります。そのほか、陳情10件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員一回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【橋本警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算10億274万1,000円、歳出予算391億4,005万5,000円となっております。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

2ページ下段に記載しております一般管理費につきましては、一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機の使用賃借料等20億1,858万8,000円などを計上いたしております。

給与費、装備費につきまして、記載のとおりであります。

警察施設費につきまして、一般施設整備費として警察署庁舎の改修、佐世保警察署庁舎建替の用地購入経費、設計委託経費等8億4,482万8,000円などを計上いたしております。

4ページをお開きください。

運転免許費につきまして、記載のとおりであります。

一般警察活動費につきまして、一般的な警察

運営、地域警察に要する経費等8億1,648万1,000円を計上いたしております。

一般警察活動費には、高齢社会対策として、二セ電話詐欺を始めとした犯罪の抑止対策経費や高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費等を計上いたしております。

刑事警察費、交通指導取締費につきましては、記載のとおりであります。

このほか、債務負担行為は5ページ上段から下段にかけて記載のとおりでございます。

次に、5ページ下段から7ページ中段にかけて記載しております第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算905万1,000円の減、歳出予算3億9,207万7,000円の減となっております。

歳出予算の主な内容は、警察活動に要する各種システム借上料等の執行残や、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費であります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ます。

質疑はございませんか。

【宅島委員】 4ページの一般警察活動費について8億1,648万1,000円が計上されているんですけども、この中で二セ電話詐欺をはじめとした犯罪の防止対策と書いてあるんです。

先日、私の携帯電話に、契約していない携帯電話会社を装ってショートメールが入ってきたんです。自分が契約している先ではないので、警察の方に「こういったメールが入ってきたんですけど」と相談をしたら、「これはSMS詐欺ですね」とかえってきたんです。

実際にこの会社を使われているとか、このメールに特に何の不思議もなく、ぽんと押したら架空請求がきたり、いろいろと電話等々につながって、オレオレ詐欺みたいなことにつながっていくんだろうなと思ったんです。

どのような手口があるのか、事前に通告をしておりましたので、その辺を含めて詳しく説明をしていただきたいと思います。

【宮下生活安全企画課長】 二セ電話詐欺の手口にいかなるものがあるかというご質問でございます。

先ほどお話しされた、宅島委員のもとにショートメールとして届いたということで、NTT、大手通信会社を装って、支払いの料金が未納ですということで、架空の事実を口実として金銭をだまし取る架空料金請求詐欺、これにつきましては、最近ではネットにつながったパソコンにウイルス感染があるということでサポートしますという手口も結構多くなっているようでございます。

ご承知と思いますけど、市役所職員等を装って、医療費の還付金があるということでATMを操作させる還付金詐欺、あとはオレオレ詐欺

とか、融資保証金詐欺とかギャンブル詐欺、金融商品詐欺と、全国共通で10種類に手口が分類されております。

架空料金請求詐欺の手口が多くなっています、令和4年中、県での被害113件のうち84件、約74%が架空料金請求の手口で占められているという実態でございます。

【宅島委員】今、課長から答弁をいただいたんですけれども、委員長、お許しを得て資料の配付をしていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

【中島(浩)分科会長】資料配付をお願いいたします。

（資料配付）

【宅島委員】せっかくの機会ですので、委員の皆様方にも、こういった手口の一覧がありますということで、ぜひご承知いただきたいと思ひまして、委員長の許しを得て資料を配付していただきました。

それで、全国からいくと、特殊詐欺の全体の被害額が361億4,044万円で、長崎県においてはそのうち2億161万円が被害総額として認知、そして検挙件数が全国で6,629件、長崎県で69件、42名を検挙しているという資料であります。

このような被害に遭わないように、どのようなことに注意をすればいいのか、教えていただければと思います。

【宮下生活安全企画課長】県民が被害に遭わないように注意することはというお尋ねでございます。

現在、私どもも情報を発信しておりますけど、県下でどのような手口が発生しているか、県民一人ひとりの皆さんが身近な情報として知っていただくことと、いつかだまされるかもしれないという危機意識を持っていただくことも大事

なことだろうと思っております。

それと、還付金詐欺などは1本の電話から始まりますので、電話を遮断する対策として留守番電話機能のある電話機や、私どもが周知、設置しております自動通話録音機、撃退機ですね、これなども設置していただいて、不審な電話を遮断していただくこと。

そして、電話やメールでお金のお話が出たら、一人で解決しようとせずに、すぐに家族や警察に相談することなどが被害に遭わないために必要なことであろうし、また、これらを対策の一環として広く県民に呼びかけているところがございます。

【宅島委員】私はたまたま、契約先ではない大手の携帯電話会社からそういうメールがきたので、これはあやしいなと思って相談ができたんですけれども、広く啓発活動について、この予算の中でどのような啓発をしていくのか、教えていただければと思います。

【宮下生活安全企画課長】今後、どのようにして注意喚起を図っていくのかというお尋ねでございますが、まず県民に知っていただくということですので、つまりは情報発信の強化に積極的に取り組んでいくということでございます。

日々認知したニセ電話詐欺の事案につきましては、安心メールキャッチくんもございますし、県警公式のSNSで発信しております。また、自治体の防災行政無線も活用して、各地域に放送していただいております。

それと、委員もご承知と思ひますけど、報道各社にも、日々のニセ電話詐欺事案を認知した場合は情報を提供しております。特にNHK局は「その電話、詐欺ばい」という特集で、夕刻時間と夜9時の全国ニュースの前にも放映していただいております。これにつきまして、市民、

県民の方から、番組を見て被害を防げたという反響がございます。

巡回連絡などの直接的な活動に加えまして、多種多様な媒体を活用して、タイムリーな周知・広報に今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

【宅島委員】ありがとうございました。毎日のように、こういう被害に遭われる方が全国にいらっしゃるって、長崎県警におかれても、ぜひ未然に防ぐ策として啓発活動に力を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】宅島委員からの資料請求があって、整理されてお知らせいただきましたので、大変ありがたいと思って今、見ておりました。

資料の後半、後ろから2枚目に被害者アンケートとありまして、先ほど宅島委員からもご指摘があったように、この啓発に取り組まないといけない。アンケートに答えた人の9割は自分が被害に遭うとは考えていなかったと、まさに心のすきをついたところがあるんじゃないかなと思っておりますので、より一層力を入れていただきたいというふうに思っております。

いま一度、このアンケート調査を踏まえてどういった取組がなされているのか、新年度、強化をしようとしているのか、お尋ねをいたします。

【宮下生活安全企画課長】先ほどお配りした資料に被害者アンケート結果ということで載せております。「自分はだまされないと思っていた」が28%、「詐欺について考えたことはない」60%と、おおよそ9割が、自分は被害に遭わないんだと自信を持っていることが表れた結果だろうと思っております。被害に遭われた方に被害者

アンケートをとるわけでございますけど、ほとんどの方が、被害に遭わない自信があるとか、だまされないと思っていたと、そして、ニセ電話の手口かれこれは知っておりますということです。いわゆる知識はあるのに、実際にニセ電話詐欺の電話や、メールがスマホにあれば被害に遭ってしまう、そういう危機意識が欠如している、知識はあるのに意識がないという状態だろうと思います。

そこで、皆さんに危機意識を持っていただくということで、対策は先ほど述べましたが、情報発信活動もしかりです。基本的には3本柱、電話対策、周知広報、そして声かけ対策という大きな3本柱に沿って粘り強く徹底して対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。最終ページに被害の阻止件数もお知らせいただいております。電子マネーの詐欺が増加傾向にあることから、前々回だったですか、対策強化をということで質問をさせていただいて、報奨制度も設けてコンビニ店の皆様にご協力をいただく取組をなさって、強化をされているところであります。

このコンビニ店における阻止の実績といたしますか、効果についてお尋ねをいたします。

【宮下生活安全企画課長】銀行、コンビニの皆さんの声かけ等によって阻止した、未然防止に努めた状況はというお尋ねでございます。

昨年、113件の被害があっておりますけど、実際に声かけで阻止した件数は172件把握しております。要は172人の被害を防いでいただいた。これについては、一昨年と比較して74件の増加です。非常に声かけ対策、窓口対策は有効に効果が表れているのではないかと考えている

ところでございます。

加えまして、コンビニにおける阻止件数は57件でございます。先ほどの172件は全体の阻止件数、コンビニにつきましては57件ということで、3分の1ぐらいを占めております。これは一昨年と比べて12件の増加で、私どもは、様々な研修をやっておりますが、その効果が表れているんじゃないかと感じるところでございます。

【川崎委員】コンビニの皆様のご協力によって57件、阻止する件数も増えているということでもあります。業務多忙の中において、そういったところまで目配せ、気配せをしていただいたの取組でありますので、ご協力をいただいた皆様、阻止をしていただいた皆様、しっかりと顕彰もしていただきたいと思いますが、そういう取組はどのような状況か、お尋ねをいたします。

【宮下生活安全企画課長】コンビニにおける電子マネー対策の検証ですね。（発言する者あり）報奨制度を昨年10月から実施しているところで、声かけをしていただいた方にはクオカードを贈呈しております。その報奨制度につきましては、これまで1月末で40人に贈呈させていただいております。コンビニの店員の皆さんも、この報奨制度があるからではないんですけど、声かけの率が上がっている、効果が上がっているのではないかというのがうかがえる状況でございます。

【川崎委員】クオカードのためということとは決まてないとは思いますが、そこは一つのきっかけとしてご協力いただいていると、大変にありがたいと思っております。

よく警察署の方、署長さんあたりが感謝状をお渡しする、そこを報道の皆様にご報告していただく、そしていろいろなお知らせをしていただいて、さらにコンビニの皆様にも、も

うちょっと頑張っていこうや、みたいなモチベーションにもつながっていく。そういったところを知らせることによって意識改革といいますか、意識してもらうことの一つになれば、いい循環が生まれるんだらうと思います。ぜひ、しっかりとした顕彰、感謝状なのか、そういったところもお取組をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮下生活安全企画課長】水際対策、窓口対策ということで、この架空料金請求詐欺を止めるすべとしては、コンビニ店舗の従業員の皆様方は非常に重要であろうと思います。今後も引き続き、報奨制度も含めて、声かけ対策を徹底して努めてまいります。

失礼いたしました。署長からの感謝状も、各警察署、所轄、功労があった場合はほとんど、招致したり、あるいは店舗に向いて労をねぎらっているところがございます。関係機関の皆さんも非常に協力的で、今後もその制度を活用しつつ、周知広報に努めてまいりたいと考えております。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】お尋ねいたします。交通指導取締費について、この内訳を教えてください。4億1,810万2,000円分です。

【沢田石会計課長】交通指導取締費として約4億1,800万円を計上しておりますが、その主な内容としましては、交通事故の情報や交通違反切符の管理を総合的に行う交通総合管理システムの運営経費のほか、放置駐車違反の取締りにかかる経費、自動車保管場所調査及び入力業務の委託料など、交通安全活動や交通指導取締りの実施のために必要な経費を計上しております。

【山田委員】交通取締りで捕まった時のデータ

を管理する、データを共有したりするものと、これは毎年かかる経費という理解でよろしいですか。

【沢田石会計課長】そのとおりです。システムの維持費については毎年度かかっております。

【山田委員】データの入力のコスト業務みたいなことを言われたかと思うんですが、違反とか、そういったことのデータ、個人情報の取り扱い、もちろんいろんな契約の中でされていると思いますが、こういったものを業務委託されているのか教えて下さい。

【沢田石会計課長】データの入力の関係で先ほど話したものに付きましては、自動車保管場所調査、車庫証明の調査の関係の入力業務の委託料ということで計上しております。

【山田委員】わかりました。

次に、5ページの警察職員の制服のリユース業務委託などということで予算が計上されております。この内容も教えてください。

【松尾装備施設課長】制服リユース業務委託の概要でございますが、平成30年度から、廃棄物量の削減及び経費削減のため、返納された制服類のうち、未使用品または使用済みのもので生地に損傷等がなく補正していないものについて、エンブレムの交換などを行い、再利用可能な状態にする作業と、再利用できないものについてはボタン等を取り外して廃棄する業務となっております。

【山田委員】平成30年からそのような取組をいただいているようではありますが、実際それで新たな人に渡った数とか、そういったものはありますか。

【松尾装備施設課長】令和3年度分については、約2,000点のリユースを実施しております。これを新規購入した場合と比較しますと約

2,100万円の削減効果がございました。

【山田委員】本当に警察は、公舎一つとってもそうですが、全てにおいてよくやられているというか、そういう意味で工夫していただいているということ、これでまた改めて感じたところであります。引き続き、環境にもやさしく、お財布にも優しく、このような取組は継続をいただきたいと思っております。

もう1点の一般警察活動の支援業務などというのは、こういったものが入るのか教えていただけますか。

【沢田石会計課長】そのほか機動隊員に対して給食を提供する業務とか、被留置者に対して食事の提供をする業務などが計上されております。

【山田委員】知らなかったんですけど、機動隊の人には給食を出すようになっているんですか。

【沢田石会計課長】機動隊は、緊急で出動したりする場合がありますので、寮に入っている方もおりますので、その方には給食を支給する制度を導入しております。

【中島(浩)分科会長】ほかに質問はございませんか。

【ごう委員】資料4ページ上段で運転免許費について1点確認させてください。

免許試験費として、運転免許証作成装置整備費と運転免許事務委託料等で6億4,105万2,000円計上されておりますが、この具体的な内容についてお知らせください。

【沢田石会計課長】免許試験費は、運転免許試験に要する経費として、運転免許試験場の維持管理や運転免許証の作成、運転免許事務の委託などに要する経費を計上しております。

主な内容としましては、運転免許の更新にか

かる事務の委託、運転免許証の作成装置のリース料、運転免許証用の消耗品のほか、現在、運転免許業務の合理化、高度化を図るために、運転免許のシステムを警察庁の整備するシステムに移行することとしておりまして、そのためのシステム改修やデータ移行に要する経費を計上しております。

【ごう委員】システム移行の準備というか、そういったことの経費の計上ということですが、このシステム移行は令和何年ぐらいに完了するんですか。

【松尾運転免許管理課長】先ほどご質問がありましたシステム移行でございますが、これは運転免許業務の合理化、高度化といいまして、これにつきましては、各都道府県でこれまで運転免許管理システム、これは運転免許の情報管理をするシステムでございますが、これを各県で今までは整備をしておりました。これを、警察庁が提供します運転者管理システムへ移行することになっております。これは令和5年1月4日から警察庁と岡山県が先行して移行をしておりまして、長崎県は令和7年1月からの予定になっております。運転免許証とマイナンバーカードの一体化等を行うために、警察庁の指示により、全国都道府県警察で取り組んでいる事業でございます。

【ごう委員】わかりました。マイナンバーカードと一体化するためのシステムの改修という理解でよろしいんですね。これが令和7年1月からと、2年後ということでした。ありがとうございます。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】何点かね。3ページ、一番上の会計年度任用職員運営費、警察安全相談員、交番

相談員報酬等3億8,900万円。これ、全体の職員給与の301億円からしたら、費用的に1%ぐらいの割合ではあるんだけど、この任用職員の採用というか、そこら辺の配置とかというところで、安全相談員と交番相談員の動き、ここら辺は全部任用職員である程度埋めていこうというふうな職員運用の在り方になるのかどうかということをお知らせいただけるんですか。今後も含めてね。

【川本警務課長】会計年度任用職員について、本年は160名を予定しております。内訳につきましては、交番相談員が73名、警察安全相談員19名、主なものでスクールサポーター、カラーガード隊員等もろもろで160名としております。

交番相談員につきましては、県下の交番に全て配置することにしております。安全相談員につきましては、各警察署の相談の窓口等において、住民からの相談等に対応するようしております。

【吉村委員】交番相談員を全て配置というのは、今年度初めて全てに埋まるというのではなくて、何年度から交番相談員は全箇所配置になっているんですか。

【川本首席参事官兼警務課長】今年度ではなくて、既に全交番に配置しております。ただ、何年度かというのは、後ほどお知らせしたいと思います。

【吉村委員】正職員もおるんだけど、これはほぼ警察OBの方ですか、中身は。そこら辺を具体的に教えてくださいか。

【川本首席参事官兼警務課長】交番相談員につきましては、警察官のOBが全てとなっております。

【吉村委員】そこら辺を全員正規職員ではなか

なかカバーできないので、警察OBの方に協力
いただいて任用職員になっていただいて、その
の足らざるを埋めていくという考え方で今後ず
っと確立されていくのかどうか、そこら辺の根
本的な考え方をお知らせいただけませんか。

【川本首席参事官兼警務課長】交番につきまし
ては、その規模に応じて適正な警察官を配置し
ております。ただ、警察官は署外活動がござい
ます。巡回連絡に行ったり、警らに行ったりと
かがございます。そういった時に、留守番では
ないですけれども、住民の皆様が駆け込んで来
た時に対応できるよう、交番相談員を配置して
対応しているところです。

【吉村委員】正規職員を、いわゆる定数をどん
どん増やしていくこともなかなか難しいところ
があるんだろうと思います。なので、そのの足
らざるをこういうところで補って、現場をきち
っと整備していくと、対応ができるようにして
いくということで、今後この任用職員の割合が
増えていく傾向にあると考えていいのか、今ぐ
らいで、これ以上はそう増えないというふうに
なるのか、そこら辺は今後の方向性としてどう
いうふうな考えを持っておられますか。

【川本首席参事官兼警務課長】定年制の延長が
来年度から始まります。これに向けて、短時間
任用職員も採用する方向で現在調整をしている
ところです。

そういった意味で、短時間も含めると、人
員については、若干ずつではありますけれども
増加させていきたいと考えております。

【吉村委員】そういうことだろうと思います。
定年の延長もこれありではあるけれども、一定
それが完了したら、その後はまた同じような状
況になるわけですから、OBの方々も力がまだ
あると思うので、ここを積極的に活用していく

のは一つの道だろうと思うので、今後ともその
方向でやった方がいいと思いますので、よろしく
お願いします。

次に、4ページの一番上の運転免許費として
高齢者講習委託料等9,600万円、これの中身は多
分、道交法が改正になって、75歳以上は免許更
新の時に実地試験を受けなければならないと義
務化されたことに関連があるのかなと思います
けど、どうですか。

【松尾運転免許管理課長】こちらの委託料の中
には、先ほど委員からご指摘がありました高齢
者講習等ということで、運転技能検査も含まれ
ております。

この状況につきまして令和4年中でお話しま
すと、5月13日から改正道路交通法が施行され
まして、12月31日までの延べで対象が915人お
りまして、636人が自動車学校等で受験をして
おります。563人が合格、73人が不合格という
ような状況になっております。

【吉村委員】その前を聞きよるとだけども。そ
んな、昨日の質問じゃないけど、あんまり気の
利いて早く言わんちゃよかとばい。

そういうことで、実地試験が行われるように
なって、対象者がこうで、今、合格者がこうで、
不合格者がこう出たと。

その実地試験をする場所、私たちもこの前、
大村の運転免許試験場で実地試験の体験をさせ
てもらった。これをクリアせんとだめなんです
よと、落ちたらどうするのと、そうしたら2回
目を受けんばいかんとすと、2回目も落ちたら3
回目となって、1回1回費用がかかるので、これ
はあなた、年金生活者は大変じゃないのという
ような話をしたことを覚えている。

まず、今の答えの前に、そういう試験場とい
うのは、どういうところが試験場になり得るの

か。その時にちょっと耳にしたのは、どこかの駐車場の屋上がそういう会場になっておりますという話を聞いた記憶があるんだけど、どういふところが試験場になり得るのか、そこら辺を教えていただけますか。

【松尾運転免許管理課長】技能検査の実施場所、試験場は、県下の指定自動車学校、届出の教習所と運転免許試験場で行っております。

先ほど委員からございました駐車場の屋上の話は、令和4年10月17日から、大村市内の民間の会社が運営します駐車場の屋上で大村高齢者講習センターというものが開設されまして、ここでも実施をしている状況でございます。

【吉村委員】大村高齢者講習センターのように申し出をして、ある程度の施設が整備されておればどこでもできるのかどうかということについてお知らせください。

【松尾運転免許管理課長】この講習の実施には、その場所であったり、人であったり、そういった環境が整わないと許可ができないことになっております。現在、この検査をしているところには、そういった検査ができるコースが用意されていたり、指導員は運転技能検査の講習を受けなければなりませんので、高齢者講習の教養を受けなければなりませんので、こういった資格を持っている方がいるかどうかで、できるかできないかということになります。

【吉村委員】だから、そういうのを県下に周知したのか。こういう資格者があって、こういう条件、試験場の整備がされておれば許可できるのか。これは、警察の許可か、どこの許可でやるのか。

【松尾運転免許管理課長】こちらは警察、公安委員会で許可をしております。実施場所はコースがないとできませんので、自動車学校や教習

所等にこういったところを法改正の前から周知をしまして、一定の検査ができるように準備をしてきたところでございます。

【吉村委員】危惧するのは、そこ1か所できまして、それは足らんけんよかとかもしれんけど、「うちもしたかったのに」と後から出たら、そこら辺の公平性とか公正性とか、周知の徹底とか、こういう条件をクリアすればできるんですよというようなことがあって初めて、ここが1か所応募したのかどうかということが問題なわけよね。だからそこら辺、これを長く言うと、もう時間が来るので、今後、そういう高齢者の講習が増えるだろうけん、場所が足らんのであれば、地域に1か所、どこか民間でもつくっていくとか、計画的に配置を考えてやっていただきたいと思いますが、答弁ありますか。

【松尾運転免許管理課長】先ほど委員からお話がありましたとおり、高齢運転者の数は今後また増加するものと考えております。そういったところもございまして、今後も民間とかに働きかけを行いながら、運転免許試験場でも直営でっておりますので、こういった枠の拡大を図りながら、適切に運用がなされるように努めていきたいと考えております。

【吉村委員】次にいきます。5ページの債務負担、各種システムやネットワーク機器云々の令和6年から令和15年と、これはちょっと長いなと思うけど、債務負担26億円。これは、なんでこのように長期間、債務負担行為をせんといかんのかなと思うんじゃけど、その理由についてお知らせください。

【沢田石会計課長】こちらの債務負担行為には様々な機器の賃貸借等を計上しております。基本的には5年前後でリースを組んでいるところが多いのですが、一部、長い期間使えるシステ

ムがございまして、今回はヘリコプターテレビシステムの設備で、ヘリコプターで上空から撮影したものを警察本部に伝送する装置がございまして、こちらの機器は長期間使用に耐えるということで、10年間の債務負担行為を計画して計上しております。

【吉村委員】今、ヘリコプターテレビシステムと言ったけど、たいがいせいぜい5年というリース期間が普通は考えられるところやけど、そのヘリコプターテレビシステムは、長期間に耐え得る、途中で絶対に更新されないような機械なのか。どうか。

【沢田石会計課長】絶対にとすることは、この場で正直にそこまで確定はできないところはございまして、他県でも同様に導入しているものでございまして、機械としては使用に耐えるということで計画を進めております。

【吉村委員】使用に耐えるね。思ったのは、システムとかネットワークとかというと特殊性があって、まだ出てきておらんけど、政策等決定過程等の中にも毎回出るんじゃないけど、入札じゃなくてどうして随契なのかという時に、この技術はこのメーカーだけしか持たないからという話になるわけよね。それでも長期リースということはないわけよ。

それなのに、これだけは令和6年から令和15年やけん、何年か、8年、9年、そのくらいの長期間を継続して契約を結んでおく必要があるのかなと、ちょっと疑問を感じたから聞いたんじゃないけど、やっぱりその必要性はあるわけね。いかがですか。

【沢田石会計課長】本来であれば新しいシステムに変更していったり、いろいろ取替えを考えていくべきところもあるかと思いますが、経済性とか機械の耐久性、ヘリコプターに積み替え

たり、地上で受信する設備の取替え等、入替えの手間や金額等を考えると一番経済的ではないかという計算で進めているものでございます。

【吉村委員】課長のその言葉を信じておきましょう。でも、年々こういうものは新しく機能がどんどんどんどん変わって、新しい機能が出てくるので、そこら辺は常に対応できるような体制はつくっておってください。よろしく願います。

最後にもう1点だけ被服費、さっき出ましたが、同じ5ページで下の方にリユース業務委託3,800万円、これも債務負担なのよね。債務負担を組んで契約する理由は何ですか。

【松尾装備施設課長】リユース業務の債務負担行為であります。これは4月分と5月分だけ、金額にしては30万円弱になります。ほとんどは退職者の方の制服等を集めてリユースにするもので、年度を超えてする必要もございまして、このような形にさせていただいております。

【吉村委員】わかりました。そういうことね。

それともう一つ、さっきもちょっと出よったけど、リユースをするのはいいことだと思うけど、新しい制服を新任の警察官とか事務職員に配るほかに、制服が古くなって着られなくなったので交換をしますというあたりが考えられるのかなと思うけど、そういう中でリユースをすることで、令和3年の実績で2,000点、2,100万円の費用が少なくて済んだと効果をさっき言われたんです。傷みが少ないものをエンブレムとかを交換して使うんですと、その傷みが少ないのが2,000点も出る背景をちょっとお知らせいただけんですか。

【松尾装備施設課長】制服につきましては、職種に応じて、例えば地域警察官であるならば制服をほぼ毎日着ます。内勤の刑事はスーツとか

を着る場合が多いので、それぞれの職種によって大分変わってくるんですけども、それぞれの制服は貸与期間が決まっております、例えば冬制服であるならば12か月とか、それを基準としまして、県民の皆様に見苦しくないような制服をきちんと確保するようにと私たちも推奨しておりますので、それぞれの職員が、ちょっとこれは事件で少しほころびたとか、血が付いたとかとなれば交換をお願いしているところでございます。

2,000点という数がちょっと多いということではございますけれども、それまではほとんど廃棄処分しておりましたので、もったいないとそれぞれ職員の意識が変わってきて、これはまだ使えるというのをどんどん本部に送ってきている状況かと思っております。

【吉村委員】 2,000点が多いか少ないかと、多過ぎると言ったわけでもないんですけど、使える制服がそれだけあるということがどうなんやろうと、状況がわからんもんだから聞いたわけよ。新しいのがいっぱいあるということは、例えば早期退職した人がおるといふこともあるのかなと思ったりして。

そういうことはあまりないと考えていいんですか。いかがですか。

【松尾装備施設課長】 委員ご指摘のとおり、早期退職した方もおられますので、そのような制服の場合は新しいのが多い場合もあります。あとは、体型がちょっと変わった場合とか、職種が変わった場合、例えば地域警察官で勤務していたけれども刑事になったとか、そういう場合に制服の枚数を減らして、使えるものはリユースに回そうとか、そのような意識が向上してきたと考えております。

【吉村委員】 リユースのところだけ見ると、

3,815万円かかるんじゃないけど、2,100万円の削減効果があるんですよ。その前の方を見ると、被服費で1億6,839万円とあるわけ。だから、これが2,100万円減額されていると考えていいのかなと思うんだけど、どうですか。そのとおりですか。

【松尾装備施設課長】 そのとおりでございます。

【吉村委員】 そういう効果があれば、こういう取組は今後もどんどん進めてもらうのがいいですね、大事に扱って。

それから、捨てよったというけど、このごろリユースというと、制服としては使えんですよと言いながらも、結構頑丈にできた制服でしょうから、警察の制服は、それを素材と考えたら、この頃よくバッグとか何とか、いろんなものできよるじゃないですか。そういうところに、わからんようにして生地素材として出すというのも。せっかくリユースというんだったら、そこら辺まで頑張ってやれば、欲しい人はいっぱいおるんじゃないかなと、安く譲ってやるならね。それこそ、ただでもいいのかもしれないけど、警察で使いよった制服の生地だと言うと売れるかもしれないかと思ったり。おれが扱おうかな、手数料取って。そういうのも進めるように考えてみてください。お願いしておきます。以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】 3ページの職員公舎整備費で2億8,434万7,000円上がっておりますが、この中身を教えてください。

【沢田石会計課長】 職員公舎整備費につきましては、職員公舎の建設や改修などに要する経費を計上しております、この大半は対馬北警察

署の職員公舎の建設にかかる工事費、工事監理費が占めております。そのほか、職員寮の給水設備改修工事費用などを計上しております。

【山田委員】対馬北警察署の職員公舎が相当古くて、オール建替えを行ったという感じですか。そこが主な予算で、残りは先ほどの感じのものをされたかと思うんですが。

私は以前からずっと気になっていたんですが、全般的に警察公舎は、県の公舎に比べて非常に古いというか、そういう状況でずっと長年我慢をいただいていたように感じていたんですが、現状として大分よくなってきたのか、リフォームをしたりして生活の質といった状況は大分改善されているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【松尾装備施設課長】職員用公舎は県下154棟、1,114戸、職員の寮が5棟、166室あります。これらの中には老朽化して使えないものがありますので、そのようなものは外しているんですけども、鉄筋コンクリート造りでまだ耐用年数が見込まれるものについては順次補修をしまして、環境というところにつきましても、例えば水回りだけのリフォームをすとか、そのようにして順次進めておりますので、環境としては徐々に上がってきていると思っております。

【山田委員】耐用年数があると思うんですけど、とても古いもので築何年なのか、教えてくださいませんか。

【松尾装備施設課長】公舎で一番古いものは、昭和38年に建築した、築59年になります長崎地区の若竹警察官待機宿舎です。

【山田委員】築59年というと相当古いものだと思うんです。中の改修とかしていただいているかと思うんですが、多分、県の公舎でそこまで古いものはないかなと思います。できました

ら順次、時代に合わせて、ニーズに合わせて造っていただく。

私は、できれば、県民の安全・安心を守っていただいている方々に、ある程度快適な住まいを確保していただきたいと強く思っていますので、予算をしっかりと取って環境を整えていただきたいとご要望を申し上げたいと思います。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【田中委員】先ほどちょっと出ていた会計年度任用職員、この制度について、全体像を教えてくださいませんか。

というのは、退職する職員の皆さんが再任用になる、喜んで受けもらえるような制度になっているのかなど。退職時に、期待して再任用に自分は行くぞと、そういう喜んでもらえるような制度になりつつあるのか、なっているのかなど。その全体像をちょっと教えてくださいませんか。

【川本首席参事官兼警務課長】退職者の再任用の関係で、フルタイムで働く再任用職員につきましては、令和5年度、警察官が15人、一般職員が3人の合計18人を任用予定としております。先ほど申し上げましたけれども、新たに再任用短時間勤務職員の運用を開始して、警察官12人、一般職員2人の合計14人を任用する予定です。それから、先ほどご説明いたしました会計年度職員160人分の予算をお願いしているところです。

退職に当たりましては、退職者に対して希望を取っております。それぞれ希望があり、フルタイムで働きたいという方が多数おります。今のところ、会計年度職員で働きたいという方が若干多いような形になっています。

【田中委員】もう一つ、概略でいいんだけど

も、知りたいのは、やはり給与実態ですよ。現役の時に対する給与実態がどのくらいのものになるのか、何パーセントくらいになるのかとか。

それから、2つの制度があるような気がしたんですよ。本当に警察の能力を生かして再任用でやられる制度と、これは会計年度だから1年ということになっているけれども、1年じゃなくて数年頑張ってもらおうという制度と、流利的に、定年後何年かは再任用で頑張ろうかというような流れがあるような気が、今の答弁でちょっとしたんだけど。

一つお願いしたいのは、長崎県は離島もあるわけですよ、離島もね。だから、この再任用職員、長崎県方式みたいなね。長崎県はこういう実態なので、こういう再任用の形をとりたいたんだというようなものを、できればつくってほしいと。これは年金との関係で、国がある程度制度としてやったけれども、長崎県はそれをうまく利用すればいいわけね。

離島があるのが一つの大きな問題だ。今、県の職員の中で、本土の勤務と離島勤務の比率がどうなのかまでは私も全て知らないけれども、そんな感じがするので、どうでしょうか。全体像の長崎県方式的なものをつくると。

というのは、調べてみると、歳入・歳出の関係で、私は、もっと国からの金がきて、ひも付きの金がいっぱいあるのかなと思ったら、あまりない。県の一般財源でほとんど賄われているわけだから、融通がきくわけ。そういう感覚がするんですが、ちょっと見解を聞かせてもらえませんか。

【川本首席参事官兼警務課長】まず、給与の関係ですけれども、フルタイムの再任用職員については、ピーク時の7割程度のような形になっております。

それと、離島への再任用者の配置についても人事措置で考えてまいりたいと思います。そのうえで、一旦退職された方につきましては、例えば離島出身の方もおられます。そういった方を配置するなど弾力的に運用していきたいと考えております。

【田中委員】弾力的にやってもらう。ありがたい話だ。長崎県は離島があるんだというのは全国的にはちょっと違う内容だから、そこら辺はうまく利用できないだろうかと私はちょっと考えたんだけどね。

要は、皆さん方が喜んでもらえるような再任用制度をつくらないかん。これは、我々から言うと警察の実態と教育委員会の実態と2つある。しかし、教育委員会は再任用といっても子どもたちがずっと減っていくからね。ちょっと困っているようなところもある、子どもが減るものだからね。

警察はまたちょっと別で、定年後の能力をいかに生かすかというのを一つ大きな柱で。もう一つは、失礼だけれども、年金の関係でもう4～5年は働かないと大変なんだと。60歳定年とは早いですよ。60歳定年というのは、私は早いと思う。私は、80歳近くになってもまだ特別公務員をやろうと思っているから、議員をね。

そういう意味からは、能力を生かす方法を考えること、ひとつ長崎県方式的なものをじっくり考えて、県の財政あたりと話をしながら、一般財源でやれるわけだから、という感じがします。検討方をよろしく願いしておきたいと思います。

【中島(浩)分科会長】ここで、換気のため、しばらく休憩をとりたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

【中島(浩)分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

【川本首席参事官兼警務課長】 先ほど答弁させていただきました交番相談員について、若干訂正等させていただきます。

私、交番相談員全てが警察官という答弁をいたしましたけれども、一部警察職員も含まれるということです。

それと、交番に73人の交番相談員を配置しておりますけれども、全ての交番ではなくて70か所の交番に配置をしているところです。

それと、交番相談員につきましては、平成6年に初めて配置し、それから順次拡大を図っているところです。

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑はございませんでしょうか。

【北村委員】 何点か、よろしく申し上げます。装備費についてであります。2億300万円ほどの増額ということで、前年度が7億円、今年度が9億円。事業概要、6ページを見ますとヘリコプターというのが大きいなという感想を持ちました。このヘリコプターの維持費、管理費、あとは警察車両維持費ですね、燃料の高騰とかもあるのかなと思っておりますが、この2億円の増額の内容について、主なものをご説明お願いいたします。

【沢田石会計課長】 装備費の増額の要因としては、ヘリコプターの定期点検整備に要する費用が昨年に比べ増加したことによります。

ヘリコプターは、安全基準に適合するように毎年点検整備を行っておりますが、令和5年度はエンジンのオーバーホールを行うということ

で、大変高額になるということで増額となっております。

【北村委員】 我々も、現地でいろいろと見学をさせていただいて勉強になりました。しっかりと安全運航ができるように、維持・管理に努めていただければと思います。

もう1点が歳入の方ですけれども、勉強不足ですみません。これは3ページです。公舎敷地財産貸付収入で、前年度が2億5,300万円、本年度が2億2,000万円、3,000万円ほど減っています。公舎貸付収入が1億9,000万円ほどあると、かなり収入があるんだなという感想を持っておりますが、この減額の理由であるとか、貸付収入、どういったところでものを貸して収入を得ているのか、概略で結構ですので、ご教示お願いいたします。

【沢田石会計課長】 財産の貸付収入ですが、公舎貸付収入というのは職員公舎の貸付けでして、職員が入居する際に払う貸付料の関係が主に入っております。

今回、職員公舎の貸付収入と、庁舎に自動販売機を設置する場合の設置場所の貸付けの収入を計上しておりますが、令和4年度の貸付実績や契約額を踏まえて積算した結果、減額となったものです。

【北村委員】 家賃だということで、よくわかりました。

土地の貸付収入で2,300万円ほど入っておりますが。

先ほどの質問で、3,000万円ほど収入が減っているんですけれども、それは公舎の数が減ったとか家賃収入が減ったとか、そういう考え方なのか、まだほかに理由があるのかどうか、減額の理由ですね。

それと、公舎敷地貸付等収入とありますが、

これは多分、家賃にはならないのかなと思いますけれども、この内容についてご教示をお願いします。

【沢田石会計課長】ここに記載の公舎敷地貸付等収入が自動販売機の設置場所の貸付けが主になります。公舎貸付収入が職員公舎の職員からの貸付料の収入になります。

減額の理由としましては、職員公舎の廃止によって入居者が減少した実績を踏まえて減額したものと、自動販売機の設置に当たっては入札を行います、その際の契約金額が昨年比べて減額になっておりますので、その実績を踏まえて減額したものです。

【北村委員】よくわかりました。自動販売機の敷地貸付けで2,000万円以上あるというのはちょっと驚きましたけど、了解です。

最後に、G7保健大臣会合、一般質問でも質問させていただきましたが、今般の予算にG7サミット保健大臣会合警備対策事業費として3,751万2,000円計上されております。これについて、説明ができるものがあればお願いいたします。

【沢田石会計課長】G7警備対策予算の内容としましては、令和4年11月補正予算で、債務負担行為としてご承認をいただいたカメラの設置経費やレンタカーの使用経費のほか、警備対策資機材の購入費や警備計画書の印刷経費などを計上しております。

【北村委員】ありがとうございました。警備上の観点から答えられないという回答がくるのかなと思っておりましたが、少し回答いただいて感謝しております。約3,700万円で、印象としては少し小ぶりなのかなという感想を受けたところであります。

一般質問でも申し上げましたけれども、昨今

は本当にいろんなテロや事件、事故が発生をしておりますので、世界各国の要人が長崎に集結をし、これから国際的な会合とか、そういったものを長崎に誘致する足掛かりの一步となる会合であろうかと存じますので、しっかりと安心・安全な長崎のまちを実現していただきたいと要望しておきます。以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案3件であります。横長の総務委員会資料、警察本部の3ページをお開きください。

それでは、条例議案についてご説明いたします。

第18号議案「警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」。

本条例は、警護を取り巻く情勢の変化及び国における特殊勤務手当の取扱いの状況を踏まえ、身辺警護等作業手当の引上げを行うとともに、遠隔地水上警戒作業手当の夜間作業に対する手当額の加算を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、横長の総務委員会資料、警察本部の4ページをお開きください。

第19号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」。

本条例は、道路交通法の一部を改正する法律の公布を受けて「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に特定自動運行許可手数料等の標準額が新設されること、令和4年5月に新設された「若年運転者講習」の実施に関し、6つの自動車学校が指定講習機関として新たに追加されたこと、また、令和2年度末に運用を終了していたパーキング・メーター及びパーキング・チケットについて、令和4年3月にその発給設備の撤去が完了したことから、これらに合わせた改正をしようとするものであります。

次に、横長の総務委員会資料、警察本部の5ページをお開きください。

第20号議案「長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例」。

本条例は、博物館法、少年院法及び少年鑑別所法の改正に伴い、暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の起点となる各保護対象施設の定義をこれに合わせて改正しようとするものであります。

続けて、議案外の報告事項についてご説明い

たします。横長の総務委員会資料、警察本部の6ページをお開きください。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました3件の合計137万9,046円を支払うため、1月25日付で専決処分をさせていただいたものであり、これらの損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、全職員に対する事故の発生状況の情報配信や事故の発生傾向が高い所属に対する事故防止教養、各所属における運転技術の向上訓練、運転シミュレーション機器を活用した体験型教養など、運転者の資質向上や同乗者の安全意識向上のための取組を強化し、より実効ある事故防止対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通事故の発生状況についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第18号議案乃至第20号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【橋本警務部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきまして、昨年11月から本年1月までの実績は、資料に記載のとおり31件となっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象陳情番号は6番になります。

陳情について、何かご質問はございませんでしょうか。

【北村委員】 陳情番号6番、大村市の商店街連合会から提出をされている陳情であります。スケートボードの利用に関することではありますが、今定例会でも一般質問でスケートボード、非常に話題になりました。

大村市にも、スケボーパークがオープンをいたしまして、東京2020オリンピックでも、本当に若い選手が活躍をして大変すばらしいなと考えているところでありますし、新たなストリートカルチャーというんでしょうか、日本を元気にしてくれる文化の一つではないかなと歓迎はしているところでございますが、大変残念ながら、本当にごく一部のマナーやルールを守らない方々がいらっしゃるのも悲しい事実でありまして、負の部分というようなことになりましようか、いろいろとインターネット上で資料をあさってみると、何百件も苦情が寄せられていたり、本当にこれは悲しいことではありますが、子どもたちがスケボーで走行中にトラックにぶつかって死亡するという事例も散見をされているところでございます。

そういったマナー違反についての報道がよくなされているところでございますが、そういった方々について非常に悩みの大村市本町アーケードの方がいらっしゃるということで、商店街連合会としての要望であります。夜間に大きな音をたてて走行する方がいらっしゃると。

今まで県警の大村署の皆様を中心にマナーアップ、警戒活動を行っていただいているところでございますが、県警のパトロール、取締りの強化ということについてご要望が上がっており

ます。これについて、対応状況なり今後の対策なり、答弁をいただければと思います。よろしくをお願いします。

【宮下生活安全企画課長】本件の要望につきましては、若者らによる大村市商店街アーケードにおけるスケートボードの走行、あるいは若者らの蝟集に伴う騒音、迷惑行為に関しまして付近の住民の方が困られて、悩んでおられることにつきましては、私ども県警としても認識しているところでございます。

警察といたしましては、日ごろから行為者に対する注意、指導に努めておりますが、今回の要望を踏まえまして、引き続きパトロールを強化するとともに、深夜であれば補導措置、解散を命じる等の必要な措置を講じてまいりますし、悪質な行為者に対しては、さらに指導、取締りを徹底してまいります。

併せて、大村市や関係機関、団体とも連携しまして、スケートボードの利用者を対象に、先ほど委員がおっしゃったとおり、ルールを守らせるとか利用マナーの向上を呼びかけるほか、中学・高校生も中にはおられますので、学校等に対しても広報・啓発活動等に総合的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【北村委員】わかりました。ぜひ、住民の生活を守るという面でも、しっかりと力を入れていただきたいと思います。

このスケボーの利用というか、こういった関係の苦情が大村市や本県でどれくらいきているのか、数は答弁できますでしょうか。

【宮下生活安全企画課長】まず、大村警察署に対する相談や110番、局線からの通報も含めての通報状況ということでお答えさせていただきます。

大村警察署に対する相談、通報合わせて、令和4年中に59件を把握しております。この59件の内訳は、通報が多くて110番通報が51件、相談として受理した分が8件です。

このうち商店街・アーケードにおけるスケートボードに絡むものは、商店街であれば15件という件数を把握しております。

【北村委員】承知しました。

こういったことがなくなっていくのが、冒頭に申し上げたストリートカルチャーというか、そういった文化を振興することにもつながっていくんだろーと思います。

先ほど、各関係機関と連携を取ってやってくんだというお話がありました。いわゆる会議体、協議会などの設置をしていただきたいと思いますが、そういったものの設置を考えているのか、できるのであれば今年度中、もしくは早々に取りかかっていたいただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

【宮下生活安全企画課長】今説明したとおり通報が多くなっております。それで警察も通常勤務というか、通報があった場合、いろんな必要な措置を講じておりますが、なかなか減るような気配がないと、今後も増加の一途かなと考えているわけでございます。

やはり警察だけでこれを対処することは困難ですので、大村市も窓口がありますので、これはまだ案ですけど、大村市また商店街の皆さん、警察署と協議会等を開催して、総合的に取締りを図っていくべきだろうと、総合的な取組で、この迷惑行為を防いでいかなければならないのではなかろうかと考えているところでございます。

【北村委員】わかりました。協議会の開催を検討中ということで、ぜひ早い時期に行っていた

だければと思います。要望しておきます。

それともう1件、陳情の2番です。長崎県迷惑行為等防止条例についてのお願いが記載されております。アーケード、公道、そういった許可場所を除く全てのエリアで、午後9時以降、騒音防止のためにスケートボードの禁止などを追加できないのかというようなお尋ねですが、これについての見解をお願いします。

【宮下生活安全企画課長】 要望の2点目の長崎県迷惑行為等防止条例の改正、これにつきましては、改正となりますと長崎県内全域で一律にスケートボードの走行を禁止、そしてその違反者に対しては一定の刑罰を科すということになることから、現時点では、改正に当たっては、より慎重な判断が求められるだろうと、そのように考えているところでございます。

【北村委員】 わかりました。この長崎県迷惑行為等防止条例は全県下に適用されることもあって、改正については、私としても、まだまだ時間がかかりそうだなというか、なかなかハードルが高いなと考えているところでございます。

ただ、これは長崎県の条例でありまして、条例というものは、21市町がございしますが、独自に設置をしているところもあるようであります。

特に本県の諫早市は、諫早駅自由通路条例の中に、スケートボードその他のこれらに類する行為をすることを禁じると明確に明文化する条例も存在をいたします。

こういった条例の制定については、県警の所管外で、自治体の判断ということになるんでしょうか、確認です。

【宮下生活安全企画課長】 スケートボードに関して、他の都道府県の条例を私どもで調査しましたが、県の条例を制定している県は見当たりません。確認ができませんでした。

ただし、諫早市の例もありますけど、他県の一部自治体では、市の条例として、公園や駅前広場など公共施設を特定の場所を指定して、スケートボードをはじめ、これら類似する行為を条例として規制しているという状況でございます。市条例は、各自治体で定めていただくところでございます。

【北村委員】 わかりました。各自治体での判断ということになるかと存じますが、本町アーケードは、いわゆる県道でありますから、県警の方にも相談かれこれあるかなと思いますけれども、ぜひ対応をよろしくお願いをいたします。

スケートボード、あくまでもごくごく一部のルール・マナーが守れない方が、全体をおとしめるようなことにつながっていくかと思えます。活躍をするたくさんの選手が所属をしている日本スケートボード協会では、ホームページで、スケートボードのルール、マナーとして、「車の通る道路や歩道でのスケートボードの利用は禁止です、マナーを守ってやりましょう、近隣の住民に迷惑になるような行為はしない」というように呼びかけて、文化を向上させようという取り組みをいただいているところでありますから、こういったストリートカルチャーの振興については、県警もしっかりと、ルールとマナーを守りながら県民の皆様楽しんでいただけるようにご協力をいただければと存じます。以上でございます。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【吉村委員】 今、聞きよって、ちょっと感じたんじゃないけど、自治体というけど、基礎自治体やね。長崎県だって自治体なんじゃないけん、そこら辺はきちっと整理しておかんばいかんよ、言葉としてはね。

それと、県道と聞いたけど、県道に基礎自治体が条例で規制をかけることができるのかどうか、まずそれを答えてください。基礎自治体が条例で縛ろうとする時に、県道上にできるのかどうか。管理者は県やろう。

【中島(浩)委員長】 暫時休憩します。

午前 11時41分 休憩

午前 11時43分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

午前中の審査をこれにてとどめ、再開を午後1時30分といたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【宮下生活安全企画課長】 午前中に吉村委員からご質問がございました。回答させていただきます。

県道を市の条例で規制できるかというお尋ねでございます。商店街、アーケード、つまり県道を市の条例で規制できるかということでございますけど、大村市の事務に管轄する地域であればということで、地方公共団体の範疇でございます。条例により規制することは可能と認識しております。

具体的に事例で申しますと、例えば市町のたばこ喫煙を規制する条例や屋外広告物条例等ございます。エリアで規制が可能ということで、当然そうなれば県道、国道も含まれると認識しております。一律に県道であることで、市の条例を適用できないことはないものと考えているところでございます。

【吉村委員】 午前の質問の続きになりますけど、

そういう迷惑行為について県の迷惑防止条例があるけど、それを基礎自治体でつくってもらえば、それでいいというふうに判断しているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

【宮下生活安全企画課長】 実際、諫早市も、諫早駅前の専用通路、私ども確認はしておりませんが、そこにおいてスケートボードということを明記して条例をつくられているところがございます。その辺のところは市町の判断であろうと思いますので、また市ともちょっと検討して、研究してまいりたいと考えております。

【吉村委員】 市町に任せるのではなくて、ほかにいろんな事例の中で県下押しなべて同じ取り扱いというか。

例えば今の大村市とか、ポートでもうかって、いろんなサービス、行政サービスに基礎自治体間で差が出てくるのはなるべく避けた方が。

そこに住む人たちは、全部同じ県民なのよね。そしてその後、市民とか町民とかになるんじゃないけど、基礎自治体の経済の状況とか、いろんな考え方の違いによって、そこに住んでおる人はこうしてもらいたいと思うけど、うちの基礎自治体では、市町ではできない、隣の市はやりよると、そういう違いを感じてしまわれるわけよね。そうしたら、やっぱりそこには県が、各市町と連携したり意見の交換をやって、どうやったが一番いいのかということを考えてもらいたいと思うわけよ。

だから、ひとえにその町だけで対応してくださいと言うのではなくて、そういう事例がよそにあるのかなのか、あったらそれをどうやって対処していくのか、各自治体でやってくださいとするのか、やっぱり県で網かけて、その中に入れ込んでいきたいと思いますとか、そういうところの対応をやってもらいたいと思うんだけど

ど、最終的にそこら辺の考え方を答弁いただけますか。

【宮下生活安全企画課長】今回は大村市商店街からの要望でございましたけど、先ほど言いましたとおり、諫早、長崎方面からも結構、要望、苦情、通報はございます。大村市の例ではないんですけど、県下全域に差が出ないように取り組んでいく方向が正しいところかなと思っております。

この辺については、まず大村市と協議会を設けたり、取締り強化などして、それから県下にわたるようにちょっと研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【吉村委員】大村の場合、県道です。佐世保の四ヶ町アーケードは市道、長崎浜の町アーケードも市道かな、県道かな。島原のアーケード街も道路なのかな。そういうところがあちこちにあるので、そこら辺はどういう形が一番いいのかというところまで、思いを、意を酌んでやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問は

ございませんでしょうか。

【川崎委員】まず、日本を震撼させています凶悪な強盗殺人事件について、お尋ねいたします。

いわゆる「ルフィ」といわれる、あの一味の事件に関係することですが、長崎は幸い、そういったことは起こっていないようでありますけれども、市中の皆様は、市民、県民の皆様は大変恐怖に感じておられて、用事があってお話を伺うに当たっても、なかなか玄関も出きらんと、そのようなことが本当に蔓延していると。

コロナでコミュニケーションがなかなか図れず、希薄な人間関係になってきつつある中に、またこういったことが重なってくると、本当に地域力がどんどん、どんどん損なわれていく、そのような思いでいっぱいでありまして、ぜひこういったことは早く根を断ってほしい、そして正常に戻してほしいという思いでございます。

現在、根を断っているわけではありませんが、非常にまだ恐怖感があるのも事実でありますから、警察として、こういった皆様の思いに立って、どのような治安維持の強化に努めておられるのか、お尋ねをいたします。

【宮下生活安全企画課長】委員ご指摘の全国広域強盗事件については、新聞、テレビ等で日々報道されておりますので、認識があると思えます。

この事件を受けまして、私どもも、県民の皆様にご注意喚起するというところで、「もってこいネットワーク通信」という電子メールの発信機能がございまして、自治体とか関係機関、教育機関、団体、事業者、大体760か所ぐらいあるんですけど、そこにメールを発信して、住宅対象強盗の被害を未然に防止するための対策ということで注意喚起を行ったところでございます。

具体的に申しますと、在宅時においても施錠、

戸締りを徹底してくださいと。訪問者があれば、ドアを開ける前にドアスコープやインターフォン越しに確認して、ドアチェーン越しにも注意してくださいと。また、帰宅した際は背後に人がいないかよく確認すること、あとは防犯性の高い建物、物品、強化ガラスとか防犯フィルム等もございます。あとは防犯カメラの設置等々、細部にわたって注意を促したところです。とにかく不審を感じた場合には、ためらうことなく110番とか相談を寄せてくださいということで、わかりやすく発信したところがございます。

これら強盗対策と言え、また皆さんちょっと不安がられるところもありますけど、一応このような形で注意喚起を行ったところがございます。

【川崎委員】ぜひ強化をしていただきたいのと、制服の警察官の姿をよく目にするよう、大変かとは思いますが、パトロール強化をしていただきたいと思っています。制服の力は非常に強いものがあると思っておりますので。

先ほどメールの話がありましたけど、東京でしたかね、高齢者の方が羽交い絞めにされて殺害されるというようなことがありましたが、私は、そういった高齢者の皆様がメールをお使いなのかどうかということもありますし、やはり電子の、ICTの力は、SNSの力は借りたいところではありますが、一方ではひょっとしたら行き届かない方が狙われているんじゃないかということもありますので、そういったところもぜひ強化をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、一般質問で前回やらせていただいた、横断歩道で車両が止まらないので手のひらを見せるという歩行者に対する運動もさることながら、そもそも信号がない横断歩道は車が止まる

のが道交法のルールであります。その横断歩道をより確実に運転者が認識するために、カラー塗装をして目立たせることも一つの方法ではないかと、ぜひルールを決めて取り組んでいただきたいとご提案をさせていただきましたが、現在、そのルールづくりについてはどうなのか、お尋ねをいたします。

【永尾交通規制課長】横断歩道のカラー化につきましては、昨年末、県の道路管理部門と協議を行って、申合せ事項ということで双方の了解事項として、整備する一定の基準というものを設けたところです。今、その基準を踏まえて、個別に検討を進めていこうと考えているところです。

具体的には、その一定の基準という部分につきましては、先ほど委員からお話がありましたように、信号機のない横断歩道を対象に、まずは小・中学校の通学路、要は児童生徒の安全を守る必要のある場所とか、駅や病院、公共施設の周辺で高齢者の方や障害者の方々が多数横断するような場所、それと過去に交通事故が発生した場所で、実際にカラー化をすることによって強く認識が持てて、その結果、事故が防げたんじゃないかという可能性の問題ですけど、そういった場所、これらを要件として設置の検討をしていくということで申合せをしたところがあります。

ただ、中には地元住民の方からのご要望あります。そういった時には、今の条件のいずれかに合致しなければつかないということではなくて、その周辺の道路を見ながら、結果的には事故防止の観点から、ここはどうだろうかということで、ある程度柔軟な対応をしていきたいところで話を進めてきた状況です。

【川崎委員】大分ルールづくりも進んでいるし、

合致しないところについても柔軟に考えていくということでありました。交通安全、交通事故を防止するための対応でありますので、ぜひ適切に、必要などころについては施工を速やかにお願いしたいと思えます。

次に、県警の所有する様々な資産についてお尋ねをいたします。当然使っているものについては何も言うことはありませんが、例えば宿舎でも老朽化のために使わない、あるいは解いて空地のままである、つまり未利用地、こういったところがあるんだろうと思っております、現在、未利用地はどのような状況か、お尋ねいたします。

【松尾装備施設課長】未利用地につきましては、県有財産の管理・取得・処分、未利用地の処理に関する事項を協議いたします県有財産管理運営本部会議というものがございます。ここで決定しました県警が保有しております未利用地としては22か所ございます。庁舎、駐在所が5か所、公舎跡地が17か所、これには旧長崎署跡地は入っておりません。

【川崎委員】先ほど言われた、県有財産管理運営本部会議において、この活用、あるいは処分といったものが議論をされると思いますが、例えば売却に供するところが、どこかに情報としてアップされているのか。

要は、早めに未利用地の方針を決めて、どうするかというところを進めていただければと思っております。そのあたりの進捗はいかがでしょうか。

【松尾装備施設課長】未利用地につきましては、管財課が売却の手続とかはしております。公告とかして一般競争入札に付したりしております。

その前提として、県警から県、市町、国に対して、公共用として利用するかどうかという調

査をかけて、これらが一切なかったものを管財課にお願いして入札等にかけていただいているところでございます。

ちなみに、令和4年は3件売却ができておりません。

【川崎委員】先ほどおっしゃった22件について、一覧で進捗などご報告いただきたいと思えます。委員長、お願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

【松尾装備施設課長】一覧表がございますので、後ほど資料としてご説明したいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【赤木副委員長】1点だけお尋ねをしたいと思えます。先ほど、川崎委員からも凶悪な強盗殺人事件の話がございました。「ルフィ」の話です。

そこで、特殊詐欺グループは「ルフィ」だけじゃなくて、いろんなグループがあるんだろうと想像しておりますし、報道で見聞きした部分で、狙われやすいリスト、今回の「ルフィ」の場合は長崎が影響を受けたわけではないんですけれども、全国各地でそういう強盗被害が起きている中で、狙われやすい高齢者であったり資産をお持ちの方のリストが出回っているという情報もございます。

そういった対象となる方が長崎にいらした情報を県警が得た場合に、どのような対応を行っているのか、お尋ねいたします。

【宮下生活安全企画課長】広域強盗事件に関する報道で、いろんな名簿が出回っていると、その名簿をもとに犯行に及んだ可能性があるかと推測されております。

その名簿、リストについては、全国の捜査機関、警察等が名簿を押収した場合は警察庁に集約いたしまして、その住所地を管轄する警察署

に名簿が送られてきます。当然、長崎県警にも毎年数回送付されてきます。

この名簿の皆さん方に対しましては、コールセンターが開設している場合はコールセンターに名簿を預けまして、センターのオペレーターが1件1件電話をかけて注意喚起をする。そして、専用の注意喚起のはがきがありますので、それを名簿の方に送付しまして、併せて注意喚起をする。

私ども生活安全企画課も一緒のような作業をやっております。電話をかけて、はがきを発送する。併せて警察官をそこに派遣して、そこで改めて二重三重の注意をしていただくというリストに基づく対応をとっている状況でございます。

【赤木副委員長】こういった犯罪が少なくなることがもちろん望ましいんですけど、先ほど川崎委員も言ったように、市民・県民の皆さんは不安に思っている、不安が高まっている状況もありますので、引き続き、市民・県民の皆さんの目に見える形での注意喚起というものを行っていただいて、未然に防止する取組をお願いしたいと思っております。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

警察本部の審査は本日が最後になりますが、この3月で退職される方が8名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

お名前をお呼びしますので、ご起立をお願い

いたします。

（退職者紹介）

以上の8名の皆様です。

皆様には、これまで県民の安全・安心のためにご尽力をいただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。今後とも、皆様の知見を長崎県民のために、そして県政のために力を貸していただければと存じます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。理事者入れ替えのために、しばらく休憩いたします。再開は2時といたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時59分 再開

【中島(浩)委員長】 それでは、委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、会計管理者より予算議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】 出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県

一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算総額は19億2,002万円で、主なものは証紙売払収入であります。

歳出予算総額は4億7,213万1,000円で、主なものは出納局職員の給与費及び会計事務の管理運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、事務用消耗品の集中調達に係る経費、公金収納手段の整備のための機器整備等に係る経費、公金支出情報システム用機器の賃貸借に係る経費及び物品関係システムの運営業務に係る経費であります。

次に、第35号議案「令和4年長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の主なものは、手数料徴収のための証紙売払収入の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

債務負担行為につきましては、公金収納手段の整備に係る経費のうち決済手数料等を計上しております。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わ

ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、監査事務局長より予算議案の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく議案説明資料の5ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は1億6,797万8,000円で、その主なものは、監査委員や事務局職員の人件費並びに事務局運営に要する経費であります。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算の減額補正の主なものは、事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、人事委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の7ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、令和5年度当初予算の歳入予算総額は184万8,000円であります。その主なものにつきましては、警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

歳出予算総額は1億4,676万2,000円あります。その主なものにつきましては、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、試験関係システムの運営業務に係る経費であります。

次に、令和4年度の補正予算（第14号）についてご説明をいたします。

歳出予算につきましては、その主なものは職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、労働委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の9ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

はじめに、令和5年度当初予算についてご説明いたします。

歳出予算総額は8,038万6,000円あります。その主なものは、委員会業務の活動に要する経費、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、令和4年度の補正予算（第14号）についてご説明いたします。

歳出予算につきましては、その主なものは委員会及び事務局の運営に要する経費の執行見込額の減や、職員給与費の過不足調整に要する経費であります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の

説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、議会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【黒崎議会事務局長】議会事務局長関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の11ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案、令和5年度当初予算についてご説明いたします。

歳出予算総額は12億8,483万1,000円であります。その主なものにつきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託に係る経費などを計上いたしております。

次に、第35号議案、令和4年度補正予算（第14号）について説明いたします。

歳出予算で、その主なものにつきましては、議員の費用弁償に要する経費及び議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと

存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりまりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項の説

明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

議案説明資料の2ページでございます。

令和4年度県職員採用試験についてであります。

警察官 類（男性・女性）〔第2回〕及び警察官 類（男性・女性）の採用試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

大学卒業程度採用試験のうち「農業」、「農業土木」、「土木」、「建築」の4職種について、追加募集に係る試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の3ページでございます。

調整事件について。

これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。令和4年4月1日以降、現在までに取り扱いしました調整事件は2件であり、いずれも解決により終結いたしております。

審査事件について。

これは不当労働行為に関する事件ですが、令和4年4月1日以降、現在までに取り扱いしました不当労働行為事件は2件であり、いずれも現在審査中であります。

個別的労使紛争について。

これは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。令和4年4月1日以降、現在までに取り扱いしました個別的労使紛争に係るあつせん事件は5件であり、3件は解決、1件は打切りにより終結、1件は現在調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩村会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和4年11月から令和5年1月までの実績は、記載のとおり5件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから7ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【中島(浩)委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山田委員】人事委員会事務局にお尋ねをしたいと思います。

令和4年度の県職員採用試験についてです。警察官 類で男性、女性の募集があつているようですが、この詳細を教えてくださいませんか。

【田中職員課長】警察官 類、それから 類の試験を行っております。

まず、警察官 類男性Aにつきましては、採用予定数合計で31名のところ、申込者数216名、受験者数143名、最終合格者46名、競争倍率3.1倍となっております。

また、警察官 類女性A、大卒の試験となりますが、こちらが採用予定数合計12名のところ、申込者数74名、受験者数39名、最終合格者12名、競争倍率3.3倍となっております。

また、高校卒業者を対象とします 類の試験ですが、まず男性が採用予定者34名、申込者数254名、受験者数156名、最終合格者63名、競争倍率2.5倍となっております。

また、警察官 類女性につきましては、採用予定数14名、申込者数101名、受験者数57名、最終合格者26名、競争倍率が2.2倍という結果となっております。

【山田委員】それぞれ教えていただきましたが、そもそも論として、勉強不足で大変恐縮ですが、男性と女性と別々に募集をしている理由、同じ試験だけれども職種が違うのか、こういった意味で分けるのか。今時、男女別募集はハローワークでもできない状況かと思うんですが、どうして分けているのかを説明していただけないですか。

【田中職員課長】警察官の採用試験につきましては、まず体力試験があるということで、その点から男性、女性と別々の募集としております。

特に女性の警察官は、例えば性暴力被害とか犯罪被害者支援など女性特有の能力を生かす分野がございます。女性の警察官を確実に確保していくためにも、男性、女性と分けた募集としております。

【山田委員】体力試験を同じにしまうと落ちてしまう可能性があるんで、女性の特性を生かした警察官としての職務があるので分けているということですね。わかりました。

警察官のなり手不足の話があるんですが、まあまあ高い倍率だったかと思うんですが、誰でもかかれでも、適性がない方とか試験のレベルに達していない方を合格させるわけにはいかないと思いますが、これぐらいが適正な感じなのか。人手不足の中ではあるけど、ラインが決まっています、毎年大体このような倍率ですか。

【田中職員課長】警察官の人材の確保につきましても、年々応募者の減少が、特にこの数年続いております。そのため警察官につきましても新たなB試験ということで、これまで実施しておりました教養試験をSPI試験に変更いたしまして、さらに意欲や能力、これまでの経験を問う記述試験を一次試験に導入するなどして、多様な人材の確保に努めているところでございます。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時19分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

本年度の出納局、各種委員会事務局の審査は本日で最後になります。

この3月で退職される方が4名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いしたいと思います。

（各退職者紹介）

皆様には、長年にわたり県勢発展のためにご尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。（拍手）

今後とも県民のために、その知見を生かしていただければと存じますし、後進の指導に当たっていただければと存じます。

長い間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時21分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月8日

自 午前10時 0分
至 午後 3時 5分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
”	坂本 智徳 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	吉村 洋 君
”	中村 一三 君
”	北村 貴寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企画部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企画部政策監 (デジタル戦略担当)	三上 建治 君
政策調整課長	黒島 孝子 君
政策企画課長	浦 亮治 君
IR推進課長	小宮 健志 君
デジタル戦略課長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、企画部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
企画部の方をご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」の
うち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県
一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分
であります。

初めに、第1号議案「令和5年度長崎県一般
会計予算」のうち、企画部関係についてご説明
いたします。

予算額は、歳入予算で28億5,594万9,000円、
歳出予算で10億4,763万5,000円を計上いた
しております

この歳出予算の主な内容は、特定複合観光施
設（IR）の開業を見据え、ギャンブル等依存
症対策や交通インフラ整備のほか、国際的な
MICEビジネスを後押しする誘致支援組織の
構築等、IR実現に必要な環境整備を推進す
るために要する経費や、Society5.0の実現向け
、メタバース空間による新たなコミュニケーシ
ョン手段の構築、データ連携基盤の機能拡充並
びにデータの充実等を図るための経費のほか、ド
ローンの社会実装へ向け、県内外の企業が有
する先端技術等の普及並びに企業間マッチング等

を行う産業展示会を開催するための経費等を計上いたしております。

債務負担行為については、データ連携基盤運営業務委託の令和6年度から令和7年度までに要する経費を計上いたしております。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で16億9,516万2,000円の減、歳出予算で5,525万5,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容については、政策調整事業費及び部内各課の運営に要する経費の執行見込み額の減等による委託料及び旅費等の減を計上いたしております。

最後に、令和4年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 次に、政策調整課長より補足説明を求めます。

【黒島政策調整課長】 令和5年度当初予算の概要について、ご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

企画部各課の令和5年度当初予算額及び内容につきましては、資料記載のとおりでございます。このうち政策調整課の主要事業について、ご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

企業版ふるさと納税対策費について、ご説明申し上げます。

この事業は、地方創生の推進に民間の活力を活用する「企業版ふるさと納税」について、効果的・効率的なアピール展開を推進し、企業からの寄附につなげることを目的に、継続して行っている事業です。

当初予算としましては、企業等に対する制度周知やプロジェクトへの支援依頼のための文書送付、企業訪問等に係る旅費などの事務費として、299万8,000円を計上しております。

令和5年度も、さらなる寄附額向上に向け、引き続き、アピールに取り組んでまいります。

政策調整課の概要説明は、以上でございます。
【中島(浩)分科会長】 次に、政策企画課長より補足説明を求めます。

【浦政策企画課長】 私の方から、5ページになります。調査計画費のうち長崎県総合計画推進事業費について、ご説明いたします。

令和5年度当初予算額は、738万2,000円でございます。前年度と比べますと約500万円の増となっております。

これは、事業内容の（1）に記載しておりますけれども、令和5年度における新たな取組として、「新しい長崎県づくり」のビジョン策定及び長崎県総合計画の一部見直しに要する経費512万4,000円を計上したことによるものでございます。

内訳としましては、以下、記載のとおりでございますが、まず、謝金、旅費などの有識者懇話会の開催経費3回分であります。

また、ビジョン冊子デザイン作成でありますとか、点訳・音訳版の作成等の委託として282万円、また、冊子印刷代などのその他事務費と

して121万6,000円を計上しているところでございます。

また、それ以下の（2）（3）は、今年度から継続した取組でございます。

一番下に書いていますが、その他特記事項等の欄ですが、令和5年9月定例会に、今申し上げた総合計画の一部見直しに係る議案については、上程予定ということで考えているところでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

【中島(浩)分科会長】次に、I R推進課長より補足説明を求めます。

【小宮I R推進課長】おはようございます。引き続き、資料の6ページをお願いいたします。

I R推進課の令和5年度当初予算の概要について、ご説明いたします。

当初予算計上額は、4億2,769万1,000円でございます。

この事業は、事業内容に記載のとおり、（1）から（4）、大きく4つの柱で構成をいたしております。

まず、I R事業の開業を見据えまして、モニタリング業務の実施、そして交通インフラの整備、国際的なM I C Eビジネスを後押しする誘致支援組織の構築、最後にI Rを実現するための環境整備といたしまして、主にギャンブル等依存症対策の推進に要する経費、県民向け・経済界向けの広報活動、県民セミナー等の経費等を計上いたしております。

I R推進課の概要説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、デジタル戦略課長より補足説明を求めます。

【小川デジタル戦略課長】引き続きましてデジタル戦略課の令和5年度当初予算の概要につき

まして、ご説明をさせていただきます。

資料の7ページをご覧ください。

まず一つ目、ながさきSociety5.0推進費についてのご説明でございます。

本事業につきましては、本県におけるSociety5.0の実現に向けまして、メタバース空間構築によるコミュニケーションの円滑化や各分野における活用促進、民間人材の登用、さらにはデータ連携基盤の機能拡充及びデータの充実に図っていくこととしております。

令和5年度の当初予算としましては、7,047万6,000円で、主に4項目から構成をしております。

メタバース空間の活用につきましては、来年度、新たな取組としまして、距離や時間、活動範囲などに制約されないインターネット上の仮想空間にありますメタバースをコミュニケーションの場として活用するとともに、多様な分野における活用についても、検討を進めることとしております。

データ連携基盤運営拡張につきましては、今年度から本格運用を開始しておりますデータ連携基盤につきまして、さらなる機能拡充ですが、データの充実に図りまして、データ利活用による地域課題解決につなげてまいりたいと考えているところでございます。

民間専門人材の活用並びにアドバイザーによるICT人材育成につきましては、民間の専門人材をデジタル戦略補佐監やデジタルコーディネーター、さらには県情報戦略アドバイザーとして登用しまして、本県におけるデジタル化やDX推進を加速してまいりたいと考えているところでございます。

引き続きまして資料の8ページをご覧ください。

デジタルDE J I - M A推進費につきまして、

ご説明を申し上げます。

本事業につきましては、ドローンの社会実装促進や県内外の企業が有する先端技術等の普及並びに企業間マッチング等による産業振興や、地域活性化を目的としたイベントを開催するものでございます。

令和5年度の当初予算としましては、2,275万5,000円を計上いたしております。

ながさきデジタルDEJIMA産業メッセ2023（仮称）及び第2回ドローンサミット、この2つのイベントを、本年9月に同時開催する予定としております。

ながさきデジタルDEJIMA産業メッセ2023では、県内外の企業が有するデジタル技術の展示や商談会・マッチングをはじめ、最先端技術に関するシンポジウムなどを予定しております。

また、第2回ドローンサミットにつきましては、国との共催によりまして、全国の優れたドローン技術の紹介や展示等を行い、ドローンをはじめとした次世代空モビリティに係る意識醸成や、具体的な社会実装の動きにつなげていきたいと考えております。

デジタル戦略課の概要説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況について、ご説明いたします。

資料は、表紙に「企画部・地域振興部」と記

載のあるものでございます。

2ページをお開きください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和5年度当初予算要求の内容について、査定結果を提出するもので、企画部の事業につきましては、デジタルDEJIMA推進費の1事業を記載しております。

各事業の計上額につきまして、予算編成過程において、事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【ごう委員】IRのことについて、お尋ねしたいと思います。

補足説明資料の6ページでございますが、IRにつきましては、現在、国の方で審査中でございますよね。私の方にも福岡の経済界の方々からとか、また、東京のMICE関係者の方々などから、「認定がいつになるのか」などいろいろと問い合わせがあったりとか、「早く決まるといいね」とかという応援の声なども届いているところでございます。本当に一日も早く決定してほしいところでございます。そんな中で今年度、令和5年度の予算として計上されておりますので、このことについて、お尋ねしたいと思います。

予算が約4億2,700万円でございますが、この内訳について、先ほど説明もございましたが、少し具体的にお聞かせいただければと思います。

まず、モニタリング業務に9,899万8,000円ということで、この内容として事業評価委員会と

法務アドバイザー等の経費が上がっているようでございますが、5年後の開業に向けて、これから何を、どのように評価をしていくのかということをお聞かせください。

【小宮IR推進課長】資料6ページ、IRの4億2,769万1,000円の内訳として（1）に記載しておりますモニタリングに要する経費9,899万8,000円、このうちに記載しております事業評価委員会の運営費につきましては、区域認定をいただいた後、国土交通大臣から毎年の事業計画の提出が求められます。

これは県とIR事業者が提出いたしました区域整備計画が認定をされた後、この内容について、毎年進捗状況を報告する必要がございます。そのため県の外部の有識者の委員から成る、IR事業評価委員会（仮称）を設置いたしまして、事業者から提出されたそれぞれの報告の審査をお願いするという、それに要する経費が謝金または旅費として566万3,000円を計上いたしております。

次に、法務アドバイザー及びモニタリング実施支援経費といたしまして、現在も、監査法人等に業務委託をいたしておりますが、モニタリング実施支援経費4,658万5,000円を計上いたしております。このほか、法務アドバイザーということで弁護士事務所への業務委託が4,675万円、この合計が9,333万5,000円になります。

この内容といたしましては、区域認定をいただいた後、県とIR事業者で区域整備計画の実施に基づく協定を締結いたします。その協定締結に際しまして、IR事業者等と様々なリスクの検討や、それぞれの権利の確認を行うための業務実施支援ということで予算を計上いたしております。

【ご委員】具体的にご説明いただきましてありがとうございます。毎年の進捗状況などを、しっかりと提示していくということでもございました。

それで、もう一つ、3番目のMICE誘致支援組織のことですね。

この事業にも、予算が上がっているんですけど、このMICE誘致支援組織約7,400万円ですが、この支援組織というものがどのような組織で、どのようなことをしていくのかということをお聞かせください。

【小宮IR推進課長】（3）のMICE誘致支援組織構築事業につきましては、IR区域内の中核施設として大規模な国際会議場や展示場を整備をされます。

これは、我が国を代表するようなスケールとクオリティーを要するもので、一義的には施設を設置いたしますIR事業者で国際会議、または様々なイベント、展示を誘致してくるということでもございます。一方、今回5月に開催されますG7等の国際的な会議、または政府系の会議、それから、これまで県内、または九州、国内で開催実績がない新たな会議、イベント等の誘致や、IR事業者と一体となって誘致した国際会議、または様々な展示、イベントで、長崎、佐世保を訪問されたお客様を県内、または九州へ広く周遊させるという意味を込めまして、官民一体となった誘致の支援組織を区域認定後に設置したいと考えております。

この間、事務局の専門スタッフについては、区域認定後、数名から採用を行っていきたいと思っております。

令和9年の開業を現在目指しており、開業まで5年程度ありますけれども、東京、大阪、福岡等他の大規模なDMOの事業内容や組織、人

員等も含めて、今後、どの程度の規模感になるのかということは精査してまいりたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。今までになかったようなものを長崎に呼び込むために、事業者と一体となって誘致活動を行っていくという大変重要な組織だなということが理解できました。

この組織の中に、例えば制約はないわけですね。長崎の人だけで構成とかではなく、本当に、全国幅広いところから来ていただいて検討していくことになるということですか。

【小宮 I R 推進課長】ごう委員ご指摘のとおり、M I C E 誘致支援組織は、我が国を代表する機能、または人材を要する必要があると私は認識しておりますので、県内はもとより、全国から、また世界から、そういった M I C E の誘致にたけた優秀な人材の募集をかけたいと思います。

【ごう委員】ありがとうございます。本当にこれまでになかったものをつくっていくためには、いろんな方々がやっぱり関わっていただくことが必要ですので、その人選などについては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、こういった、例えば今までもいろんな有識者会議とか、いろんな組織を使って検討していった、いろんな物事が動いていくと思うんですけども、私、組織というものが、人というのがすごく重要だなと思っております。

政策監、M I C E の誘致の支援組織には、本当に実績とかそういったものがある方、人というものが重要になってくると思いますが、現在、どのような人材をお考えなのかということをお聞かせください。

【吉田企画部政策監】先ほどから、課長が説明

申し上げておりますとおり、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光のための I R でございますので、国際会議、また、例えば東京モーターショーのような大規模な展示会、そういったものの企画運営の実績や能力を兼ね備えた人物であって、さらに、海外からも九州・長崎 I R に引っ張ってこないといけませんので、国際的なプロモーション活動にも長けた、そして、九州・長崎 I R を必ずや成功させるという気概のある人物、そういう方を広く公募により人選をしたいと思っております。

【ごう委員】ありがとうございます。今おっしゃられた、ぜひとも、この長崎 I R を成功させたいという思いの強い方とか、本当に経験値の高い方々が、この長崎 I R には必要だと思いますので、公募によつての選定ということでございますが、長崎 I R が、これだけの方を求めているんだということをまず広く知っていただいて、優秀な方々に、この組織を作っていただけるかと思っております。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】引き続き、今の I R についてお聞きをします。

まず最初に、予算がデジタル田園都市国家構想交付金が使われているんだけども、これはうまくやったなという感じだけでも、どういういきさつですか。

【小宮 I R 推進課長】こちらは、従来から地方創生推進交付金を一部財源として、この I R 事業を展開しておりましたが、今回、地方創生推進交付金がデジタル田園都市国家構想交付金に代わったということで認識をいたしております。

【田中委員】次に、I R 事業評価委員会(仮称)

なるものを初めて私は認識したんだけども、この概要というか、メンバーとか聞かせてください。

【小宮 I R 推進課長】モニタリングを実施いたします I R 事業評価委員会（仮称）でございますけれども、現在、国へ提出いたしました区域整備計画の主要な項目について、有識者の委員を選定してご就任いただくかという構想でございますけれども、具体的な委員等については、今後、区域認定後に人選を予定いたしております。

モニタリングの実施といたしましては、前年度事業の取組の報告と次年度の計画の報告と、年2回、国への報告がございますので、そのスケジュール感を踏まえて開催したいという計画でございます。

【田中委員】まだ詳細はという話だから、それはわかるけれども、もちろん企業がこの評価委員会に入るわけないので、県が主導したメンバーだと思うけども、I R を認定した委員会があったよね。あの委員会との絡みが若干あるのかどうか聞かせてください。

【小宮 I R 推進課長】田中委員がご指摘されたのは、事業者を選定する審査委員会かと思えますけれども、審査委員会と、この I R 事業モニタリングを実施する審査委員会とは別でございます。事業者を選定する際の審査委員会と今回の評価委員会とは別のものという認識でございます。

【田中委員】次に、2番の交通対策及び周辺インフラ対策が私は一番関心があるんだけど、ハウステンボス駐車場の復旧整備事業、これはどのような内容ですか。

【小宮 I R 推進課長】現在、ハウステンボスの入口前面に県道のハウステンボス線が通ってお

ります。このハウステンボス線が片側1車線でございますので、交通渋滞対策等も踏まえまして片側2車線に拡幅の予定としております。

この際、ハウステンボスの駐車場を道路用地として提供いただく計画となっておりますので、このハウステンボスの駐車場を復旧するという予定で事業費を計上しております。

【田中委員】次に、ハウステンボス駅舎等改修整備事業、イメージが私も認識できないんだけども、どういうイメージになるのかな、駅の改修。

【小宮 I R 推進課長】今回、J R ハウステンボス駅を利用するお客様が増加するという想定でございます。

I R 事業者の計画では、J R 九州と協議の上、駅舎の、面積を広くし、改札等についても、改修する計画となっております。この設計等に必要な公共部分について、県が負担を行うという予算立てになっております。

【田中委員】この駅の利用云々は、やっぱり意見がいろいろ分かれるところだけでも、今までハウステンボスを利用したお客さんに比べて、やっぱり3倍ぐらいは増えるんじゃないかなと、想定だけでも。そうすると結構大きなやっぱり改修が必要だなと。

プラスして、ロープウェイだったかな、それもやる予定なので、ロープウェイがどこに取りつけられるのかね。駅といたって、どこに取りつけて、どういうルートの流れになるのか。

もう一つは、これは道路にも関係するんだけども、駅を利用して、はっきり言うと一番奥の萩野までは4キロなのよ、道路で言うと4キロ。4キロというと、簡単に歩いてなんていう距離じゃないから、道路の関係も含めて、駅舎の改築は道路を利用するとすれば、駅の改札を両方

につけるとか、今、片側だけだけど。つけるにしても、今度は道路との関係でどうしたらいいのかなと、いろいろ難しい問題が上がってくると思う。

これは私見だけでも、我々が計画したのは、駅の上に3,000坪ぐらいの面を造ろうと、そこをバス駐車場の拠点にして、駅の上から運ばせよう。今の平面のあの流れの中では、ちょっとどうしようもないなという計画を昔持ったんだけど、どういう改修のイメージになるのか。県も全然知らないというわけではないだろうから、秘密かわからんけれども、できる範囲で。

【小宮IR推進課長】田中委員からご指摘がありました駅舎の改修のイメージですけども、IR事業者、JR九州、国道の道路管理者、それから針尾の早岐瀬戸の関係者等と様々な議論を継続して実施しております。

道路との取付け、または改札、駅舎の待合のスペース。あとICカードが使えないという現状等もございますので、ICカードの活用をどうするか。また、現在新交通として計画されているロープウェイとの接続をどうするか。

あと、ハウステンボス側の対岸に、現在、市道が、歩道がかかっておりますけども、この接続をどうするか。こういった様々な課題がございますので、田中委員がご指摘された内容等も踏まえた中での調査、検討ということでございます。

【田中委員】ちょっとプラスしてお願いしておきたいんだけど、今、いみじくも対岸の市道の話が出てきた。市道は、行き止まりのこんな市道なのよ。奥の方も、また、こんな市道なのよ。昔はハウステンボス線そのものが市道だったから、全てつながった。今回、ハウステンボス線が県道に、これは十数年前だけでも、移管

しているから、市道というのを行き止まりといふかな、終点が市道につながってない。県道につながっているという関係から言うと、整備をする必要があるんじゃないか。はっきり言うと、全部県道にしてしまうのが一番いいなと、事業の進捗上いいなという希望を私は持っている。

もう一つ、ハウステンボスの橋、あれも市道ですから、橋そのものが市道だから。あれもやっぱり県道にして、205号線につなぐ。こっちが県道になれば、205号線、国道につなぐあの橋だよ、ハウステンボスの橋、あれ市道なんですよ、橋は。だからネオンの電気代も全部佐世保市が持っているのよ。駅も閉鎖することできないんだ、市道が入っているから、駅の中に。そこら辺の整備をぜひお願いをしておきたいと思う。

3番目に、早岐港売却に係る土地。これは臨港道路まで全て含めて売却する予定なのかどうか。もう残らないのかな、県の道路というのは。そこら辺、聞かせてください。

【小宮IR推進課長】今回、早岐港も一体となって開発を行うとIR事業者から提案をいただいて、早岐港の県有財産は売却の方向で整理をいたしますので、今の管理道路等も含めて事業者へ売却するという計画になっております。

【田中委員】あの臨港道路を造った時に、なぜ県が造ったかということ、我々は、当時、都市計画決定まで全部地元で認定を受けなきゃいけなかったんで、なんであんな道路をとという話があったのを記憶しているんだけどね。

要は、あの港は、佐世保市民が利用するんだと、ハウステンボスだけじゃないんだと、佐世保市民が利用する港ということで、私の位置づけは鹿子前のあの港と、ハウステンボスのあの早岐港の港を、鹿子前的な発想で整備すべきだ

と、佐世保市民の憩いの場として整備すべきだ
という意見等も話したことあるんだけど、も
う完全に企業のものになってしまうというイメ
ージなのか、どうですか。

【小宮 I R 推進課長】米軍住宅側から市道を経
由して早岐港に行く県の臨港道路がございます
けども、こちらは臨港道路としての機能は残り
ます。（発言する者あり）道路の機能としては
残します。

ただ、先ほど私が申し上げましたのは、ハー
バーとヨットの係留施設と、その係留施設に付
随する船揚場と管理道路がございますけども、
この管理道路まで含めたものは処分をいたしま
す。

【田中委員】私の理解とちょっと違うな。ヨッ
トハーバーはまだ別だ、後で議論しようと思っ
ていますが、今は早岐港の問題です。市民がフ
リーで利用できる形態が残るのかどうかとい
う話だ。

それは、I R ができて、I R 中のあのター
ミナルがあそこにあるわけだから、あそこま
でバスで行けば、それは市民だって全部利用で
きるけども、マイカー等で今まで行けた。そこ
ら辺がどうなるのかなという話よ。

【小宮 I R 推進課長】私の説明が不足してお
りました。

ハウステンボス線から上の方に温泉施設がご
ざいます。その先から市道が入って釜墓地まで
入ります。釜墓地の先からが県の早岐港の管理
道路になりますけども、この管理道路は残りま
すので、市民の方が港までは行き来できるよう
に確保いたしております。

【田中委員】できていれば、それでいいだけ
ども、ちょっとニュアンスがね。フリーで利用
できるかとなると、私は簡単にいかないと思う。

入口にカジノができたわけだから、極端に言う
と。釜墓地のあの入口のところに、あそこはカ
ジノの用地なんだ。そうすると、やっぱりある
程度の閉鎖性というのは出てくるんじゃないか
らかなと私は思っているんだけどね。

ハウステンボスと違って、全部フリーで出入
りできますよということにはなっているけれど
も、カジノのホテルのあそこら辺だけは、若干、
警備も含めて市道というか、市民が堂々と出入
りできる、ルートとして利用できる、ありがた
い話だよ、それは。しかし、それが本当かなと
いう気がちょっとするんだけど、これは置か
ます。後で、また企業との話になるでしょう
から。

この港湾施設を評価して売却するという話、
これは入ってくる話だから県としては別に何も
問題はないんだけどね。要は、ちょっとうが
った話だけど、ハウステンボスさんは大丈夫な
のかな、この港を使って。

I R の企業とハウステンボスの協調がうまく
いかなきゃ土地を通れないからね、そこら辺の
関係が、県がちゃんと調整をして話を進めない
と、ハウステンボスとしては入口、今は利用が
少ないけど、あのルートがなくなるような感じ
になるわけだから、それは念のため話しておき
たいと思う。

それから、あとは土地の売買がどうなるのか
な。認定後1年以内だったかな、何か月以内だ
ったかな、契約しなきゃいかんというような規
定になっていたと思うんだけど、200億円の土
地の売買、どうなっていますか。

【小宮 I R 推進課長】ハウステンボスの31ヘ
クタールの205億円の土地の売買については、
区域認定後、速やかに I R 事業者と県の方で、
改めて実施協定を締結しますけども、その中で

具体的に引渡し期限、または205億円の払う時期等については協議して決定していくという状況になっております。

【田中委員】期限があったらうが。いつまでもずるずる延ばすわけじゃなくて、認定後、何か月後だったかに結ばなきゃいかんという期限があったと私は理解しているけど。

【小宮 I R 推進課長】令和4年10月を認定の時期と想定して、ハウステンボス様とも協議を進めておりましたけども、この間、区域認定の時期が、現在も認定がなされていないという状況もございますので、今後 I R 事業者とハウステンボス様と、改めて詳細の引渡し時期については協議が必要ではないかと認識しております。区域認定後、どのタイミングで引渡しができるかという状況については、今後、検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】これは私の個人的なことだけど、若干困っているのよ。ハウステンボスが売却すると、あそこにあるハウステンボス温泉が、我々利用させてもらってるけど、潰れるのよ。もう解体してしまうから、ハウステンボスが売ってしまうと。今、ハウステンボスは結構なポイントとして売り出しているのよ、温泉をね。だからハウステンボスに移設か何かの話を、私は持ちかけてるんだけど、今度のオーナーにね。困ったなと、利用者の皆さんは私も仲間意識があるので、いつなくなるんですかと聞かれるもんだから、売買の時期というのを私は知りたかったわけ。あれ、多分ちゃんと決まっていたはずよ、認定後、いつ以内に契約しなきゃいかん。そうすると、もう解体せざるを得ないからね、I R 事業者としては。それは後でまた聞きましょう。

もう一つ、長崎県・佐世保市の I R 推進協議

会、これは、単年度負担と今までの発足以来の負担金の合計的なものを確認しておきたいと思う。

【小宮 I R 推進課長】令和元年度からの予算規模になりますけども、令和元年度が1億1,723万3,000円、令和2年度が1億5,714万2,000円、令和3年度が1億6,856万8,000円、この3か年の合計が4億4,294万3,000円となっております。3か年分は決算ベースでございます。

このうち令和3年度につきましては、区域整備計画の作成費用といたしまして、I R 事業者から1億5,800万円を県に入金していただいておりますので、実質の県の負担と申しますのが2億8,494万3,000円になっております。

【田中委員】4年度は。

【小宮 I R 推進課長】今年度は、当初予算ベースで申し上げますと1億7,316万3,000円で予算を計上して、今現在、執行中でございます。

【田中委員】元年度からのスタートだったのかな、推進協議会はもっと早くからスタートしてなかったかなというのが一つと、人件費は入ってるんですかという話。

【小宮 I R 推進課長】この事業費につきましては、人件費は含んでおりません。

I R 推進協議会は、平成30年からの協議会設置と認識しております。確認をさせていただきます。

【田中委員】終わりますが、30年よりももっと早い感じがするんだけど、「I R、I R」と言ってきたからね。

時間の関係で最後にしますが、私も、この前、議案質疑で話したように、I R に対する期待感、高揚感みたいなものが全然感じられない、長崎県を含めてね。

私の試算だけでも、毎年500億円の納付金、

税金が長崎県に入ってくるのよ、500億円、毎年。長崎県政始まって以来だ、千載一遇のチャンス。これを長崎県が捉えなくて、長崎県の県勢浮揚なんてあり得ないよ。500億円だよ、毎年。

私の試算だから、皆さん方、反論があればいいけど、大体私の計算は合っていると思っている。いろいろと税金の関係とか何とかも全て把握しての話だけでもね。もちろん県には300億円、佐世保市に200億円ぐらい、実質はそんな感じだと思う。

300億円の中で、県下21市町にちゃんと行政費用としてやらなきゃいかんようなシステムになっているわけだから、県下を挙げて、九州・長崎IRは長崎県政始まって以来の大事業なんだと、大変な事業なんだという取組を、やっぱり発信しなければ、高揚感なんて生まれてこないよ、期待感だって生まれてこないよ。私は残念だ。ハウステンボスの時の期待感がないもん、地元には。極端に言うと反対的な雰囲気だけ。それは大事なことだけでも、依存症の話ばかりするから不安が広まって、そんな感じがしていることだけ、皆さん方も反省をしてほしいなと思います。

終わります。

【小宮IR推進課長】先ほどの協議会の設置の時期につきましては、平成30年3月で間違いございませんでした。

それから、今、田中委員から盛り上がりがないのではないかというご指摘につきましては、私どもも真摯に受止めまして、IR開業に向けて、今後、県内各地域、経済界も含めて機運が高まるよう精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませ

んか。

【山田委員】何点か、お尋ねをしたいと思います。

最初に、企業版ふるさと納税の件でお尋ねをしたいと思います。

約3,000万円の寄附の申し出をいただいているということではありますが、今まで、この企業版ふるさと納税、既に何年か行っていると思いますが、その経過、金額の推移等を教えてくださいいただけますか。

【黒島政策調整課長】企業版ふるさと納税につきましてのお尋ねをいただいております。

制度としましては、平成28年度に創設をされておりまして、その年には、長崎県は3,280万円の寄附をいただいております。翌29年度が2,960万円、平成30年度が2,730万円、令和元年でございますが、これが一旦落ち込んでおりまして1,550万円です。

実は、この時に税制改正がございまして、令和2年度から、より有利な制度に、6割までの損金算入が可能だったものが9割までということで会計が見込まれておりまして、翌令和2年度には3,180万円まで回復をいたしております。昨年度、令和3年度でございますが、7,550万円の寄附をいただきました。

【山田委員】税制優遇措置もあって、あと皆様の努力もあって7,550万円ということではありますが、令和5年2月1日時点で約3,000万円ということではありますが、1月から12月の集計ですよ。このペースだと、前年度と比べてどういふふうになるような予想をしているか、教えてもらっていいですか。

【黒島政策調整課長】2月末で約3,000万円と書いておりますが、3月6日時点では、企業数48社から4,000万円少々の金額をいただいております。

ます、お申し出を。これが3月末までで、およそ4,200万円くらいまでかと予測はしております。

【山田委員】年末までには相当な、今のペースだと前年度を上回るような感じで、兆しとしては明るい兆しかなと期待をしております。

それで、8番、9番目のものは、恐らく、今回アプリを入れたりとかして健康寿命のやつをされている分なのかなと。中身についてもお尋ねしても大丈夫ですか。

9番目の長崎健康革命プロジェクトは、アプリを作ったり、いろいろ今健康への取組をしているようではありますが、私がお尋ねしたいのが、8番の子育てに関する応援プロジェクト、この中身を教えてくださいませんか。

【黒島政策調整課長】8番目「『みんなで子育て』長崎県子育て応援プロジェクト」ということで寄付を頂戴するようにPRをしております。

これは、今年度新しく立ち上げたものでございまして、企業さんにご案内をしておりますのは、今のところ、県民の希望どおりの妊娠・出産がかなうような機運醸成に向けたPRの経費などということで、大枠でご案内をしているところでございます。

【山田委員】子どもを産み育てやすい環境をつくるための機運醸成に向けた予算ということですが、これ寄附の内容が選べるものだと思うんですけど、多分、ここに額が集まったらの話ですけれども、機運醸成だけじゃなくて、具体的に不妊治療とか子どもの、今回、高校生までの医療費の無償化も行っているし、機運醸成だけじゃなくて、具体的に使えるだけ額が集まってくれば、各課と連携して、機運醸成にとどまらず、いっぱい寄附が集まるようだったら、どんどん子育て環境の整備に努めていただきたい

と思います。

次に、IRのことでお尋ねをしたいと思います。

予算が計上されておりますギャンブル等依存症実態調査経費ということでありまして、福祉保健部とか長崎大学とかと連携して調査を行うということでありまして、対象と内容について教えていただけますか。

【小宮IR推進課長】令和5年度の実態調査につきましては、IR区域認定後に毎年実施するようにしております。この実態調査につきましては、今年度も事業者に委託をして、現在、その結果を取りまとめている最中ですが、同様に、18歳以上の県民の方、約1万人を対象としてアンケート調査を実施いたします。

このアンケート調査を実施したものを長崎大学の精神科のドクターと連携をして、ギャンブル依存症の疑いがある方の割合がどのくらいいらっしゃるのかという統計を取っていくという実態調査になります。

【山田委員】今、委託していて、18歳以上の1万人ということですが、調査方法とかはどういうふうにするのか教えてもらっていいですか。

【小宮IR推進課長】県内21市町の住民基本データから18歳以上の住民の方を抽出いたしまして、書面にて郵送でアンケートの様式をお送りして、任意でご回答いただくという調査方法となっております。

【山田委員】1万人に発送する、それとも1万人集まるまで取り続けるのか、そのあたりどういうふうな取り方ですか。

【小宮IR推進課長】1万人の方を対象としたアンケート調査で、1万人の方に発送をいたします。おおむね3割から4割程度の回答を見込ん

での調査でございます。

【山田委員】当然、そういった傾向は見えると思います。

それで、今回、第1回そういう調査をしていただいて傾向を把握し、事業認定が決まってからは、毎年その調査をするということですが、そういう調査項目とか、そういったものも今回の第1回目の調査結果を受けて、毎年同じ調査項目をずっとやっていくと思うんですけど、今後はどのように考えているのか、わかれば教えてください。

【小宮IR推進課長】これは厚生労働省が実施しております全国の調査と調査項目は同じにしておりまして、令和2年度に最初に調査したものと今回令和4年度に調査したものと、これ以降、調査したものと比較対象として、ずっと傾向が読み取れるように整理をいたしておりますので、委員ご指摘のとおり、同じ調査項目でのアンケートの実施という内容になっております。

【山田委員】機運を盛り上げるような意見もありましたが、やはり県民の心配ごとでありますので、そこは、ぜひ引き続き丁寧に対処をいただきたいということをお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【北村委員】よろしく申し上げます。

地域情報対策費(デジタルDEJIMA推進費)2,275万5,000円、いわゆるドローンサミット関係についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

第2回ということで、第1回が兵庫県で、令和4年9月に開催をされて、北海道、福島県、三重県、そして長崎県が参加して、その中で第2回を勝ち取ったと、勝ち取ったという言い方がいいのかどうかわかりませんが、すばらしい取組

だと思っております。

第2回ということでもありますから、当然、第2回から技術、環境、様々な進歩があっていることと存じますから、兵庫での開催を何とか、さらによりよいものにしていただきたいと思っておりますけれども、兵庫での実績として来場者数が1万3,000人、68社・団体と書いてございますが、こういった点について、例えば目標人数であるとか、現況の情報であるとか、そういった規模についての答弁ができればお願いいたします。

【小川デジタル戦略課長】ありがとうございます。来年度予定をしておりますドローンサミットについてのお尋ねでございます。

まず、今、委員からお話がありましたとおり、昨年9月に兵庫県の神戸市の方で第1回目のドローンサミットということで開催されました。

兵庫県で実施をされた第1回目のドローンサミットにつきましても、単体での実施ではなくて、兵庫県が実施をしております産業展示会との合同開催での来場者ということで公表されているという状況でございます。

今回、実は、今説明の資料の中にも書かせていただいておりますけれども、私どもの第2回のドローンサミットにつきましても、同じような形で、産業メッセという形の中で2つの事業というか展示会、イベントを合同で開催したいと思っております。

さらに、産業労働部の方で半導体の産学コネクトというイベントも予定をしておりますため、そちらも実施しまして、3つのイベントを合同開催ということで、実効性の高いものにしていきたいと考えているところでございます。

今回、場所としましては、出島メッセを予定しておりますので、1階部分の展示ホールですとか、2階部分のコンベンションホールを使いま

して、様々なイベントですとか、企業さんの出展等を誘致しまして非常に魅力のある、多くの県内外の企業の皆様方に出展、参加いただく、さらには県民の皆様方にも参加をいただけるようなイベントをつくっていきたいと考えているところでございます。

企業の出展数としましては、展示ホールのスペースの制限もございますけれども、全ての中での100社前後のブースですとか、参加者につきましても、今、2日間を予定しておりますけれども、2日間で5,000人程度を目標としてイベント等を今から作り込んでいきたいと考えているところでございます。

【北村委員】わかりました。第1回と完全に内容が同じではないということで、比較対象とするのは、同列に比較はできないというような理解でよろしいんですね、わかりました。

ただ、出展社数は68社を上回る100社程度を見込めるということで、非常にいいのではないかなと思います。人口規模が違いますので、参加者数は5,000人だからといって全く問題がないのかなと思います。

これ、国と連携をしながら共催ということになるんですけども、ドローンについて非常に注目が高まっているんだと思いますし、五島市で医薬品を配送するサービスをやっていたと、そういったところがあって、やはり第2回というようなところもあるのかなと、つながってきたのかなと考えているんですが、このデモンストレーションですね。

兵庫の第1回については、ドローンによるフードデリバリー、ドローンによる緊急パラシュート・エアバッグ装置、水上離着陸無人飛行艇のデモフライト、遠隔操作でのオンライン観光というようなところの表記があるんですけど

も、こういったデモンストレーションについて、こういうことをやるんだということでイニシアチブを取っていくのは長崎県なのか、国なのか。そして、今どういったものがあるのか、答弁できる範囲でお願いいたします。

【小川デジタル戦略課長】ドローンサミットのイベント、デモフライト等につきましては、今、委員からもご指摘がありましたとおり、兵庫では3つの会社が様々な技術等を展示されたという状況でございます。

今回、第2回は長崎で開催するというところでございますので、長崎らしいものを実施したいと考えておりまして、全国のドローンですとか、空飛ぶクルマを含めた次世代の空モビリティに関係する企業の方々に魅力を覚えていただいて来ていただきたいということで考えておりますので、そのようなものを展示していきたいと思っています。

その一つとしまして、今、委員からもご紹介がありましたけども、今、五島市の方で医薬品の配送をされております「そらいいな」さん、これは豊田通商さんの100%の子会社で、地元の方でサービスインということでサービスを提供されております。

「そらいいな」さんが実際に固定翼型のドローンで、そういうサービスを実証されているという先進的な取組があったというところが、今回、長崎で第2回の開催が決定された一つの大きな要因と聞いておりますので、そのようなドローンの小飛行ですとか、その他様々な企業さんに今ご相談を申し上げておりますので、様々な視点からデモフライトが実施できるよう、今後はしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

【北村委員】ぜひ長崎らしいドローンサミット

にさせていただきたいなと思いますし、遠隔観光とか、観光県でもありますし、いろいろおもしろいかなと思っております。

また、やはり注目が集まるのは有人飛行、大分県とかでやっているやつ、ああいうのが見れば、かなり注目も集まるのではないかなと思いますが、有人飛行のデモンストレーションなんかは企画はされているのでしょうか。

【小川デジタル戦略課長】実は、先日、大分市の方で実際に空飛ぶクルマということで人を乗せた形での飛行実証というのが実施されております。

委員ご指摘のとおり、この第2回のドローンサミットの中でも、ドローンだけではなくて、ご指摘にあった空飛ぶクルマといったところも、どのような形でもデモフライトといいますが、展示ですとかできればいいなということで、いろいろ検討を進めて、それは前向きに、実現に向けてということなんですけれども、取組、調整を進めていきたいと考えているところでございます。

【北村委員】少し時間がありますので、ぜひ空飛ぶクルマ、この長崎の町の中が飛べるかどうかは置いておいて、デモフライトができれば非常に注目も集まっていんじゃないかなと思いますので、何とか取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと気になったのが、第1回の兵庫では、会場の都合でデモンストレーションが関係者のみで行われたみたいな記載があったんですけれども、こういったところは、広く県民の皆さんに見ていただくのが必要だろうと思います。そういった点については大丈夫ですか。

【小川デジタル戦略課長】前回、神戸市で開催された時には、メインの展示会場から車で5分

程度走ったところの港湾施設の中で実施をされたという状況でございます。今回、長崎の第2回のドローンサミット自体は、出島メッセで開催をいたします。

ただ、ドローンにしても、空飛ぶクルマにしても、有人地帯ではなかなか厳しいところがございますので、この近辺の公共施設ですとか、松が枝近辺ですとか、広く県民の皆様方にも見ていただけるような形で計画はしていきたいと考えているところでございます。

【北村委員】隣から、「ハウステンボスから長崎空港まで飛ばせ」とご意見を大先輩がおっしゃられておりますので、そういったところもできれば企画をしていただいて、第2回長崎はさらによくなったねというような評価をいただけるようなサミットにさせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【小宮IR推進課長】先ほど田中委員のお尋ねの中で、県市協議会の設置の時期のご質問がございました。

IR推進室が設置される前、政策企画課内にIR推進の担当がおりまして、平成26年から県市協議会が設置されているという状況でございます。訂正をさせていただきます。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】ながさきSociety5.0推進費についてお尋ねいたします。

メタバース空間の活用ということでございますが、予算が250万円、どのような事業を具体的に展開されるかお尋ねをいたします。

【小川デジタル戦略課長】メタバースの活用でございます。

今回、メタバースということでインターネット

ト上の仮想空間で、距離的なものですか、時間的なもの、また、活動的なものに制限がかからない状況の中で様々な取組ができるものと考えております。

県としまして、まずはコミュニケーションの場として活用しながら、様々な分野での活用もできるものと考えておりますので、そこを検討していくということで考えております。

今回、予算として計上させていただいております250万円ですけれども、ここにつきましては、まずメタバースの空間の構築の初期費用ということで計上させていただいております、その部分を、今回、まずは取組を進めていこうと考えております。

このメタバースにつきましては、実は様々なサービスが提供されておまして、平面的な2Dの部分ですか、立体的な3Dの部分、また有料のものですか、無償で提供されているもの色々ございますので、県としてどのような活用をしていくかということ念頭に置きながら、どのようなメタバースの空間が最適なのかといったところも併せて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】もう少しイメージが湧くような内容を説明いただけませんか。構築はわかるんですけど、例えばこういうこと、こういった場で、こういったものをしつらえて、こういう活用ができるんですよという、皆さんがわかるような事例も、過去の事例も含めてですね。しかも、250万円というのは非常に私も大丈夫かなと思っておりますので、もう少し、こういうふうにやりたいんだということがあられると思いますので、そこをぜひ説明いただきたいと思います。

【小川デジタル戦略課長】失礼しました。説明

が足りず申し訳ありません。

来年度予定をしておりますのが、インターネット上に、まずは長崎県としまして、メタバースの空間ということで様々な方がこれに入っただけ、また、その中に、コミュニケーションの場としてお話ができるような形の空間をまずは構築していきたいと考えております。

最近、よくニュースですとか、報道の中で出てきますけれども、一般の通信事業者の皆様方が、携帯ショップとしてメタバースの空間の中に定員さんがいて、そこにお客さんが入ってお話したり、商品を見たりというふうな空間が構築されておりますけれども、同じような形で県のメタバース空間を一つ構成しまして、その中で様々な関係者とのコミュニケーションですとか、物産ですとか、観光等の情報なども見ていただけるような場所をつくと。そのために必要なイニシャルコスト250万円ということで、まずは初期費用を計上させていただいているという状況でございます。

【川崎委員】もう少しすみません。大体わかってきましたけど。

例えば、コミュニケーションツールということであれば、商品名を出して恐縮ですが、ZoomとかWebexだったですかね、そういったものが今既にできていますよね。それをセキュリティーを保ちながらやるとすれば、当然費用がかかるというのは事実でありまして、まさにそれを、いわゆるメタバース空間として、県がその初期費用を負担して県民の皆様方に活用していただくと、そういった理解でよろしいのでしょうか。

【小川デジタル戦略課長】基本的には、メタバースの空間自体を県の方でしつらえまして、その空間の中に県民の皆様方ですとか、いろんな関係者の方に入っただけのような形をイメ

ージしております。

今、委員ご指摘されました、単なるお話をするだけであればZoomですとかTeamsといったオンラインの会議システムがございますので、その部分でも会話自体はできるんですけども、そこで会話した方々に、併せて、その空間の中で長崎の情報ですとか様々な情報を見ていただけるようなトータルとしての空間ということで、今回、このメタバースを活用していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】どういう展開をされるかという確認をさせていただきましたが、ここで様々なコミュニケーション、新たなコミュニケーションが生まれて経済活性化につながっていくようなことがあれば県民に有益だというふうに思いますので、お取り組みいただきたいと思います。

次に、データ連携基盤運営拡張3,848万円についてお尋ねいたします。

これも、もう少し具体的な、いわゆる県民にとって、こういったことが有益ですよということをご説明いただきたいと思います。

【小川デジタル戦略課長】データ連携基盤につきましては、今回3,848万円ということで予算を計上させていただいております。

このデータ連携基盤の取組としては、令和3年度からスタートをしております、今年度、令和4年度からインターネット上でリリース、本格運用をスタートしたという状況でございます。

目的としましては、デジタル社会が進展していく中で様々なデータが世の中に出てまいりますので、それをしっかりと集積して、共用して、皆さんに活用していただくということで考えております。

その中で、県民視点からいきますと、今年度、

本格運用の中では、雨量のデータですとか、避難所のデータ等を地図上で見ていただけるような形で今作り込みをしている状況でございます。

その他、様々なデータを入れておりまして、あと人流データ、人の動きといったところが、施策の検討ですとか、県内の商業関係の皆様方等につきましても非常に重要なデータと考えておりますので、今年度末を目指して最終的な人流データの登載も進めていきたいと考えているところでございます。

このようなデータを県民の皆様方の生活に使っていただいたりですとか、また、県内の企業の皆様方につきましても、様々なこういうデータを使った中で、各社が作られますアプリのデータに活用していただいたりですとか、様々な施策ですとか、経営方針を検討していく中でも使っていただくような基盤として今後も充実していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】わかりました。令和3年から続けてきているデータの蓄積が随分できたので、様々な分野でぜひそれを活用していくということで、そういったことをやるに当たっては、例えば産労部が少し支援をするというような、そういった部横断的な、そんな取組ということも予定されているんですか。

【小川デジタル戦略課長】このデータ連携基盤につきましては、県庁内の各課はもとより、県内の21市町と共同で実施している事業になっております。

今年度、今ご指摘ありました産労部とも話はさせていただいておりますけれども、まずは河川防災情報システムという中で河川の水位ですとか雨量のデータというのを土木部が保有しておりましたので、その部分を、今年度、このデータ連携基盤の中に登載をするということで共

同で取組を進めている状況でございます。

【川崎委員】今おっしゃられたのは、土木が持っているデータがこうですよと、例えば観光部門が持っているデータはこうですよと。そういったデータが、こういった項目でありますよということは、既にオープンになっているんですか。

【小川デジタル戦略課長】県庁内では、様々な部局が様々なデータを保有しておりまして、オープン化できているものと、オープン化できないものがございました。今、そこをしっかりと整理しておりまして、基本的に行政データをオープンにできるものは全てオープンにして、この基盤の中で皆様に見ていただけるような形にしていきたいということで、今、検討、協議を進めている状況でございます。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【宅島委員】今、委員の皆様方からIRについての質疑があっているんですけども、昨年4月28日に締切りがあって、締切り後、IR推進課においてGGRの予定額とか変更があっているんですか。

【小宮IR推進課長】宅島委員のお尋ねは、国へ提出したGGRから変更があっているのかということですけども、国に提出して以降、GGR等を含めて変更はございません。

【宅島委員】もしよかったら、そこを正確に教えてください、GGRの額、提出した時の額。

【小宮IR推進課長】GGRの15%にあたる認定都道府県納付金につきましては、開業5年目で314億円が県に納付されるという計画で国へ提出しております。

【宅島委員】ありがとうございます。私も委員の皆様方と同じで、長崎県が発展する最後の起

爆剤ということで大変期待をしております。何とか国に認定をしていただきたいなというふうに思っております。IR推進課としては一生懸命頑張られているんでしょうけど、国からのヒアリングとかは全くあってないんですか。

【小宮IR推進課長】昨年4月28日の区域整備計画の提出締切後、事務局の観光庁の担当からは電話またはテレビ会議等様々な確認がございました。また、今月も観光庁からの確認は継続されております。最近の観光庁のホームページを確認いたしましたところ、国の審査委員会が3月3日に開催されているという状況が確認できております。

【宅島委員】わかりました。本当に県も一生懸命やられていると思いますので、我々議会としてもしっかり歩調を合わせながら、実現に向けて努力をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか

【吉村委員】空飛ぶクルマが出てきたんで、一言、言うとかんばいかんだろうと。

先ほどからドローンサミットという話があって、第2回目は長崎開催で、令和5年の9月ぐらいが予定されておるとかな。

それで、ドローンサミットというこのポイントで、そういうことを取り扱いますってするのか、IRの推進に向けて、そういう機運の醸成を高めるために、そういうことに取り組んでいくのかというのをはっきりやらんといかんでなかかと思うんですが、そこら辺について連携というかね、IRと、そういう地域情報対策ということの関連性はどのようになるのか、整理できとる分をお知らせいただきたいと思います。

【小川デジタル戦略課長】まず、ドローンサミ

ットにつきましては、全般的なところの中で、次世代空モビリティということで、ドローンですとか空飛ぶクルマといったところの県内での社会実装に向けた意識醸成ですとか、様々な企業の皆様方のつながりをつくっていききたいというところを目的として実施しております。

ただ、その中には、今、委員からご指摘がございましたけれども、長崎の地理的なものですとか、地勢的なものの地域課題を、こういった空モビリティの中でクリアしていくと、解決していくというところの想定をしております、その中に九州・長崎IRの中での移動手段として、エンターテインメントとしての空飛ぶクルマ等の活用も含めたところでの意識醸成を含めて考えているという状況でございます。

【吉村委員】何を言いよつとか、いっちょんわからんちゃけど。

IR推進課の方から、そこら辺一緒に、効果的にやりましょうよというようなことの持ちかけはなかったんですか、いかがですか。

【吉田企画部政策監】まず、この空モビリティという切り口ではデジタル戦略課の方で取り組んでおられますけども、当然、IRの方にも大きく影響してきます。世界的な流れで言いますと、来年のパリオリンピック、それから2025年に予定されている大阪万博でも空飛ぶクルマ等を活用しようという機運が高まっております。

IRの方でも、今の予定では2027年を開業予定としておりますので、ここで何らかの形で、特に長崎空港とIR区域の移動手段として使えないかということも視野に入れながら、デジタル戦略課と一緒に会議に出席したり、情報交換も密に行って、この準備に向けて一緒に歩調を合わせながら進んでいるところでございます。

【吉村委員】言いよることは、ベクトルはおう

とるけど、スピード感がないね。やっぱり取組をもっと早めてさ、もう大分でやったんだという話がある。そして日本にもそういう企業があって、もう既に実用化に向けた段階がきてる。それで、「デモフライト」という言葉がさっき出たけど、このドローンサミットという頭ばかりだから、長崎のそこの出島メッセでやります。だから、そこでデモフライトするのは建物があったりして大変なんですとかさ、そこだけの頭じゃん。

さっき政策監が言ったように、長崎空港からハウステンボスまで、これがIRの実態よね。空港からの移動手段として、ハウステンボスにそういうので来ると。

だって、IRに来る人たちの、いわゆるカジノに来る人たちは僕らみたいじゃないけんが、どうやってでも来るわけよね。だからそういうのを準備しておかんばいかん。認定前にしてよと、この前から言いよったけど、認定されたら、すぐにでもそういう取組をやって、やっぱり機運を盛り上げるための手段の一つということもあるし、実際に具体化していくというようなこと。幾らかかたって金持ちは乗ってくるんだけんが。

それは、九州内のどこかの飛行場に来て、それからヘリコプターで来るというのもあるやろうし、長崎空港に降りて、ヘリコプターで来るというのもあるやろうし、大村湾をガンツウみたいな船で移動しようというのもあるやろうし、そういうのをどんどん考えていかんといかんの、ここのIR推進課の調査計画費では、実現をするための環境整備費1億5,700万円。それは大事と言うけど、ほとんどがギャンブル依存症対策。これではやっぱりさっき田中委員さんが言われるように盛り上がり欠けるわね。もっ

と長崎が盛り上がらんと、九州IRでもあるわけよね。そしたら長崎以外の県が、果たして今どれぐらいやる気があるというか、盛り上がっておるかというたら、何となく、全然盛り上がりがない。こんなでいいんじゃないと思うんやけど。

そういった意味で、このドローンサミットを待たずしても、デモフライトぐらい、そんな費用がかかるのかなと思うけど。大村を飛ばんだったら建物も何もないし、いつでもできるんじゃないかと思うけど、そういう取組を、まず認定されたら、すぐやるというようなことで考えられんか答弁をお願いします。

【吉田企画部政策監】その実現に向けては、関係各社も精力的に取り組まれておりますし、行政としても、それと歩調を合わせて推進しているわけでございます。

一方、やはり実際に人を乗せて飛ばすとなりますと、航空法の規制に必ず引っかかることとなります。ですから、その辺りにつきましては、関係各社、また行政においても、国と調整・協議等しながら、その法的な規制もクリアしつつ、その実現に向けて進んでいるということでご理解賜ればと思います。

【吉村委員】だから、最初の段が要らないのよ。そういうことはわかるとさ、航空法があるのが、何かあるとかね。だから、そういうのをわかった上で、「それに向けて早速進めたいと思います」という答弁だけでいいんじゃないですか。どうですか、そういうふうに答えてよ。

【吉田企画部政策監】委員ご指摘のとおり、この空飛ぶクルマは、やはり近未来を想像させるようなワクワク感もございますので、そういった機運醸成の意味からも、何らかの形でしっかりと実現できるように取り組んでまいります。

【吉村委員】何らかのとか言うけんね。装飾語は排除して、「やります」と、こういうわかりやすい言葉で言うてもらいたい。

そこら辺が最初の答弁みたいなことやけんが、総括表を見ると、政策企画課で新モビリティサービス構築推進事業費が対前年度比2,800万円減りましたとなっておりますわけよね。IR推進課は、IRの推進事業費の増で2億5,400万円増えましたとなるんじゃないけど、政策企画課とIR推進課というのが、ちゃんとそういう連携ができとつとかなと、デジタル戦略課もね。この中で、いわゆるデジタルDEJIMA推進の中に、そういうモビリティもちょこっと入っておるんじゃないけど、そこら辺で、ちょこちょこ、ちょこちょこで、なんかまとまり感がないというかね。

これは企画部ばかりじゃなくて、産業労働部であったり、いろんな使えるところを使いながら進めていこうという、そういうことについて、もっと積極的に取組を進めてもらいたいと思うんじゃないけど、答弁を、部長。

【浦企画部長】ご指摘ございました予算の計上、執行に関して、部内各課間、あるいは部局間の連携をもっと強化をという話でございます。

ご指摘は当然でございます。例えば、先ほどお話がありました空飛ぶクルマも、答弁いたしましたように、IR推進課も当然見据えてやっておりますので、今、デジタル戦略課と常に一緒に動いているような状況でございます。その辺りはしっかり情報共有、あるいは取組の方向性を一つにしながらやっております。

デジタルに関しては、まさに人材育成なども例えばデジタル分野も含めて、そういうところは産業分野が今メインでやっておりますけども、デジタル戦略課もしっかりそこに関わっていくというふうなこと。

その他、特に私ども企画部の役割としては、庁内の横串をしっかりと刺していくという横断的な取組をとにかく進めていく、そこで旗を振るというのが私ども企画部の役割だと思っておりますので、私どもが直接やる事業だけではなくて、県庁全体の中で、しっかりその横の連携が取れて、より効果的な施策ができていくというところでは、しっかり私ども旗を振ってやっていくという自覚を持って取り組んでいきたいと思っております。

【吉村委員】 よろしく願います。

それと最後に確認やけど、さっき聞きよってメタバース、さっき250万円で心配だと。これを立ち上げてこうこうで、さっき言いよったけど、250万円で本当にそういうところまでできるんやろうかと。

それと、県でやるんですと言いよったけど、自分たちでやるんですか、立ち上げて、この管理運営まで、そこを確認させてください。

【小川デジタル戦略課長】 まず、メタバースの予算として今計上させていただいております250万円につきましては、まずメタバースの仕様といいますか、一番初めの着手の部分の経費ということで、今予定をしているところでございます。

この場合の活用方法ですとか、作り込みの部分が出てきますと、また、新たな予算について計上させていただくような形で今想定しております。

また、管理運営につきましては、基本的には、今、メタバースというものは民間の事業者の方でサービスとして提供されております。その部分を使わせていただくということで使用料に近い経費になりますので、運営自体につきましては、県で直接、そのメタバースの空間を管理

するという形ではございません。

【吉村委員】 でしょう。だから、さっきだけの答弁を聞いていたら、あなた、自分で立ち上げて、自分でやって、皆さんよろしくと、こんな場所をつくりますからとか聞こえるんじゃないけど、到底そういうことはできんじゃないかと。県でやれることじゃないんじゃないかと、どこかに委託するのかなんとかという、そういう話になるんじゃないかと。そういうところははっきり言うってくださいよ。

やれるような感じでやるとかさ、そういういかげんに言ってもらうたら困るわけよ。それが一つのやる気にもなるんだけんが、はっきりものは言ってくださいね、よろしく願います。

以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

ここでしばらく休憩します。

再開は、午後1時30分といたします。

午前 11時32分 休憩

午後 1時31分 再開

【中島(浩)分科会長】 分科会を再開します。

【赤木副会長】 皆様、お疲れさまです。

一般質問でもさせていただいたんですけれども、メタバース空間の活用については、ご答弁いただいております。

先ほども質疑がありましたけれども、県民の皆様に対してもわかりやすい活用の方法というの、県の方からも、ぜひ発信をしていただければありがたいなと。頭でわかってても、やっぱり見ないと、実際使ってみないとわかんないこともたくさんあると思いますので、新しい販売の方法であるとか、新しいコミュニケーション

ンの在り方というのをぜひ見せていただければ
など、改めて要望を申し上げます。

私からはドローンサミットのことについてお
尋ねをしたいと思います。

こちらは、私自身もとてもわくわくして、あ
りがたい取組だなど思っておりますし、自分自
身も行きたいなと思えます。また、私の周り
にもドローンを実際飛ばしたりする仲間もおり
まして、これを聞いて、とても喜んでおりました。
そういった方々も参画できるように、参画とい
うか、参加して実際に手に取って触れるよう
に取組というのはお願いしたいと思います。

この記載の中で、「ドローンサミット国内
の空モビリティ関連企業団体が一堂に会し、次
世代空モビリティに関わる意識醸成並びに普及
促進」と書いてますが、やはり世界を見渡して
みますと、企業さんも含めて、世界の方が進ん
でいるところがたくさんあるので、国内にとど
まらず世界の企業さんも集うような、もしくは
担当者の方、世界の今の取組というか、わかる
ような場にしてほしいなというのがあるん
ですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

【小川デジタル戦略課長】まずは、第2回ド
ローンサミットへの期待につきましては非常にあ
りありがとうございます。ぜひその期待にお応え
できるような形で、しっかりとしたイベントに作
り込んでいきたいと思っております。

そういう中で今ご指摘をいただきました参画
していただける企業の皆様方なんですけども、
ドローンですとか空飛ぶクルマを含めてなん
ですけども、国内だけではなくて、企業の様
々な事業者の皆様方のソリューションですとか
期待ですとかというところがございますので、
そこは県内の産業ですとか地域課題を踏ま
えたところで、有益なソリューション等をお
持ちの海外

の企業の皆様がいらっしゃいましたら、ぜひ
積極的に出展について働きかけるですとかご
相談について進めていきたいと考えてお
ります。

【赤木副会長】ありがとうございます。ぜひ
期待しております。

ドローンサミットは、第2回ということなん
ですけども、Japan Drone / EXPOの方はも
う何回も開催されて、そちらへは海外の企
業も入られて協賛もされているようです
ので、ぜひ長崎の地場の企業にとっても
有益な機会にしたいなと心から期待して
おります。

また、あえて世界と申し上げたのは、今
回、一般質問で取り上げた、12月3日と4
日に西九州新幹線とF1がコラボしたとい
うお話の中で、ハリウッドからドロー
ンの世界的なチームが長崎にお越し
いただいて、実際、私もドローンの
機体というものを触りました。時速
200キロで飛ぶドローンでした。

そのドライバーの方というか、操縦する
方も、世界ナンバーワンの腕の持ち主
で、英語でしゃべったりもしたん
ですけど、やはりそういう本物と
触れ合う機会、今まで長崎とか、
日本でも見たことがないような
機体と触れ合うことというのは、
私もそうですし、これからの子
どもたちにとっても物すごく有
意義な機会に、ここしかない機
会になるかなと思いますので、
ぜひとも様々な企業さんとな
つなげて、9月のドローンサ
ミットを長崎でやってよかつた
と、長崎に来てよかつたと思
えるような機会にしてい
ただければなと思っております。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はござ
いせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】質疑がないよう
ですので、

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【浦企画部長】 それでは、企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料企画部の方をご覧願います。

2ページからになります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョン策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて）

現在、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、概ね10年先の本県のありたい姿をお示しするビジョンの策定と長崎県総合計画の一部見直しに取り組んでいるところであります。

ビジョンの策定につきましては、新型コロナナ

ウイルス感染症の影響やデジタル化の進展など社会経済状況の変化を踏まえるとともに、100年に一度と言われる県内の大きな変革のその先も見通しながら、県民の皆様にも、ふるさと長崎県で夢や希望を持ち続けていただくことはもとより、県外の皆様にも、本県の魅力や可能性を感じていただけるようなビジョンをお示したいと考えております。

検討に際しては、新たに「新しい長崎県づくり懇話会」を設け、去る2月8日に、様々な分野でご活躍されている有識者の皆様から、ビジョン策定に向けたご意見を頂戴したところであります。

また、総合計画につきましては、ビジョン策定を通じた様々なご意見等も踏まえながら、新年度予算における5つの重点テーマを中心に、施策の追加や充実・強化を図るとともに、社会経済状況の変化や計画の進捗等に応じた目標値の変更など、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様からのご意見もいただきながら、引き続き内容の検討を進めてまいります。

（長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて）

現在、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策を中心とした地方創生の取組を進めているところであります。

こうした中、国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、昨年12月、国の総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。

県としましても、デジタルの力を活用し、地

域の社会課題解決や魅力向上の取組のさらなる加速化・深化を図る必要があることから、今後、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や県総合計画の見直し状況を勘案しながら、総合戦略の見直しについて、検討を進めてまいります。

（こんな長崎どがんです会について）

本県の現状・課題を把握し、県政運営や諸課題の解決につなげるため、知事と県民が直接対話する場である「こんな長崎どがんです会」を、これまで8回開催してまいりました。

また、去る2月には、知事の出張の機会を利用し、地域の皆様の声をお聞きする会を、出張スピノフとして、佐世保市で開催するなど、新たな手法も取り入れながら、継続的に実施しているところであります。

テーマについては、子育てやUIターン、在宅医療、スタートアップなど、多様な分野にわたっており、関係者の皆様方から現場の貴重なご意見をお伺いしたところであります。

こうした意見に対しては、直ちに実行できるもの、中長期的に検討を要するものなど様々ありますが、子どもの貧困や居場所づくりに係る研修会の実施、移住を実現させた移住コンシェルジュ等に対して県産品を贈呈する仕組みの構築などについて、令和5年度当初予算にも可能な限り反映したところであります。

引き続き、様々なテーマや手法等を取り入れながら、「こんな長崎どがんです会」を積極的に実施し、施策への反映に努めてまいります。（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域整備計画については、現在、国が設置した審査委員会において継続して審査が行われており、本県も適切に対応しているところであります。

この間、県では、IRに関連する取引の実態や仕組みへの理解を深め、IRビジネスへの参入意欲を高めていただくよう、商工会議所や商工会に対する説明会を、離島地域も含め県内一円で実施してまいりました。

また、IR導入に対する理解促進を図るため、各分野の団体やIR周辺地域の住民が参画した九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会を開催し、依存症対策、治安維持対策について検討を行ってまいりました。

さらに、IR区域認定後を見据え、ギャンブル等依存症対策の基礎資料とするため、福祉保健部や長崎大学と連携して、県民を対象にしたアンケート調査を実施し、現在集計作業を行っているところです。

認定時期については、見通せない状況ではありますが、認定後速やかに各種施策を進められるよう、準備に万全を期してまいります。

引き続き、県内はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（デジタル化やDXの推進について）

本県におけるデジタル化やDXの推進において、超高速、調低遅延、多様同時接続を実現する第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの県内における整備促進は重要であると考えております。

これまで、通信事業者の皆様が5G基地局を整備する際には、個別に施設を探索し、管理者に直接問い合わせをする必要がありました。

そこで、去る2月1日に、県において「長崎版5G基地局設置ワンストップ相談窓口」を開設し、県や県内21市町の管理する公共施設のデータ閲覧から基地局設置についての相談受付までをワンストップで対応することにより、通信事

業者による5G基地局整備を促進してまいりたいと考えております。

今後とも県内おける5Gエリアの拡大をはじめ、通信環境の整備について、積極的に取組を進めてまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

事業者に対し内示を行った補助金について、令和4年11月から令和5年1月までの実績を記載することになっております。しかし、実は9月の定例議会で報告すべきでありました6月分の内示4件につきまして、その際、記載が漏れておりましたので、この分を、今回、記載させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

次に、3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況ではありますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和4年11月から令和5年1月までに、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会ほか3団体からの要望、及び長崎県町村議会議長会、長崎県離島振興市町村議会議長会からの要望の3件となっております。

それに対する県の取扱いにつきましては、資料3ページから5ページに記載しているとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】以上で説明が終わりました。次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、83番、84番になります。

陳情について、何かご質問はございませんか。

【山田委員】小値賀町から出ている陳情の件で、高度情報化施策の推進についてということですが、冗長化、災害時とかにより、回線の断線に対応するために二重化にするということですが、県下の今の離島の状況を教えてくださいいただけますか。

【小川デジタル戦略課長】今、離島におきます光ファイバー、海底ケーブルの部分になります。基本的に、今、本土から五島列島につきましては、光ファイバーの冗長化ということで、円として、どこかが切れても別のルートからつながるといって形になっております。

今回、小値賀町からのご要望の分なんですけども、現在、線が新上五島町の方から小値賀町の方に入っているんですけども、小値賀町の中で終点という形になっておりますので、小値賀～上五島間がもし断線した場合に、それを担保するルートがないというところで、今、小値賀町から要望いただいているという状況でございます。

【山田委員】五島列島はわかったんですけど、あと壱岐、対馬はどういうふうになっているんですか。

【小川デジタル戦略課長】 すみません、失礼しました。壱岐、対馬につきましては、本土と壱岐・対馬ということで光ファイバーの線がつながっておりますので、冗長化が既にできております。

【山田委員】 切れてしまったら、小値賀町だけがネット環境とかがよくないというか、つながらなくなるということで、宇久島とかとつなぐ話とか、そういった話があるんですかね。環境に差が出ないというか、離島に暮らしてても大きく変わらないための安全対策は、こういったことが考えられるかを教えてください。

【小川デジタル戦略課長】 小値賀町につきましては、お隣の宇久島、佐世保市になりますけれども、実際、宇久の方は約1,000世帯あるんですけども、そこはまだ光ファイバーがつながっていないという状況でございます。

今回、小値賀町からの冗長化のお話がある時に、小値賀町に対しても、やはり佐世保市さんとの共同での海底ケーブルの敷設についてご相談いただくですとか、あと、近年、各民間の通信事業者の方で衛星を使った通信環境というところのサービスも開始されておりますので、そのあたりの技術等もご紹介いただきながら、地元の方でご検討いただくような形に今お話をさせていただいているという状況でございます。

【山田委員】 佐世保市と連携して、中枢連携都市圏でもありますので、そこはと思うんですが、最後の参考の4番目に、「公設の光ファイバー網の民間事業者への譲渡に関わる支援制度の拡充を図ること」とありますが、このあたりを教えてください。

【小川デジタル戦略課長】 光ファイバーにつきましては、基本的な新設、国の制度ではありますけれども、新設についての整備ということで、

既存の部分の改修等は補助の対象になっていないという状況がございます。

ただ、壱岐と対馬につきましては、公設で、今設置をしているものについては、民間譲渡に向けた改修等であれば補助の対象になるという制度の内容でございます。

【山田委員】 小値賀町が、国のお金で光ファイバーとかつけてもらえるんだけど、その後の維持管理とか、そういった費用のことをすごく懸念をされていました。

壱岐・対馬はうまい形でいっているようですが、そういった成功事例も、とにかく県がもう少し関わっていただいて、住んでいるところで環境整備に差が出ないような形でしっかりお手伝いをいただきたいと思います。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【田中委員】 「こんな長崎どがんです会」について、お聞きしたいと思います。

私は、このタイトルを聞くのも、あまり認知してなかったんでね、こんなに頻繁に行われて

いると、8回開催して、出張スピンオフとして佐世保市で開催すると。こちら辺のことがあまりわからないので、「こんな長崎どがんです会」の輪郭をお聞きかせいただけませんか。

【浦政策企画課長】 お答えいたします。

「こんな長崎どがんです会」につきましては、大石知事が就任後、公約にも掲げられました県民との対話の積極的な実施ということをベースに組み立てた取組でございます。

名称につきましては、第2回目から、この名称にさせていただいています。

名称の考え方としましては、若い方からの意見の中で、親しみのあるような名称が望ましいのではないかとということで、例えば方言とかを使ったらどうだろうかというご意見があったものですから、そういった趣旨で、さらに、今後の長崎をどういうふうに考えていくかということで、県民の皆様も主体的に考えていただきたいという思いで、「こんな長崎どがんです会」という名称に2回目からしたという経過がございます。

今お話がありましたように、第1回目を4月に立ち上げまして、これまでの間、第8回まで実施しております。

今お話があったとおり、去る2月7日には、佐世保の方で出張スピンオフという形で、出張の機会を活用して知事と県民、特に佐世保の市民の若い方と対話をするような場を設けたという状況でございます。

もともとの趣旨から考えて、ここで出た様々なご意見、県民の声を施策に反映していくことが大変重要ということで考えておりますので、引き続き、こういった視点を大事にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】 これは、そうすると知事の公務な

んですね、政治活動じゃないわけだね。知事の公務なんだね。

部課長さんの出席状況、予算の執行状況等を聞かせてください。

【浦政策企画課長】 お答えします。

第1回から第8回目まで開催しておりますけれども、それぞれテーマを設けて、テーマごとに参加者を選定しまして、さらに、そのテーマに応じて関連する部局の皆様方にも参加していただいているという状況でございます。

例えば第2回目、子育てをテーマにした時には、こども政策局が参加しておりますし、直近でいきますと第8回になりますが、女性の視点を取り入れたまちづくりについて諫早の方で開催した際には県民生活環境部が参加しております。それぞれのテーマごとに、関連部局が参加しているという状況でございます。

また、予算につきましては、昨年6月補正予算の肉付け補正予算の中で関連予算を計上させていただいておりましたが、当時、予算の積算としては約10回分ということで積算しておりましたけれども、今回、実際スケジュールをこなしていく中で、結果として8回と、あとスピンオフ1回ということで、合わせて9回の実施になっているという状況でございます。

【田中委員】 数字について聞かせてください、予算を。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 1時54分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【浦政策企画課長】 先ほど申し上げました6月補正の予算額としましては、10回分の積算でございます。旅費、謝金等を合わせまして約135

万円ということで計上しております。

2月補正予算の中では、事務費ということで、今回減額まではしてありませんけれども、先ほど申し上げました、全体としては10回予定しておりますので、その分が減額する見込みと考えております。

【田中委員】 そうすると、公務として全て企画の方でセットして、そして知事が来てやるという形になるね。

あなたたちは、いつも予算を聞く時には、人件費を考えないんでね、物品費だけであって。どのくらいの人が参加しているのか、県庁の当局の役人さんが。そういうのを入れると、これは結構な規模になるんでしょう、ね今後は。

年間スケジュール等も、予算化の時にちゃんと決めているんですか、予算を積み上げる時に。5年度予算の内容を知らせてほしいと。

【浦政策企画課長】 「こんな長崎どがんです会」の開催につきまして、1回開催するために、私ども政策企画課が全体的なコーディネーター役として、私も含めて数名参加させていただいてます。もちろん知事、あるいは秘書課の関係者と、あと先ほども申し上げましたとおり、テーマに応じた関連所属が参加している状況でございます。

また、令和5年度のテーマについて、これから各庁内の部局に照会をさせていただきまして、それから、私どもの方で選定、絞り込み等を行っていく予定にしております。

ただ、今年度開催した内容を踏まえまして、各部局、分野で、まだ開催をしていない分野がございます。

例えば、観光分野でございますとか、水産行政分野、あるいは土木、安全安心の分野が、今

年度まだ開催しておりませんので、そういった分野を優先的に開催することを念頭に、今後、調整してまいりたいと考えております。

【田中委員】 予算というのは大事なものでね、お金だから。令和5年度の積算した内容、予算をどれだけ出しているのかな、総トータルで。

【浦政策企画課長】 お答えします。

令和5年度当初予算でございますけれども、まず年間の回数につきましては、今年度の開催状況を踏まえまして、8回で積算をさせていただいております。

その積算に基づきまして、謝金等を積み上げて、令和5年度の「こんな長崎どがんです会」に要する経費としては、少ないですけれども、26万4,000円を計上させていただいております。

先ほどお答えした今年度の予算額が130万円ほどございましたけれども、それとの差額約100万弱につきましては、もともと旅費を、予算措置を今年度してございましたけれども、こちらについては、各テーマごとに、各部局が参加する際に、各部局の方で旅費については予算を対応するというので、今年度は、その分の旅費が減少しまして、結果的に26万4,000円という当初予算の計上額になっております。

【田中委員】 場所の設定とか、これは平日なんだね、土日は使わない。公務だから、勤務時間内で全てやるということで理解していいんですか。

【浦政策企画課長】 今、田中委員ご指摘のとおり、基本的には平日の開催を考えております。

ただ、今年度開催した中で、やはり参加する参加者の方の状況ですとか、テーマに応じまして、土日が比較的参加しやすいというお声もありましたので、そういった声は真摯にお応えす

る形で、できる範囲で対応してきているところ
であります。

例えば、昨年5月に開催しました子育てのテ
ーマ、あるいは8月に開催しましたUIターン
のテーマにつきましては、参加する方々のご意
見も聞きながら、土日開催としている状況で
ございます。

【田中委員】場所の設定は、大体県庁が持つ
ている場所でやるのか。それから、広報関係は
どいう広報を使っているのか。

【浦政策企画課長】今ご質問がありましたとお
り場所につきましては、なるべく会場の借上げ
経費を少なくするという観点から、長崎県庁の
会議室等を積極的に活用させていただいており
ますけれども、やはり現場に出向いて行って、
現場の空気感、環境を感じながら、ご意見を聞
くということも大事な側面だと考えております。
第8回の女性の視点を入れたまちづくりの際は、
県央振興局で、活動の拠点となっているような
場所で開催させていただきました。例えばスタ
ートアップの支援のテーマの際には、県庁会議
室ではなくてCO DE JIMAの方で開催す
るような、こういう工夫もしながら、開催に努
めているという状況でございます。

【田中委員】ぜひ今年度の予定表を出してほ
しいと思うし、我々も出席できるのかな。でき
るだけ生の声を聞いてみたいね、議会の一般質
問だけではちょっと物足りないの。どうでしょ
うか。

【浦政策企画課長】すみません。私どもの周知
不足のところがありますけれども、どがんです
会を立ち上げて定期的に開催していく中で、議
員の皆様にもご案内ということで差上げており
まして、出席される場合は事前にご連絡いただ
ければということで、ご案内させて（発言する

者あり）ああ、そうですか。

失礼しました。佐世保で行った出張スピン
オフについては、周知不足のところがありました
ので、今後、各地域に出向いて行って出張ス
ピンオフ等を行う際には、周知を徹底するよう
に私ども注意してまいりたいと思います。

それ以外の本体部分のどがんです会につつま
しては、毎回、ご案内させていただいていると
理解しておりますので、通常、参加していただ
くことは、ぜひご検討いただければと考えてお
ります。

【田中委員】いいことだと私も思う、県民の
声を生に聞く。普通、しかし、私たちでさえ、
大体行政に対する要望等の基準は、私の場合は
佐世保市からいろいろ頼まれたりする。市から
の要望を中心として県に大体やるんだけれど
も、直接個人的にいろいろ頼まれたって、それ
は簡単に県に、だからとっているいろいろ要
望することは、私はしない。少し集積がないと
、物事の集積が。行政に対しての働きかけは、

だから行政と、まず、例えば21市町の行政と
の関係がスムーズにいった方が私はより、し
かし、それよりも直接県民に働きかけるとい
うのは、それは一つの手法かもわからんけれ
ども、議会は何となく形骸化してしまうね、
議会の関係がね、直接。回数がこのくらい
だからいいけど、月に2回、毎年ずっとや
りますとか、県挙げてやりますとかとなれば、

だから、やるのはいいから、公にして参加
しやすいような形でやってほしいね。そうし
ないと予算までつけて公費でやるというのが、
何となく政治活動じゃないかという感じが
ね、公務じゃなくして、行政の範疇じゃなく
して、もう一つ踏み越えたところに行くと
批判される要素もあるなと私は考えている
んだけどね。

いいことではあると思うよ、それは。それが一番原点と言えれば原点だから、県民の声を生に聞くというのはね。生の声もいろいろな声があるからね。

終わります。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【山田委員】IRについて伺いたいと思います。

地元の待望の声が大きい、そういった事業ではあります。当然、私も、新たな雇用が1万人近く発生するというので非常に期待をしています。

しかしながら、一方で、今、地場の中小零細企業を中心に本当に人手不足であります。企業を回っていても人手不足のことしか言われないうくらいどこも大変な中、そして、佐世保でも熊本の半導体に人を相当引っ張られているような話も聞いてます。

そこで、IRで新たな雇用が発生することによって、今、佐世保にある地場の中小零細の企業から人が横流れをするんじゃないかという懸念の声がありますし、私もそこを心配しています。そのことに対して県としてどのような対応を考えているのかお尋ねをしたいと思います。

【小宮IR推進課長】山田委員のご指摘は、私どもも、この計画を推進する中で、地元佐世保の経済界の皆様からも同様のご意見を頂戴いたしております。

IRが実際稼働してまいりますと、そういった経済面で特徴的な、若い世代が誇りを持って働けるような職場環境になると、我々も期待しておりますけれども、そういった中で、地元の企業から、従業員の皆様が横移動することがないようにということで、IRの各施設が求める人材がどういった人材なのかということ、地域

の高校、大学等にも早目に求人のご案内をしていくということも一つあります。

もう一つは、一度県外に出られた方の学び直しも含めて、リカレント教育に重点を置いて、県外に一旦出られた方が、UIターンの就職で地元佐世保に戻って来れるような連携を図っていくということで、地域振興部、または産業労働部とも連携を図りながら、従業員の育成・確保に努めていきたいと考えております。

【山田委員】育成・確保はもとよりというか、そこを期待をするところです。若い人たちが県外に行かずに佐世保にとどまってくれる。例えば、親の介護で戻ってくる40代・50代の方が就職をするのに、新たな職種として、なかなか今マッチングの問題もあるので、期待はするんですけど、私が申し上げているのは、今働いている人たち、今地場で働いている人たちが横流れすることを心配しているので、部局は違うと思うので、私が再選をできれば聞きたいなと思ってます。知事にも、お尋ねしたいし、結構、産労の分野になってくるのかなと思うんですが、県として、地場の企業を支えていかないと、人手不足に拍車をかけて、佐世保のIRだけがよくて、佐世保の周りの企業がどんどんつぶれていくようなことになってはいけないと思っているんですよね。

そこで、全庁的にというか、こういったことを産労部とかと話したこととかはないんですか。

【小宮IR推進課長】産業労働部は、地場の企業様との情報交換の窓口ということもありますので、常に情報はいただいております。

また、地元企業の振興という観点では、産業労働部が中心になって人材の確保等も含めて動いておりますけれども、企業誘致という新たな視点で申し上げますと、IRに関連する、特にデ

デジタルのコンテンツ産業といいますか、映像、音響、そういった地元にはないような新たな企業を誘致してくる。そこには、当然そういった人材も併せて誘致をするような仕掛け、または、そういった大学での人材育成も含めて議論をしております。

また、雇用の観点から申し上げますと、産業労働部とも一体的に協議を進めておりますので、今、山田委員がご指摘になられた点は私も十分理解いたしましたので、今後、どのような場合が想定されるかも含めて、議論を密にして、対応してまいりたいと考えております。

【山田委員】 ぜひお願いをしたいと思います。

今までないところが入ってくるのも大いに結構、人が一緒に来てくれるからですね。今いる産業を守るということもやっていただかなくてはいけないので、極端な話、企業の社会保険負担部分を出すとか、いろいろ新たに、田中委員が言われた500億円ぐらいいろいろお金が入ってくる、新たな税収というか、IRが開業して長崎県や佐世保市を含む21市町に新たにお金が入ってくる、そういった中で、そういったお金を、そういうのにも、地場産業を支えるという周辺の、IRの周りで地場産業を支えるような仕組みというのもぜひ検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【川崎委員】 観光MaaSについてお尋ねいたします。

立ち上がって随分と期間もたっております。まず、利用状況、いわゆるダウンロードをした方とか、長崎における利用状況、また、これが誘客にどの程度今貢献をしているのか、お尋ねをいたします。

【浦政策企画課長】 お答えいたします。

長崎県MaaSにつきましては、昨年8月から本格的に取組を開始しまして、現在、2月末時点の状況ということでご説明したいと考えております。

8月から2月末までの間に、特に一日乗車券等の交通関係のデジタルチケットにつきましては、累計で1,670枚、販売がなされております。月別で見ますと、昨年12月までは大体200件台の推移でございましたけれども、今年1月に入りまして増えつつありまして、1月が308枚、2月が353枚ということで1,670枚ということになっております。

また、ダウンロード数につきましては、昨年12月末現在でありますけれども、約40万ダウンロードということで、徐々に増えてきているところだと考えております。

今申し上げましたように、特に、乗車券等のデジタルチケットの販売数が順調に増加してきているのではないかと考えております。

また、デジタルチケットの中身を見ますと、観光客だけではなくて、地域住民の方も使っているような傾向も見取れると考えておりますし、先ほど申し上げましたとおり、1月、2月増えているところとして、長崎電気軌道様の関係のデジタルチケットが伸びております。

こちらの方、恐らく長崎市内のイベント等の関連で、観光客等の誘客につながっているのではないかと考えております。

【川崎委員】 40万人のダウンロードということで、観光客ではなく地元の方も使っていると。長崎県の方、あるいは長崎市の方、そういうことはわかるんですか、お住まいごとのダウンロード数。

【浦政策企画課長】 ダウンロードした40万人

の方の居住地までは、申し訳ございません。把握はできておりませんが、先ほど私が地域住民の方の利用もというふうに申し上げましたのは、今回、交通事業者の西肥バス様が、結構、デジタルチケットの販売が枚数的には伸びてきております。

西肥バス様は、土日のみの販売ではあるんですけども、例えば通常1,000円で売られているような一日乗車券を、800円でデジタルチケットとして販売しているということもあって、そういった意味から、観光客だけではなくて地域住民の方の積極的な利用につながっているのではないかとというふうに交通事業者の方からも意見を聞いているという状況でございます。

【川崎委員】徐々に浸透しながら、これで利便性も高い、また、お得感もあるということで、いい効果になってきているんだろうと思います。

私は長崎市内であります、長崎での認知が低いような気がしているんです。とりわけ若い方、いいねと言われるのに、あまりご存じないような感じがいたしております、ぜひ積極的にお使いいただきたいなというふうに思うんですが、そういう周知、告知、そういったことにはどんな取組をされているのかお尋ねいたします。

【浦政策企画課長】今ご意見がありましたとおり、このM a a Sを普及させていくためには、しっかり活用を図っていただくこと、あるいは若い方を中心に積極的に利用していただくことが何より、まずは重要だと考えております。

そのため、今、M a a Sの実行委員会、交通事業者等で構成される組織なんですけれども、そちらを中心に、交通事業者がお持ちのそれぞれの広報媒体等も使って宣伝、P Rに取り組んでおりまして、具体的には今年に入りましてか

らバスのラッピング等にも取り組んでいるところでございます。

まずは、県庁の中でもしっかりマイルートの認知と、あと活用を進める必要があるということで、私どもの方から、例えば庁内の定例部長会でもP Rさせていただいたりもしてますし、あと、県の観光部門とも連携して観光サイドのホームページの中でも周知啓発を図るような、そういう取組に努めているところでございます。

今ご意見がありましたように、まだまだ周知が足りないのではないかとというのは、私も同様の感触を持っておりますので、今からさらに様々な広報媒体を活用しながら、周知を進めていきたいと思っております。

今、九州M a a Sということで、九州各県でも、このマイルートを活用したM a a Sの動きが非常に活発化してますし、九州M a a Sとして一つにまとめていくような動きも検討されております。

そうしたことも踏まえながら、今申し上げましたように積極的に、広報、普及に取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ積極的に取り組んでいただいて、多くの方にご利用いただいて、長崎は観光周遊に非常に便利などころなんだというところを、ぜひ確立をしていただきたいと思っております。

運営費についてお尋ねをいたしますが、初年度ということもあるので、県の支援も大きいとは思いますが、例えば、来年度、運営費をどう事業者さんと負担を案分していくのかとか、今後、最終的にはこういうことで県は考えているという運営費の考え方についてお尋ねいたします。

【浦政策企画課長】長崎県M a a Sの運営費についてのお尋ねでございますけれども、今お話

がありましたように、県としては令和4年度の当初予算におきまして、長崎県MaaS実行委員会に対して導入に必要なシステム改修経費等、あるいは先ほど話がありました広告費等への支援ということで、デジタル田園都市国家構想交付金等も活用しまして、約2,800万円の立ち上げに対する支援というのを行ったところでございます。

当該支援につきましては、あくまでも導入立ち上げを目的としたものでありまして、支援の前提としまして、交通事業者の皆様には、2年目以降は自走することを想定していますということでお伝えしているところでございまして、現在のところ、令和5年度におきまして県の補助金等の支援についての予算は計上していないという状況でございます。

実行委員会においても、各事業者の負担というのを、現在、調整を図っているというふうに聞いておりますし、立ち上げ時については、やはりシステムの改修等がございまして2,800万円程度、非常に大きな額でしたけれども、これが運営費ということになりますと、大体1,000万円前後になるのかなというふうに伺っておりますので、そちらの方を、各交通事業者等の負担ということで調整を図っております。

併せまして、今お話し伺っていますのが、各事業者の負担だけではなくて、例えば協賛金とか、広告費とか、運営費に充てるような仕組みも検討しているというふうに聞いております。

県としても、補助金支援は、現時点で予算計上しておりませんが、そういった運営費の中で活用できそうな国の財源等に関する情報提供など、実行委員会の収入確保等への協力というのは、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。

次に、度々お尋ねしていますが、クーポン等を飲食事業者さんをはじめ、国の全国旅行支援とか、いわゆるクーポン化が図られて、そういったところからデジタルでやりますよというのが、ある意味、義務づけられたというところもあります。

今から様々な地域経済の振興と活性化のためには、クーポン事業ということは非常に効果的だから、いろんな市、町も取り組むこともあるよと。しかしながら、紙で作るということを毎度毎度すると事業費もかかる、スタートにも時間がかかる、こういったところから、ぜひデジタル化を推進してほしい。このようなことも、何度も本会議場でも述べさせていただきましたが、この検討状況というのはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

【小川デジタル戦略課長】電子クーポン化につきましては、委員会の中で、これまでもご提案をいただいたところでございます。

今回、今年の1月からなんですけれども、全国支援ということで旅行支援の部分がリージョンペイという電子クーポンで、長崎県内のクーポンは全てがクーポン化ということで今動いているという状況でございます。県内の様々な、約4,000店舗がリージョンペイに登録されているとお聞きしている状況でございます。

そういった状況を踏まえる中で、今後やはりデジタル化を進めていくに当たっては、委員からご指摘ありましたとおり、やはり電子クーポン化が非常に必要な取組だと考えておりまして、現在、庁内で様々な部局の中での電子クーポンの可能性あるかと思っておりますので、関係部局と今活用の可能性について協議を進めているという状況と併せまして、電子クーポンにつきます

でも様々な民間事業者の方々が提供されているサービスがございますので、今、観光で使っていますリージョンペイを含め、どの形のクーポンが県として活用していくに当たって一番最適かといったところの検討を進めているという状況でございます。

【川崎委員】とにかく経済活性化について我々も国に求めて、例えば臨時交付金を、さらに積み増しをしてほしいというようなことも要望しておりますし、長崎市も来年度はそういった事業を構築されているんです、今年度のうちです。1年以上かけてやりますよということも言われております。

ぜひそういったところから、事業費が無駄とは言いませんが、圧縮して、さらにそれが店舗さんの売上等につながっていくようなところに、いわゆる大事な交付金に向かっていくような、そんな流れをつくっていただく上でも、ぜひこれは推進していただきたいと思いますので、早期の確立を要望させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【中島(浩)委員長】ここで休憩します。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開します。

【田中委員】IRについて、私が一人独断でいろいろな数字を出しているんだけど、IR推進課の方でも、ちゃんとそのくらいのことは精査されていると思うんでね。

GGR、さっきも出てきたね。私は大体2,000億円という話をするんだけど、それで300億円と、それ以上の話が企業から出てきているからね。それから、入場料収入も200万人分となると60億円と。基本は360億円、プラス3分の1

ずつ大体分けるという方程式については確認をしておきたいと思います。

【小宮IR推進課長】開業5年目の2031年におけるGGRにつきましては、2,095億円を今予定しております。

この2,095億円のうち30%が国へ納付されて、そのうち15%、半分が県に納付をされるということで、午前中、宅島委員のお尋ねにも答弁しましたけども、2031年、開業5年目で年間314億円が県に納められるという予定であります。

このほか日本人からの入場料、1回当たり6,000円がございます。今、年間257万人を想定しておりますので、6,000円掛ける257万人、この半分が県に納められますので、年間約77億円ということで、田中委員ご指摘のとおり、2031年度を見ますと391億円が収入として入ってくる予定と、今、計画ではなっております。

【田中委員】私は慎重だから、あの360億という数字しか皆さんには言わないんだけどね、300億と60億は。もっとその3割ぐらいのものをあなたたちは想定していると、これはそれで置きます。

あと、何で私が言うかということ、県、市、結構な収入になるのよ。まず、3,000億円の投資をすると1.4%で40億円ぐらいの固定資産税が入ってくるわけだ、市で言うと。そのほか県・市民税というのが、間違いなくある。1万人の雇用で平均給与を500万円とすると500億円の給料が払われる。そのうち1割の50億円は県・市民税の大体対象になる。それを3対2で分けるから、佐世保市が30億円、県が20億円、県・市民税が入ってくる。プラス地方消費税というのが結構入ってくるんだ。これは、私は鮮明には把握してないけれども、あなたたちは税務課と横の関係で、もっと詳しい資料が入っていると思

う。

だから、市で言っても120億円に40億円、30億円、大体もう190億円あるし、それに地方消費税が入ると300億円近くの収入になるのよ、地方消費税。

そのほかにも、まだ車の税金とか、たばこ税までは言わんけれども、たばこ税も入るかな。いろいろな税金を考えれば、私は少なく見積もって200億円と市で言っているんだけど、300億円ぐらいのものが想定されるわけ。

県で言うと、さっき言った話ですると20億円入ってくる、県・市民税のうちの県民税が。

法人事業税が、これもまあまあ、もうかるわけだから、4,000億円幾らの投資をするということは、10年で返済するとすると400億円以上のものが毎年利益として上がらなければいけないわけだ。

そういうことをすると、法人事業税含めて20～30億円の金が間違いなく入ってくるし、地方消費税、これは県が大きいですよ。だから県でも400億円、市でも300億円、700億円ぐらい入ってくるけれども、少なく見積もって私は300億円、200億円と話してるんだ。プラス人口が3万人増えると地方交付税、これが県も市もずっと上がってくる。そういうもろもろのことは私よりもあなたたちが専門だから、もう少し詳しく話してください。

【小宮IR推進課長】今、田中委員ご指摘のGG R、それから入場料収入以外の税収といたしまして、これは区域整備計画にも記載しておりますけれども、区域認定後、IR事業者がハウステンボスから土地を提供していただくところの不動産取得税はじめ、先ほど田中委員が触れられましたように県税、法人県民税とか法人事業税がございます。それから、佐世保市ですと

法人市町村民税や法人事業税と合わせますと、IR開業までに伴うこういった税収として全体で約428億円と今試算しております。

その後、これはIR開業まで建設投資に係る期間の限定的な税収ですけども、IR開業後、運営に伴う地方税、それから地方消費税、これを想定しますと、やはり200億円を超える税収が期待されるということで私どもも認識をいたしております。

【田中委員】プラス地方交付税が間違いなく増えるんだからね、人口が3万人増えとね。これも大きいんですよ、地方交付税。若干税金が増えと、75%の壁で減らされるけども。しかし、長崎県が不交付団体になることはない、いくら頑張ったって。それは地方交付税をもらわなきゃ生きていけない、佐世保市だって、かりだ。

だから、もろもろやると1,000億円ぐらいの収入になるのよ、毎年、長崎県が。ずっと積上げていくと、いろいろなことをね。しかし、それはあまりにも不確定要素が多いから、私は500億円ぐらいから、もっと言うと300億円、200億円の話をしているんだけど、山田委員から私の500億円について疑問的な空気があったんだから、改めて、あなたたちが専門だから。行政は助かるんですよ、だから我々もやろうとしているんだ、一生懸命頑張ってる。

雇用もあると、それはきれいごとで、県と市がもうかるんだよ、税収プラス納付金で。こんなことないのよ、今まで長崎県政で。少し大雑把だけど、1,000億円も入ってくるなんてことはね。半分見積もったって500億円は、これは間違いのない数字なんだから、あなたたち、認めるでしょう、そのぐらいの数字は。

【吉田企画部政策監】田中委員から不交付団体

という言葉がございましたので、ご承知とは思いますが、交付税の仕組みの中で基礎数値となる収入部分には、今言われた税収のほとんどが入っております。I R納付金については、国会の方で、「当分、交付税の算入には用いない」という政府答弁がありましたので、これは真水として増えると思います。

ただ、先ほどもろもろ言われた税収につきましては、留保財源という仕組みが一部ございますけれども、交付税の収入として算定されますので、交付税がその分減らされるということになりますので、県の税収が丸々増えるということではないということで、若干補足をさせていただきます。

【田中委員】あなたがそこまで言うならね、わかったようなことを言うんじゃない。全部それは頭に入れて話しているんだ。だから、360億円でも、これは関係ないんだよ、納付金は、ふるさと納税と一緒に。ふるさと納税だって、マイナスのところもあるけれどもね。

だから、へ理屈を言い過ぎるんだ、あなたたちは。なんか知ったかぶりというかな。全部知って話しているんだ、こっちは。だから1,000億円という話はしない、500億円ぐらいはという話をしているんだよ。

なんか否定するような、I Rに水差すような話ばかり、あなたたちはして回るから。あなたたちは知識があることは知っているよ、俺も。それはちょっと問題だ。

空飛ぶ自動車だ。あなたたちは笑っているけど、これを本当に長崎I Rに位置づけるとすれば、もうちょっと根拠のある話をしなさいよ。位置づけるとすれば、空飛ぶ自動車を。

我々もヘリポートは必要という計画を練ったことがある。それは必要の中なんだよ、富裕層

が来るわけだから。だからI Rもちゃんとヘリポートを造らないといかんよと、長崎空港からのね。そこまでしたことあるけど。空飛ぶ自動車、それは話題性もあるし、いいことだと思うよ。いいことだと思うけども、本当に長崎I Rに位置づけられているのか、空飛ぶ自動車。それだけの研究がなされているのか。

あなたたちは、議員の言うことにうまく迎合してやってくれるのはいいけれども、中身は、本気で空飛ぶ自動車は位置づけしているんだね、九州・長崎I Rに。ちょっと聞かせてもらおう。

【吉田企画部政策監】空飛ぶクルマについてでございますが、I R区域と空港を結ぶ手段でありますとか、福岡方面からI Rへ結ぶ手段でありますとか、そういう具体的な移動手段として位置づけているわけではございません。それは別途、飛行機で何人、船で何人、車で何人という数字は、区域整備計画の中の一環として数字は上がっておるわけです。

I Rが2ヘクタールの展示場を持ちます。これは九州で一番の展示場になります。開業時点では、大阪の計画でも同じ規模でございますので、2ヘクタールの展示場というのは、日本でも有数の展示場になります。そこで空飛ぶクルマを実証展示することで海外からの視察等も期待できますし、そういった実証試験の場としても活用できるのではないかと考えております。

ですから、繰り返しになりますけれども、空飛ぶクルマを、実際のI Rの区域整備計画に盛り込んだ移動手段として位置づけているわけではございません。

【田中委員】あなたたちが知識の重さを披露してくれるのはありがたいけども、やっぱりちゃんとやるべき枠の中に入っているのか。企業も、それを認めて空飛ぶクルマを自分たちの仕事の

中に位置づけているのか。ならば、長崎県がやるうとするならば、空飛ぶクルマをどこで、誰が、どういう規模でやるんですか、教えてください。

【三上企画部政策監】空飛ぶクルマにつきましては、今、先行して、例えば大阪万博でありましたり、あるいは同じ海の上を飛ぶプランとしましては、和歌山ですね、セントレア空港から和歌山や三重へ向かうプランであったり、あるいは東京湾をよぎって羽田空港に行くプランなど、幾つかの地域が検討しているところでございます。

今、私がIR推進課といろいろ話している中では、特に、どの企業、どのメーカーの機体を持ってくるとか、そこまで具体的な話にはなっておりませんが、他方、今現在、外資の機体も含めて各社が日本中のマーケットを探しており、逆に我々は適切なものを選ぶ立場にありますので、将来、例えばIRのアクセスを担う上でスペックとして最も適切な機体があれば、そういった企業にアプローチしていくべきだと思っております。

例えばですけれども、今、日本の国産の機体であれば2人乗りの機体が出ているわけなんです。果たして2人乗りでどれだけアクセスを満たされるのかとか、あるいはエンターテインメントだったらオーケーかもしれないですけども、パイロットが1人乗ったら1人しか乗客を乗せられないと、それで楽しめられるのかと。そうすると2人乗りじゃだめだねと、6人乗り、10人乗りの機体が出るのはいつなのかとか、まさにこういったケース・バイ・ケースの検討が必要になります。

我々、デジタル戦略課としては、長崎はIRプランがなくても、実は離島だとか半島だとか

を結ぶ空飛ぶモビリティが全国で一番生きるエリアだと思っております。他方、その上にIRプランという立派なアクセスのルートが成れば、さらに全国にPRしていける土地だと思っておりますので、引き続きIR推進課と協力して進めてまいります。

【田中委員】なんもあなたに空飛ぶクルマの将来性とか、事業計画なんか尋ねたわけじゃないんだ、尋ねたわけじゃないんですよ。

私は、九州・長崎IRの中で空飛ぶクルマがどういう位置づけをされているのか、国からの認定があるろうという時に、そういうものを、きちっとした位置づけで導入しようとしているのか、それを話しているだけだ。将来性とかなんとか、それはあるだろう。しかし、そんなことを聞いているわけじゃない。

九州・長崎IRの計画の中で、空飛ぶクルマがどういう位置づけになっているのか、もしそれが実現性があるとすれば、空港と結ぶ港湾施設の整備も要らないし、運航会社も、もう将来性がなければやめますよ、空飛ぶクルマでやるという話ならば。そういうところまでいってない、まだ、と私は判断しているから、軽々に空飛ぶ自動車で議員の質問に答えるのはいいけども、九州・長崎IRの位置づけとしては、早々だよという話をしてるのよ。

【小宮IR推進課長】補足して答弁いたします。

区域整備計画の位置づけですけれども、IR区域の交通利便性という項目がございます。今現在、空飛ぶクルマ等については実動しておりませんので、先ほど三上政策監が答弁したとおり、現時点、国へ区域整備計画を提出した時点においては、今後の、将来の交通手段という位置づけで記載をいたしております。

ちょっと読ませていただきますけども、「C

CO₂排出量削減に向けた環境負荷の少ないモビリティ等、常に最先端技術を導入した交通計画を図る」と。この一例といたしまして、自走式EVバス、燃料電池バス、こういったものの開発と協議、あとは空飛ぶタクシー、グリーン経営認証やISCC認証の取得、こういったところを、IRが令和9年度開業を今目指しておりますので、その間、様々な技術の進歩等が期待されるということで、九州・長崎IRにおいては、こういった将来の技術も踏まえて、記載はいたしております。

【田中委員】もう終わりますけども、国に対する認定の書類の中に導入されているんだね、間違いなく空飛ぶクルマを、考えているんだね。ならば空港だけじゃなくて、駅からだって4キロの距離、そりゃ、空飛ぶクルマがあれば便利だよ。あれも要らないよ、ケーブルとかなんかも。やめなさいケーブルを、空飛ぶに変えなさい。空港からの移動手段も変えなさい、全部。船会社にも言いなさい、こういうことでやりますからと。港湾の整備も要らないじゃないか。

【小宮IR推進課長】繰り返して恐縮ですけども、現在の技術等において、乗員、定員が何名なのか、継続しての飛行距離が何キロなのか、そういったところも踏まえて、今後の技術開発については期待をしているところでございます。

【田中委員】だから、空飛ぶクルマの将来性とか、期待とか、それは当たり前よ、私だって期待しているよ。

しかし、今言う九州・長崎IRの、もう国の認定を受けようかなんかという時に、それを導入するか、しないかを定めるぐらいの話でしょう。決定的に決まってるならば、さっき言ったような施設は要らなくなるわけだから、駐車場の施設だって考えなきゃいかんし、もろもろに

影響する。

そういう問題じゃなくて、将来はこういうことでやりたいと思いますよ。それとは全然違うんだ、今の議論は。我々が今やろうとする、令和5、6、7、8年の4年間で開業しようよ、この中にちゃんと組み込めるんですかという話になる。令和5、6、7、8でやらなきゃいかんよ、令和9年にオープンするんだよ。こういう計画になっているんだから。不思議でもなんでもない。それまでにやれる可能性があれば、それはやってくださいよ。

それを中心にして考えるような答弁をするから、それは地元の人にも我々は説明しかねる。空飛ぶクルマでやるんだから大丈夫ですよ、交通渋滞ありませんという話をせんといかん。

【浦企画部長】議論がかみ合っていないと思いますけれども、私ども、一度も、IR区域へのお客様の移動の交通手段として空飛ぶクルマで全てが解決できる、あるいは開業時に空飛ぶクルマでお客様を運ぶことを実現するという事は申し上げてないと思います。

将来の姿として、可能性の一つとして、そういった最先端技術を使った空モビリティの開発が進んでいけば、導入も考えられると、そこは目指していきたいということは申し上げます。

ただ、それも、これからの技術開発で、当然、乗車人数でありますとか、空モビリティのテクニカルなところが、どこまで進歩するのかというのがありますので、そういったところは我々も各種情報を集めながら、あるいは企業様とも話をしながら、少しでも可能性を探っていきたいということは申し上げますけれども、IRに関して、開業時に空飛ぶクルマで空港からの移動を実現させるとか、あるいはそれで移動手段の渋滞を解決するとか、そういうことは

申し上げておりません。あくまでも将来の実現可能性を探していく、求めていく、そこは諦めずに我々はやっていくということを申し上げますので、議論の前提がちょっとかみ合っていないかと思っておりますので、そこは申し上げておきたいと思っております。

【田中委員】 議論がかみ合うのが当たり前だ、一般的な議論をしているわけじゃない。今の議論は、私が質問したことに対して答えるのが議論なんだよ。かみ合っていないから議論が続くわけであって、一般論的な議論をしているわけじゃないんだよ。

スタートは、私の質問に対してあなたたちが答弁するのが委員会の議論なんだよ。かみ合っていないから、こっちの方が困っているんだ。あなたたちが困っているわけじゃない。

【浦企画部長】 お尋ねは、I Rの開業時に空飛ぶクルマを交通手段として導入するのかわかるといってお尋ねだったと思っておりますので、それは考えておりませんということを我々申し上げておるわけです。（発言する者あり）答弁が不十分だったところはお詫び申し上げたいと思っておりますけれども、そういう前提でお話は申し上げておりませんので、ぜひそこはご理解いただきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【宅島委員】 I Rについてなんですけれども、私の令和3年の11月定例会の12月2日、令和3年なんで1年ちょっと前になりますけれども、このGGRを、例えば西九州新幹線のフル規格による整備や、東彼杵道路、島原道路をはじめとする地域高規格道路の整備、また未着工区間の重要課題である南北幹線道路や様々な道路に県が使えるのかという質問をしたんですけれども、そ

の時に企画部長さん、当時も浦部長だったんですけれども、そこで、「カジノの総収益、いわゆるGGRの15%に当たる認定都道府県等納付金については、I R整備法において、観光や地域経済の振興、社会福祉の増進、文化・芸術の振興に関する施策等に活用するように定められておるとなっております。納付金は、本県の貴重な一般財源となるものでありますので、法律の趣旨を踏まえながら、人口減少、あるいは少子高齢化対策など、県政の課題解決に向けた施策のほか、離島・半島地域の活性化、地場産業の振興など、多様な施策を有効に活用してまいります」と答弁をされているんですね。

それで、国土交通省のいろんなヒアリングの中で、例えばですけども、整備新幹線のことについての協議というか、こういうのがあるのかどうか、いかがですか。

【浦企画部長】 このGGRの都道府県の納付金の活用については、今、委員からお話がありましたように、国の整備法においても定めがありまして、観光ですとか、地域経済の振興とか、そういうのに充てるということに決まっております。

今、お話しありました新幹線の関係で何か活用するとか、そういった具体的な話、やり取りというのは、現時点では特にございません。

【宅島委員】 新幹線の場合は、全国新幹線鉄道整備法の中で地元負担も決まっていますので、そこは例えば長崎県が負担をしますからということとはなかなか法律上難しいと思うんですけれども、例えば佐賀県と共通の課題である有明海沿岸のところを解決するとか、そういったところには前向きに使えると思っておりますので、そういった九州全体の発展に資する、また、長崎県の大きな課題を解決することですので、ぜひ使って

いただきたいと思いますけれども、部長、そこについてお願いします。

【浦企画部長】この認定都道府県等納付金につきましては、整備法の中でも、観光や地域経済の振興に資するものに充てるようなことも定められておりますので、どういうものというのを具体的に列挙しているわけではございませんけれども、この納付金の活用については、しっかりと地域経済の活性化に資するような、有効な活用となるように、効果的な活用となるように、様々なご意見もお聞きしながら、これから検討を進めていきたいと思えます。

【宅島委員】終わります。ありがとうございます。

【中島(浩)委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 4分 休憩 —

— 午後 3時 4分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 5分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月9日

自 午前10時 1分
至 午後 3時31分
於 委員会室 1

市町村課長 大塚 英樹 君
土地対策室長 兼武 寛 君
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君
県庁舎跡地活用室長 鯨臥 富生 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
”	坂本 智徳 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	ごうまなみ 君
”	吉村 洋 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 一三 君
”	北村 貴寿 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長	早稲田智仁 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
地域振興部次長	鳥居 祐輔 君
地域振興部次長 兼交通政策課長	小川 雅純 君
地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	坂田 昌平 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	山下 公誉 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【中島(浩)委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】まず、分科会による審査
を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案の説明を求めま
す。

【早稲田地域振興部長】おはようございます。
地域振興部関係の議案についてご説明いたし
ます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資
料」2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」の
うち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県
一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分
であります。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般
会計予算」のうち地域振興部関係についてご説
明いたします。

予算額は、歳入予算で合計45億2,614万1,000
円、歳出予算で合計126億9,601万4,000円を計
上いたしております。

3ページからであります。この歳出予算の
主な内容は、新たなチャレンジができるしまづ
くりの実現に向けた、島外事業者への積極的な

アプローチ等や島外起業家等を対象としたビジネスコンテストの開催に要する経費。Uターン・Iターンの区分や世代、仕事の情報等のターゲットに応じた情報発信など、効果的なプロモーションを展開するための経費。6ページありますが、西九州新幹線の開業効果拡大のため、新幹線活用と県内周遊を組み合わせた旅行商品造成や、子ども向け新幹線の体験乗車等への支援、開業効果の実態調査等を実施するための経費。7ページになりますが、長崎空港の活性化に向け、運用時間延長・24時間化につながる臨時便の誘致等に要する経費などを計上いたしております。

なお、債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託に係る令和6年度に要する経費等を計上いたしております。

8ページありますが、次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち地域振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計4億5,119万3,000円の減、歳出予算で合計9億214万7,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減や、市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金の減のほか、離島航路の安定的な維持確保を図るため、運航欠損額に対する補助に要する経費等の増や、国境離島航路・航空路運賃軽減事業の見込減に伴う負担金の減等を計上いたしております。

また、11ページありますが、債務負担行為につきましては、県議会議員選挙県分関係業務に係る経費について、選挙公報発行費の不足が見込まれ、現在設定している債務負担行為の金

額では契約ができないことから、198万7,000円の増を計上いたしております。

同じく11ページでございますが、繰越明許費につきましては、雲仙岳災害記念館の屋根改修工事費であります。今回、計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、令和4年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】 それでは、私から「総務分科会補足説明資料（令和5年度当初予算概要）」についてご説明いたします。

まず、3ページをご覧ください。

これは、地域振興部の令和5年度と令和4年度肉付後の比較表、上の方から地域づくり推進課、市町村課、土地対策室となっております。下から3行目に地域振興部計A、令和5年度が126億9,600万円、令和4年度が134億9,300万円、差引マイナス7億9,700万円といった内容で、主な計上とか増減内容は右側の方に記載しております。

4ページをお開きください。ここから地域づくり推進課の離島を除く分として、私の方から

4項目ご説明させていただきます。4ページが一番上の方で、事項名として【拡】U I ターン拡大事業費、【拡】ながさきU I ターン魅力発信事業費ということで、合わせて5,134万円を計上しております。

内容といたしましては、1番のところにながさき移住サポートセンター負担金、これは市町と共同設置しておりますが、2,395万円。

2番として、これは新たな取組になるんですけれども、都市部移住相談会におけるキッズルームの併設ということで、子育て世代の移住相談を促すため、都市部での移住相談会にキッズルーム、ベビーシッター等を設置しようと思っております。

3番、移住検討者に対する支援を行い、移住を実現させた移住コンシェルジュ等に対して県産品の贈呈、これも新たに取組むこととしておりまして、現在も移住コンシェルジュはいらっしゃるんですが、そういった方で移住に結びつけた方に県産品1万円。もう一つ、オンラインコミュニティというのも運用しておりまして、その中でまた移住に結びつけていただいた方に県産品1万円というようなことを、これは新たに取組むこととしております。

4番、U I ターン促進プロモーションということで、Webサイトの「ながさき移住ナビ」への流入促進のためのWeb広告、それから県と市町で共同してU I ターン促進キャンペーンというのを、また次年度もやっていきたいと思っております。

5ページの上の方になりまして、「ながさき移住ナビ」改修で、ここはUターンの人にはこういうページがいいかなとか、Iターンの人にはこういう感じが見られるかなというところで、少しターゲットに応じた情報発信の充実を図っ

ていきたいと思っております。

6ページでございます。上から2行目の事項名のところで、移住・創業・地域貢献支援事業費ということで2億4,900万円。

1番のところでは移住支援事業、これは東京圏23区在住または通勤者で、もう少し要件があるんですけれども、そういった方に1世帯当たりだと100万円、単身だと60万円。子育て加算、これはその世帯に18歳未満の子どもがいた場合に、令和4年度は30万円だったものが、令和5年度からは100万円に増額されるというふうになっております。

2番の創業支援事業としては、6,600万円を計上しております。

3番の地域貢献支援事業として、5,080万円ということで計上いたしております。

7ページをお願いします。

事項名ですけれども、地域と関わる関係人口創出事業費2,685万円ということで、内容としましては、事業概要のところを言いますと、リモートワーク・ワーケーションの県内受入れ促進といったようなところと、関係人口創出していききたいと思っております。

1番、マッチングイベント・ツアー、市町とも話をしながら、市町のニーズを踏まえ、首都圏の企業を選定し、ワーケーションマッチングツアーを誘致したいと考えております。これは今年度もやっておりますが、引き続き実施します。

2番の関係人口オンラインコミュニティ事業で828万6,000円ということで、これも今年度から始めているものですが、オンライン上のコミュニケーション、あるいはそういった方に実際に長崎でリアルでワーケーションといいますが、長崎を経験してもらうような取組をし

ていきたいと思っております。

3番のところはワーケーションガイドの配置ということでございます。

8ページをご覧ください。

上から2行目で地域コミュニティ活力向上促進事業費ということで1,019万2,000円です。

1点目といたしましては、地域づくりプラットフォーム構築事業ということで678万7,000円。主に半島地域を主眼に置きながら、地域づくり人材の掘り起こし、人と人のマッチングで地域活性化を促していきたいということで、これを引き続きやってまいりたいと思います。

2番としてアドバイザー派遣事業等で、地域運営組織の立ち上げに取り組む市町やまちづくり協議会等にアドバイザーを派遣するといったような内容でございます。あと研修会もやっていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【中島(浩)分科会長】次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【山下地域づくり推進課企画監】私からは、しま振興対策費について、2件の事業をご説明させていただきます。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、新規事業でありますしまのビジネスチャレンジ促進事業費でございますが、予算額として1,997万2,000円を計上しております。

この事業は、国境離島地域において更なる雇用の場を創出することで、移住・定住の促進を図るということを目的としておりまして、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の更なる活用に向けて、島外の事業者に対し積極的なアプローチを行うとともに、国境離島ビジネスコンテストを開催するものでございます。

事業内容につきましては、大きく2つの柱で

構成をしております。1つ目は島外事業者へのアプローチ等ということで、しまに思いがある先輩実業家の皆様に「しまの海援隊」を委嘱しまして、島外の事業者に対して国境離島地域での起業や事業拡大に向けた営業活動等を行っていただくものでございます。

2つ目は、国境離島ビジネスコンテストの開催ということで、各市町における雇用機会拡充事業の公募と連携しながら、ビジネスコンテストを開催することでビジネスプランのブラッシュアップを図るとともに、起業の場としてのしまの魅力を強力に発信することによって、更なるビジネスの誘致促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

こちらは継続事業であります、しまの産品ステップアップ推進事業費でございます。予算額として7,548万7,000円を計上しております。

この事業は、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、しまで生産される産品の販路拡大を支援するほか、マーケットが求める付加価値の高い農水産物の生産や商品の開発等を伴走型で支援するなど、しまの産品の生産から販売までの取組を一体的に支援するものでございまして、これまでの実績を上回る成果につながるよう、関係団体や関係市町と一体となって事業を展開してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、市町村課長より補足説明を求めます。

【大塚市町村課長】私からマイナンバーカード普及促進事業費についてご説明させていただきます。

ます。

資料11ページをご覧ください。

まず、予算額でございますが、6,500万円を計上しており、全額が補助率100%の総務省のマイナンバーカード交付事務費補助金の交付対象となっております。

次に、事業概要、目的等でございますが、マイナンバーカード交付率向上を図るため、市町と連携し、自動車を用いた出張サポート・受付等を実施するものでございます。

本県のマイナンバーカードの交付率は、2月末現在で63.8%、申請率は73.0%となっておりますが、国は、来年度においても、全国民へカードを配付することを目標としており、総務省から都道府県に対して、令和5年度においてもカードの申請促進策を講じるよう要請がなされているところであります。

このような中、県といたしましても、カードの交付を担当する市町と連携して、未取得者に対する申請促進策を実施しようとするものでございます。

事業内容でございます。まず、1、自動車を活用したマイナンバーカード出張申請サポート・受付事業でございます。

申請サポートを行う機器等、すなわちタブレット端末や写真撮影のための設備等を備えた自動車によって、県内各地を巡回し、公共施設、病院、福祉施設などの県民に身近な施設において申請サポート・受付を実施しようとするもので、自動車2台により実施することなどを想定しております。

自動車による申請サポート等の実施場所につきましては、未取得者が多い地域・場所や国からの要請等を勘案の上、市町と密接に連携し、地域の実情に応じた効果的な場所を選定したい

と考えております。

なお、事前の周知広報は、市町に依頼することとしており、広報誌、防災行政無線、自治会回覧等を想定しております。

次に、追加でお配りしております「マイナンバーカード普及促進事業費参考資料」（市町村課）と右上に記載された資料をご覧ください。こちらの1、マイナンバーカード交付率、申請率の状況、2月28日現在でございますが、本県における2月末現在の交付率・申請率は、ともに全国平均をやや上回っている状況となっております。県内の市町別の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、令和5年度における県の取組予定でございますが、本予算を活用いたしまして、自動車を活用した出張申請サポート・受付を中心に、重点フォローアップ対象とされている長崎市、佐世保市等、これはカードが届いてから交付決定通知書を発送するまでの期間が特に長くなっている市町のことでございますが、こういった市町のカードの滞留解消、交付率向上を支援するため、市町の要請に応じ、カード交付のサポートも行うなど、柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

このほか、国の動きを踏まえた市町への適切な助言、先進事例等の情報提供などを実施することとしております。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、土地対策室長より補足説明を求めます。

【兼武土地対策室長】 私からは、資料12ページ、令和5年度当初予算の地籍調査費について説明させていただきます。

地籍調査は、土地の実態を明確にするために、国の統一基準をもって全国的に調査・測量を行っているもので、具体的には事業内容の3、内容に記載しておりますが、土地の一筆ごとに所有者や隣接地との境界など調べるとともに、位置や面積等について測量を行い、作成した地図等を登記所に備え付けてもらうことで、一般の土地取引、公共事業や災害復旧の円滑化などに役立てていくものです。

令和5年度の予算額は、上から2段目に記載しておりますとおり、7億7,759万1,000円であります。

事業内容の1、実施主体ですが、令和5年度の当初予算では、長崎市をはじめとした9市への補助金を計上させていただいております。県内21市町のうち、令和4年度末で雲仙市が調査を完了する予定であることから、3市8町の完了となります。

2、調査面積ですが、令和5年度には20.9平方キロメートル分の調査を進める予定としております。

なお、本県の進捗率は、令和4年度末時点で69%の見込みとなっておりますが、令和5年度に計画分が完了しますと、令和5年度末時点では、おおむね69.5%程度まで進む見込みです。

なお、事業費内訳に記載のとおり、予算額7億7,759万1,000円のうち、市に対する補助金は7億7,400万円となっております。

以上をもちまして土地対策室の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【中島(浩)分科会長】次に、次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【小川次長兼交通政策課長】私から交通政策課の主なもの3項目についてご説明をさせていた

だきます。

補足説明資料の13ページをお願いいたします。

生活航路改善対策事業費についてご説明申し上げます。

離島などの住民が日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠な離島航路の維持・確保を図るために要する経費でございます。

具体的には、補助航路の欠損額に対し、国が補助した残額について、県・市町による支援を行うこととしております。また、補助航路事業者の経営安定化のため、単年度の銀行預託として運転資金の貸付を行うことといたしております。この予算を25億4,045万3,000円計上させていただいております。

続きまして、資料14ページをお願いいたします。

長崎空港活性化事業についてご説明申し上げます。

長崎空港の活性化に向け、航空会社と連携し、運用時間延長やネットワーク拡充につながる施策に要する経費でございます。

具体的には、航空会社が行う運用時間外における臨時便運航及び二次交通対策にかかる経費の支援を行うこととしております。

なお、本事業につきましては、2月20日に先議いただきました、国の令和4年度経済対策予算と一体的に行うこととしておまして、航空ネットワークの拡充や県産品の販路拡大を推進する取組についても併せて行うこととしております。当該予算について、経済対策分と合わせまして6,100万円という形の予算を計上させていただいております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

離島航空路線確保対策事業費についてご説明

申し上げます。

離島などの住民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などに不可欠な高速交通手段である離島航空路線の維持・確保を図るために要する経費でございます。

具体的には、国の運航費補助対象路線となる離島航空路線に対して、国と県で協調して支援を行うこととしております。

また、航空路運航事業者の経営安定化のため、単年度の銀行預託として貸付を行うこととしておりまして、9億7,337万8,000円の予算を計上させていただきます。

以上で、交通政策課の予算概況の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 次に、新幹線対策課長より補足説明を求めます。

【峰松新幹線対策課長】 私からは1点ご説明させていただきます。

16ページのHello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業費でございます。

西九州新幹線開業効果拡大のために実施をする事業でございます。

事業内容の1点目といたしまして、新幹線の周遊促進対策として新幹線で本県を訪れた方々が県内の二次交通を活用いたしまして周遊していただけるよう、個人向けの旅行商品造成の支援や県内を周遊するフリー切符の広報支援を行うものでございます。

2点目といたしまして、こども向け西九州新幹線体験乗車の実施ということで、県内の子ども達が新幹線を利用する機会を創出するため、本年の9月23日、開業1周年を記念した小学生向け無料乗車会の開催や、開業1周年の記念イベ

ントを沿線市等と開催、修学旅行等における新幹線の利用促進のための支援を行うものでございます。

3点目といたしまして、西九州新幹線開業による実態調査でございます。新幹線開業後の県内各地域における経済波及効果や税収効果、企業、個人の利用実態調査やニーズ等を調査いたしまして、更なる開業効果を高めるための施策へ活用するものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 それでは、私から17ページ、県庁舎跡地活用検討経費についてご説明させていただきます。

昨年7月に策定いたしました「県庁舎跡地整備基本構想」の具体化に向けまして暫定供用を行い、活用策の検討と賑わいづくりを推進するための経費といたしまして、4,304万4,000円を計上いたしております。

具体的には、1番にありますとおり、今年度に引き続き、暫定供用期間中の賑わいづくりに向けた県による主催事業の企画実施や、現地で活動されるプレーヤーの方々への支援を行うとともに、利用状況等を踏まえながら、基本構想の具体化に向けた検証・分析などを行い、その後の設計、整備につなげてまいりたいと考えております。

また、2番にございますとおり、県庁舎跡地の歴史の変遷や暫定供用における利活用状況等に情報につきまして、フリーペーパー等を活用しながら、県民の皆様にはわかりやすく発信することといたしております。

このほか、3番、石垣の保存・活用に向けた検討や、4番、跡地の維持管理に係る経費を計上いたしております。

引き続き、地域の皆様、プレーヤーの方々との連携を深めながら、跡地活用の活性化を図りまして、賑わいの創出と基本構想の具体化に向けた検証を進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上になります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業にかかる令和5年度当初予算の要求内容について、査定結果を提出するもので、地域振興部の事業につきましては、しまのビジネスチャレンジ促進事業費、マイナンバーカード普及促進事業費、長崎空港活性化事業費、Hello! KAMOME 新幹線開業効果拡大事業費の4事業を掲載しております。

各事業の計上額につきましては、予算編成過程において、事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行い

ます。

質疑はございませんか。

【山田委員】UIターン拡大事業費についてお尋ねしたいと思います。

移住コンシェルジュについて、まず伺いたいと思います。移住コンシェルジュは、今、21市町全部にいるのかどうか、また何人いらっしゃるのか、どのような方にやっていただいているのか、そのあたりを教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】21市町に、1名のところもありますけれども、全部おります。今日現在で123名おられます。

内容としましては、UIターン者でありましたり、Iターン者でありましたり、郵便局長も入っておられて、あるいはカフェをされている方とか、そういった人が登録されております。

【山田委員】UIターン、移住者の方に限らず、郵便局長やカフェを経営している方とか、もともと地元に住まわれている方もいらっしゃるということでもありますね。

今回お礼をするということではありますが、今まで無料のボランティア活動であったということらしいですが、その1案件にこの方々に関わる時間というか、そういったものは平均的にどんな感じなんですか。

【宮本地域づくり推進課長】私どもも一人ひとり、一件一件は、申し訳ありません、押さえておりませんが、移住検討者によって1回来たり2回来たり、それぞれですので、平均といった形では把握できておりません。

【山田委員】例えば、佐世保市に移住をしたいと検討している方に、こういう移住コンシェルジュがいますよというアナウンスをして、その中から選んで、予約をして伺うような形をとっているということですね。

人によっては何回も話を聞きにいかれたりするかもしれないけれど、その移住コンシェルジュから、今度は各市町の移住の担当の方につながるような仕組みということでよろしいですか。

【宮本地域づくり推進課長】お見込みのような形になろうかと思えます。その逆もあるかもしれないと思っておりますけれども、市町の方からですね。そういったキャッチボールになってくるのかなと思っております。

【山田委員】今まで、善意というかボランティアでやっていただいていたのを、今度からこういう形で50名の予算が組まれているようですが、見込み的には大体このくらいかなと。移住者の数で言うと合わないのかなと思うんですけれども、移住コンシェルジュが関わらない移住、各市町のセンターで入ってくる人たちもいるから、コンシェルジュ関わりは大体50件ぐらいという理解でよろしいですか。

【宮本地域づくり推進課長】委員おっしゃいましたように、コンシェルジュに全然関係なく移住されてくる方もおりますので、見込みでございますが、これぐらい出るといいのかなと思っております。

【山田委員】今までの数の把握はあんまりできていないようではありますが、もし足りなければ、また予算を組めばいいだけのことなので、しっかりとお礼をいただきたいというふうに申し上げておきます。

もう一点、オンラインコミュニティのことでありますが、このことも教えていただけませんか。

【宮本地域づくり推進課長】4ページの下の方、オンラインコミュニティというのは今年度開設しております、今、県外の人が約150人、県内の人150人登録して、いわゆるLINEの

ような感じで会話ができるような形で運用しているところでございます。

そういったところで、オンラインの県内側に登録している150人の人たちも、何らかの移住にオンライン上で協力していただいて、県外から導いてきた場合に、この方たちにも1万円の県産品を贈呈するというようなことを考えております。

【山田委員】移住を希望している、検討している県外の人が150人、県内の協力者が150人ということではありますが、その300人がライングループみたいなものでやり取りをして、最終的に、例えば私が地元協力者としていた場合に、私が関わったというのをどうやってつかむのか。その後の個別やり取りをするようにしているのか。どういうふうにしてその人に直接お礼がいくような仕組みにしているんですか。

【宮本地域づくり推進課長】そこにつきましては、まず、県内側の150人の中から、どういう形で移住の功績があったところのチェックにつきましては、詳細はまたもうちょっと詰めさせていただければと思っております。

【山田委員】なかなか難しいのかなと。ちょっとよくわからないんですけれども、300人の人が一堂に会するグループラインというのはどうなのかなというのと、もう少しちゃんと佐世保とか南島原とか、エリアごとに絞ったグループをつくっていくとかしていかないと。そういうイメージでよろしかったですか。

【宮本地域づくり推進課長】エリアごとの視点は、我々も持ちながら進めていきたいと考えております。

【山田委員】エリアごとにつくってもらって、多分どの人がどういう功績を上げたかというのは、それぞれいろんなアドバイスをしていたら、

なかなか難しいと思うので、その辺をしっかりと、関わった全ての方にいくような仕組みならともかくですけれども、誰かに限定するというのは非常に難しいのかなと思うので、ここのオンラインコミュニティの扱いに関しては丁寧に制度をつくっていただきたいと思います。

次に、しまのビジネスチャレンジ促進事業費について伺いたいと思います。

これですけれども、しまに思いのある先輩実業家に「しまの海援隊」を委嘱するということがありますが、今、この方々というのはしまにいらっしゃるわけでもなく、長崎県にいらっしゃるわけでもなく、各分野でご活躍いただいている方がイメージなのかなと思いますが、どういった方にどのようなアプローチをしていくのかを教えてください。

【山下地域づくり推進課企画監】お尋ねをいただきました「しまの海援隊」につきましては、現在、振興局と連携しながら候補者のリストアップを進めているところでありまして、例えばイメージといたしましては、本県の離島出身の経営者ですとか、それから出身ではなくても何らかのゆかりのある方、そういうしまに思いがある方ですね。それから、都市部においてスタートアップの支援を行っているような方、そういった方々を想定してありまして、まさに様々なネットワーク、離島の市町、それから県、そういった様々なネットワークを活用してアプローチをしてまいりたいと考えております。

【山田委員】この予算というのは、そういった方々に対する予算だけということですか。

【山下地域づくり推進課企画監】補足説明資料に記載しております島外事業者へのアプローチ等約470万円でございますが、こちらにつきましては「しまの海援隊」の活動経費等を見込んで

でありまして、具体的には旅費、謝金、それから、ぜひ「しまの海援隊」としての名刺もお渡ししたいと考えてありまして、そういった名刺の作成経費、こうした活動経費を見込んでいるところでございます。

【山田委員】全離島、どういうふうに行っていくのか、長崎県離島全部に何人かお願いするのか、しまごとなのか、ちょっとわからないですけれども、今、オンラインも進んだ中で、来てもらわなくてもオンラインでの参加とか、いろんな形を考えているということですね。大体の人数とか、そういうのがもし計画があれば教えてください。

【山下地域づくり推進課企画監】まず、形態でございますが、委員ご指摘のとおり、必ずしもリアルでなくても、様々な形態でオンライン等を活用した活動というのが考えられますので、ぜひ形にこだわることなく、ハイブリッドで進めていきたいと考えております。

それから、人数でございますが、先ほど申し上げましたように、今リストアップを進めているところでありまして、約10人から20人程度の方々にお願いすることを目標に人選を進めまして、協力をお願いしてまいりたいと考えております。

【山田委員】わかりました。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【北村委員】説明の最後で少し気になった部分がありまして、政策的新規事業の計上状況というのを最後に説明いただいたと思うんですが、査定がなかなか厳しいなと見ております。企画部と地域振興部のマイナンバー関係ぐらいはほぼほぼということですが、ほかのを見ると50%、空港関係に至ってはなかなか認められなかったんだなというところなんです、内容

は事業内容を精査した結果ということになっておりますけれども、こういったものが外されたのかということがお答えできればご教示をいただければと思います。私のこの理解で合っているんですか、これだけ要求したけれども、認められなかったという。

【小川次長兼交通政策課長】まず、長崎空港活性化事業についてでございますが、先ほど補足説明でもご説明いたしました。今回、当初予算では、数字として3,200万円という数字になっておりますが、先般、先議した経済対策で、この対象事業のうち2,900万円の予算を計上させていただいておりますので、合わせると約6,100万円の予算という形になっております。

内容につきましては、運航便数とか支援単価とか、そういうものでもろもろ調整をした結果、そういう形で対応していこうということで整理をされたものと理解をしております。

【北村委員】ということは、ざっくりしたものから全体像が見えてきたというか、そういう理解だと思えます。

ということであれば、航空ネットワークのチャーター便の誘致というような説明があったかと思えますけれども、大体目途はついているんでしょうか、どこに、いつ、何便ぐらい飛ばせるかというのがですね。お願いします。

【小川次長兼交通政策課長】今回、当初予算でお願いしておりますのは、運用時間外の運航ということで、今、長崎空港の運用時間というのが朝7時から夜の22時までの運用時間になっております。その運用時間を超えた形の運航というのを、例えば首都圏の羽田とか、そういうところから運航していただくようなことを今想定して調整をしているところでございます。

また、お話にありましたチャーター便等につ

いては、経済対策の方で予算を計上させていただいている分でございますが、そういうものを含めて、前回は多少ご説明させていただきましたが、今の定期便のネットワークがない羽田、成田より北側の部分とか、もしくは四国等については今ネットワーク路線がございませんので、そういうところと、地元の県の方とも連携をしながら、今後、詳細な調整を進めてまいりたいと考えております。

【北村委員】前回の答弁から明らかにできる部分は、今のところはまだないという理解でよろしいんですか。わかりました。

チャーター便に少し興味がありまして期待をしておりますので、コロナ禍のリベンジ観光もそろそろたくさん出てこようかと思っておりますので、しっかりと県民の皆様にご利用いただけるようなチャーター便を設定していただければと思います。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【田中委員】宝くじの7億4,300万円、配分の関係と今までどのくらいの実績があったのか、聞かせてください。

【大塚市町村課長】市町村振興宝くじ収益金交付費でございますが、まず、実績で申し上げますと、県内の売上自体は大体8億円から9億円ほどで推移をしております。交付金額の方は、5億円から6億円ほどで推移をしているところでございます。

交付金につきましては全額県から公益財団法人長崎県市町村振興協会に交付しているもので、その用途として、サマージャンボ・ミニ分、クイックワンの8月分は、一旦全額を協会の基金に積み立てをいたしまして、その中で研修事業であるとか、防災ヘリコプター関連事業などに

活用しております。

ハロウィンジャンボ・ミニ分、それからクイックワンの9月分につきましては、協会の基金を経由せずに、直接市町へ交付をしているものでございます。

【田中委員】内容はわかりましたけれども、一応県の予算に上がっているわけだからね、県の交付金ということで少し知らしめなければ。宝くじが県を経由してきているというのがわかってない。市もこういう制度があるわけだね。それから赤い羽根とかいろいろな関係のお金が入ってきたりするけれどもね、福祉協議会的なところにね。一応もう長崎県の予算に7億4,300万円計上されているわけだから、ぜひもう少し啓蒙をという感じがします。

次に、地籍調査7億7,700万円、これは事業費全体としては10億3,200万円ほどになるんですね。この10億円ペースで、大体今、県の進捗率が69%と書いてあるけれども、あと31%が今の10億円ペースでどのくらいかかるんですか。

【兼武土地対策室長】地籍調査のペースでございますけれども、なかなかどれくらいでというのは、場所や工程等によっても変わってきますので難しいんですけれども、ちょっと試算ということで、あくまでも試算ですけれども、過去3年間の進捗状況を見てみますと、令和元年度から3年度までが平均で28.6平方キロメートル進んでおります。令和3年度末の残りの調査面積が1,225平方キロメートルありますので、これを過去3年の平均で割りますと、大体43年という数字は、あくまでも大変粗い試算ですけれども、出てまいります。

【田中委員】43年先まで分析してもらって悪かったなという感じがするんだけど、しかし、気が遠くなる話ですよ、43年。せめて10年ぐらいで目標を九十数%ぐらいに上げなきゃ

いかんと思うんだけどね、やる以上は。そのためには予算をもうちょっと、今の10億円ペースから倍の20億円ペースぐらいにしなければいけないと思う。これは、実質的な負担は5%ぐらいですかね。だから、例えば10億円やったって、担当する市が5,000万円あれば10億円の事業ができるわけだから、そこら辺でぜひもう少し叱咤激励して、市町にお願いしなきゃいかんと思う。

ちなみに、長崎県下で一番悪いのは佐世保市ですか。佐世保市の実態だけ聞かせてください。

【兼武土地対策室長】佐世保市の進捗率ですけれども、令和4年度末の進捗見込みでまいりますと、37.6%ということになります。今年度末の見込みでございます。順位としては、県内では一番下の方になります。県内で最低になっております。

【田中委員】わかりました。ありがとうございました。佐世保市に話をしなきゃいかん、県下で一番悪いんだよということをしてですね。

次に、松浦鉄道でお聞きしたいんですけども、7,400万円、どういう事業内容ですか。

【小川次長兼交通政策課長】松浦鉄道の予算の内容ということでお答えさせていただきます。

松浦鉄道につきましては、令和5年度の事業内容といたしまして、枕木の交換とか、電線設備等の修繕等を予定してございまして、今、事業費ペースで約2億6,000万円ほどを見込んでおります。そのうち約5,700万円ほどについては国の補助が入る予定でございますので、残りを長崎・佐賀両県で1億円、沿線市で約1億円という形で支援をする予定でございまして、両県の1億円のうちの本県の負担というのが約7,400万円ということで予算を計上させていただいているという状況でございます。

【田中委員】もう一つ、新幹線絡みの上下分離

方式、6億6,500万円の予算が組まれているけれども、これは、参考までにまとめておきたいんだけど、あと何年予算を組まなきゃいかんのか。上下分離は総トータルでどのくらいの投資になるのか。期限がありましたよね。

【峰松新幹線対策課長】上下分離の区間についてのご質問でございます。あと何年かということにつきましては23年間を予定しており、総額約210億円を両県で負担することとしております。長崎県と佐賀県の負担割合が、長崎県が2、佐賀県が1の負担割合でございますので、長崎県は約140億円、佐賀県は約70億円を23年間で負担することとなっております。

【田中委員】これは議案質疑で要望になって申し訳ないけれども、この140億円も出すんだよね、新幹線の絡みでね、140億円も。これは、いろいろ要望が出てきているような佐賀のニュースも聞くんだけど、多分膨らんでいくと思うよ。下の方は、古くなればずっと改修していかなきゃいかんし、佐賀県でも、議事録を読んでも、鹿島駅をどうのとか、途中駅のトイレがどうのとか、そういうのまで全部やるようになってきているからね、佐賀県内のやつまでね。

そういう意味からすると、松浦鉄道に、目標として、I RができるI R駅まで佐世保駅からの延伸をぜひ、調査というかな、してもらいたいね。できるかできないか、どのくらい費用がかかるんだとかね。列車を買い替えなきゃいかんという話をちょっと聞いている、今のままでね。本当言うと、新幹線の新大村駅まで松浦鉄道を連結してもらおうとありがたいんだ、新幹線の新大村駅までね。島原鉄道は諫早駅でつながっているけど、松浦鉄道はつながってないんだよ。

もっと言うと、終点の有田駅から、あれからも佐世保線を通じて大村線を通じてI R駅まで

環状線になるような、I R駅から伊万里までぐるっと一周できるように。これは大きく言うと半島振興みたいな感じになるので、地域振興部としては、ひとつ大きな目標みたいなことで研究・検討をお願いしておきたい。これは回答は要りません、要望ですから。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】今の田中委員の関連ですけれども、佐世保が37.6%ということですが、各市町の進捗率を教えてくださいと思います。

【兼武土地対策室長】各市の進捗率ですが、令和4年度末の見込みでお伝えしたいと思います。

長崎市が43%、佐世保市は先ほど申し上げました37.6%、島原市が52.2%、諫早市が92.1%、大村市が59.1%、平戸市が45%、松浦市が63.8%、対馬市が60.9%、五島市が56.7%、南島原市が95.3%の見込みとなっております。

【中村(一)委員】これから調査をされると思うんですけど、筆界未定の調べ方というのはどのようにされるんですか。

【兼武土地対策室長】筆界未定につきましては、土地の所有者に立ち合いをしていただきまして、そこで問題なく境界が決まれば筆界未定にはなりません、そこでまず境界について争いがあったとしても話し合いがつかない、それがまず筆界未定の原因になるかと思えます。あと、その所有者が所在不明であるとか、あるいはお亡くなりになられて、相続人の方とかも全国に散らばっていて、なかなか立ち合いができなくてご協力いただけないとか、そういった場合に筆界未定になることがございます。

筆界未定につきましては、国の方でもいろんな制度を整えてきておりまして、実際に立ち合

いができなくても、図面を相続人の方に送付して、遠方の方は図面で確認をしていただくような方法も認められておりますし、筆界案の公告といいまして、相続人が何人が亡くなられていて、亡くなられていない方々と筆界案というのをつくって、それを公告することによって筆界の調査を進めていけるというような制度、調査手法が認められております。

【中村(一)委員】ある程度、この筆界未定というのは市街地が多いんですね、長崎市の真ん中とか、あるいは佐世保市の真ん中とか。これからマンションとかいろいろ建てる時に、そこに筆界未定がなければ建物は建てられるということですかね。わかりますか。要するに筆界未定であるものですから、仮の登記をしているでしょう。未登記があるわけですね。登記と未登記の場合は、アパートとかマンションとか家を建てる時にはどのような処理をされるんですか。

【兼武土地対策室長】申し訳ございません。建物を建てる場合の取扱いにつきましては、私は存じ上げておりませんので、お答えすることはできません。申し訳ございません。

【中村(一)委員】こういった時の紛争はやっばりあるんですか。

【兼武土地対策室長】市の方に参りまして、うちの職員は地籍調査の工程ごとにずっと検査をしてまいりますけれども、どうしても境界についての合意がそこで得られない場合には、どうしてもという場合には、確かに筆界未定となるケースがあり、紛争とかといったお話は伺っております。

【中村(一)委員】建設課とも密にしていると思うんですけども、いわゆる事業や公共事業をする時に、まずこれが一番ぶつかるんですよ。2代、3代、4代で末代まであって、事業にかか

った時に、そういうことで事業の妨げになるというようなことがあって、この間、国の方でもそういった議論がされていたんですけども、その辺はこれから先どのように、いわゆる孫やひ孫が100人いた時に、ある程度放棄したらなるのかなというような、国の方でもちょっとそういった話を聞いたんですけども、その辺はご存じじゃないですか。

【兼武土地対策室長】筆界未定をどうやって解決していくかというお話につきましては、国の方でも先ほど申しましたような筆界案の公告の制度とかできておりますけれども、まだ現場の実態といいますか、そこにそぐわない部分もありますので、もうちょっと踏み込んだ制度改正ができないかというお話も我々の方からさせていただいて、九州地区の地籍調査の自治体が集まります協議会であるとか、その上の全国組織とか、そういったところに要望活動といいますか、ブロックで意見をまとめたりして上に上げていくようなところも今させていただいているところであります。

【中村(一)委員】私たちの南島原は、事業を今から進めていく上で、非常にそういったものにぶつかるものですから、そちらの方もどんどん早く進めていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、田中委員が松浦鉄道のことを言われましたけれども、島原鉄道の予算も入りますけれども、どういったものでしょうか。

【小川次長兼交通政策課長】島原鉄道の令和5年度の当初予算の内容というご質問に対して回答申し上げます。

島原鉄道の施設整備、レールとか枕木の交換等を含めて、令和5年度は約9,300万円の施設整備の予算を予定してございまして、そのうち3分の1の3,100万円は国の補助を予定しており

ます。残りの3分の1について、県の方から予算を上げさせていただいているのが約3,100万円ということでございまして、残りの3,100万円については雲仙市、島原市、諫早市、3市の方で負担をしていただくような形で調整してございます。

なお、島原鉄道の施設整備の補助につきましては、前年度から数字は少し落ちているところでございますが、例えば令和5年度に車両の更新等も予定をしていたんですが、現在、島原鉄道については今後の活性化検討という格好で検討を進めておりますので、その検討の進捗状況を見ながら車両等については検討していくということで、そこを先延ばししているということもございまして、今年度、施設整備の事業費が若干落ちているという状況でございます。

【中島(浩)分科会長】ここで、換気のため、しばらく休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時10分 再開

【中島(浩)分科会長】再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【ごう委員】UIターンの拡大事業の中で、先ほど山田委員からも質問がございましたLINE WORKS『長崎友輪家（ユーリンチー）』のことについて、少しお尋ねをしたいと思いません。

Webサイトを先ほど見てみたんですけれども、この友輪家が、長崎をまず日本一の多様な暮らし方、受入れうまい県にすることを目的に設立された任意団体の「長崎・新たな暮らし方会議」というところと県が連携協定を締結して、その中でオンラインコミュニティをつくってはどうかということで誕生したんだということが

書いてありました。

民と官が共同でコミュニティをつくって、それを大学生のスタートアップ、学が運営をするということなので、これはとても時代に合っている取組だなということで、取組自体はかなり私は評価をしたいと思っております。

先ほどの山田委員の質問の中で、県外が150人、県内が150人ということで伺いましたけれども、県内外の個人や法人、自治体が参加できるとなっておりますので、その詳細についてお聞かせいただけませんか。

【宮本地域づくり推進課長】300名のリストを今直ちには持ち合わせておりませんが、県外の方は基本的には個人の方がほとんどでございまして、県内に関しても基本的には個人なんですけれども、例えば市役所の移住課の人とか、あるいは市役所の移住課に前いたと、そうすると、もうある意味個人になるんですけれども、基本的に団体というよりも個人の方で300人、おおむね個人という形になっております。

【ごう委員】わかりました。これまでにオンラインのイベント、それからオフラインのイベントが開催されているようでございますが、「スナック友輪家」という名前で開催されているようなんですけれども、このイベントのこれまでの実績、どういったものを何回ぐらいやったというのがわかれば教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】オンラインもリアルも両方という場合も多いんですけれども、まず、この友輪家の勉強会ということでいきますと、今まで4回程度やっております、例えばその内容としましては、「親子ワークショップってどんなもの?」とか、「子育てってなんだろう?」とか、そういったところをやっていますし、一回当たり10人から20人の参加で、ここ

はリアルとオンラインと込みでそういったもの
をやっております。

それから、実際それはオンラインを中心にや
ったりもしているんですけども、長崎側に来
て実際やるイベントとしては、年明け1月ぐら
いから複数やっておりまして、野母崎の方に水
仙マンというキャラクターがいるんですけども
も、「のもぎき水仙まつり」ということで、そ
れは参加者15名、あるいは「坂本龍馬の足跡散
歩」、これはちょっと少なくとも3名だったん
ですけども、そういった取組をしているところ
でございます。

【ごう委員】「親子ワークショップってなん
だろう？」とか、子育てについてなどの勉強会
なども開かれていることはいいことだなと思
いました。

1月にオフラインのイベントで「のもぎき水
仙まつり」等々やられているようですが、その
サイトを見ますと、1月にオフラインでやる交
流会などについては、いろんな補助を出します
ということも書いてあるんですね。イベントや
プロジェクトを募集して、この企画や準備にか
かった経費について費用の補助をしますとか、
それからコワーキング施設を利用した時の補填
を行いますとかということが記載されてありま
すが、このあたりの実際にかかった経費とい
うのは、今もう出ていますでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】実際、そう
いったところの取組をやっているんですけども、
今、その経費が幾らかというのは、すみませ
ん、直ちにはわかりません。申し訳ございませ
ん。

【ごう委員】わかりました。後ほどで結
構ですので、その内訳等々、経費とかもお知
らせいただければと思っております。

やはりお金をお支払いするとか、県のお金

を使ってオンラインサロンをやっているとい
うことで、普通に交流のオンラインサロンを
やるだけにとどまって、成果というものが
見えにくいかなと思うんですね。やはり
この友輪家というオンラインサロンが、何
かの目標を定めているのかとか、今後ど
ういうスケジュールでやっていくのかとい
うことが、我々議員にもなかなか見え
てきてないところがありますので、その
あたりを少し表に出してほしいということ
と、オフラインとかオンラインで何かイ
ベントを催したとか、開催した時の例
えばアンケートに答えてもらったら、こ
んなものが出てきましたよとか、こんな
課題が出てきましたよとかということ
を、一定どこかでオープンにしてい
ただける機会がないのかなと思ってい
るんですが、そのあたりはどのようにお
考えでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】目標につ
きましては、これはもともと関係人口
拡大で長崎ファン、通常の交流人口
とは違って、コアなファンも増や
していこうというのが考え方として
あります。

その中で、最終的には移住につな
げる人も増やしたいという考え方が
もちろんありまして、そういった中
で、3年間で大体目標として100
名移住につなげたいというのが目
標感としてございます。

今、委員からありましたスケジュール
とかアンケート等、今後、どうい
うやり方ができるかにつきま
しては、少し考えさせていただ
きたいと思っております。

【ごう委員】3年間で目標100人
を移住につなげるということで伺
いました。私は、とてもいい取
組だと思っております。交流人
口とか、コアなファンづくりとい
うのと、もう一つは長崎在住の
大学生とか、若い人にも長崎
のよさを再認識していただける
機会だと思っております。

おりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、先ほど申し上げた実績等々があれば、後ほどお知らせください。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございせんか。

【山田委員】新幹線対策の件でお尋ねをしたいと思っております。

予算が付いているHello! KAMOMEです。2番目のこども向けの西九州新幹線体験乗車の実施ということで、小学生向けに無料乗車会の開催とありますが、このあたりの詳細を教えてくださいいただけますか。

【峰松新幹線対策課長】こども向けの無料乗車会の件でございます。内容につきましては、これからJR九州の方と話をしていこうと思ひている内容でございますが、我々といたしましては、今年9月23日に開業1周年を迎えますので、その日、もしくはその前後で無料列車をJR九州に貸切列車みたいな形で走らせていただいて、その貸切列車に県内のこども達を親子連れでご招待して乗車体験をしていただくという事を考えております。

予算といたしましては、団体列車を貸切するという想定でございますので、その団体列車を一日3往復、長崎～武雄温泉間を3往復させようと考えておりまして、1編成当たり390名ほど乗車できますので、3往復することで1,000名程度、県内のこども達を親子連れで募集いたしまして、募集の仕方につきましても今後検討させていただきたいと思ひますけれども、広く県内から募集をさせていただいて、乗車体験をしていただくという事を考えております。

【山田委員】長崎～武雄温泉間の3往復ということですが、行って帰ってきて60分ぐら

い乗車をするというイメージですね。これは県内各地でどのような募集をするのか、その辺を教えてください。

【峰松新幹線対策課長】募集方法につきましてもこれから検討させていただきたいと思ひますので、すけれども、21市町、全地区から乗っていただきたいということを考えておりますので、そこを21市町から推薦していただくのか、もしくは公募という形で21市町公募させていただくのか、これからそこは検討させていただきたいと思ひます。

【山田委員】21市町で推薦するのは、なかなか難しいと思ひますよね。何をもって推薦リストを作るかというのもあると思ひますので、やっぱり公平性を考えた時には公募という形がベストではないかと思ひます。

それで、私の地元である佐世保は、新幹線の姿かたちすら見えない。大村、長崎、諫早に住む子どもたちは、新幹線が通る景色というものを見て、新幹線が長崎に来たんだというのを実感していると思ひます。

だからといって、なかなか新幹線の恩恵を受けていないといわれる県北地域とか、そういったところを優先してくれとまでは言えないですけれども、希望としては、正直、県北の機運というのは当然ご存じだと思ひますので、できるだけ佐世保～武雄の移動とかのいろんな問題もありますけれども、親子招待であればもちろん可能だし、できるだけ21市町平等に人数の配分とか、人口割とかもあるかもしれませんが、一般的に新幹線が通っていることがあまり機運として盛り上がっていない地域とか、そういったところも考えていただければと思ひます。

あと修学旅行等における新幹線の利用促進のための支援も行うとありますが、このあたりは

どういうふうに考えているのか教えてください。

【峰松新幹線対策課長】修学旅行等の利用促進のための対策の件でございます。内容につきましては、小学校、中学校における修学旅行につきまして、今度6年生になる、もしくは中学3年生になる、もしくは中学2年生という方たちが修学旅行の検討をされていると思いますので、その方たちに対して、通常、移動をバスでされている部分につきまして新幹線を活用していただくように促すため、新幹線には普通料金と特急料金がございしますが、その特急料金分を支援させていただくということを考えておりまして、小学生ですと通常の料金の2分の1の負担という形になりまして、中学生以上になりますと大人料金という形になりますので、そちらの特急料金を支援するというを考えております。ただ、それを学校に直接支援するというのではなく、基本的には旅行会社の方で旅行行程を考えられていますので、そちらの旅行会社の方に行程等を考えていただく中でこういった支援を行うということを周知したいと思っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございせんか。

【吉村委員】今の新幹線こども乗車会、忘れんうちに言うけど、県内21市町にやるというけどさ、長崎県は一生懸命推進しよるわけよね、県北の温度差は別として。佐賀県が反対しよるわけよね。佐賀県の子どもを乗せた方がいいんじゃないの。そして、佐賀県が、新幹線に子どもが乗って「よかったよ」って親に言って、「そうね、そんなら鳥栖までつないだがよかね」ってなるかもしれん。どうですか。

【峰松新幹線対策課長】こども乗車会の件ですが、委員がおっしゃいますように、佐賀県の方をというところもお考えとしてあるのかと思

ますが、今、我々の方で小学生向けの講座とかを職員が出向いて学校で講座をさせていただくアンケートの中で、実際、今、県内の小学生がどれくらい新幹線を利用されたかというところをアンケートしますと、まだ母数は少ないんですけど、3割程度が新幹線に乗車したということで、7割程度はまだ乗車してないという数字もございしますので、まずは県内の皆さんにもそういう体験をする機会を創出しまして、新幹線の良さというところ、新幹線のいろいろな可能性というところを体験していただいて、子ども達にまず体験していただくことが、委員おっしゃいますようにご家族の方にも広がっていくというところもございしますので、まずは県内の子ども達ということを考えさせていただきたいと思

【吉村委員】だからさ、新幹線の可能性とか、よさとか、それを一番わかってもらわんばいかんとは佐賀県の人じゃないの。長崎県にそれを広めたって。広めんでも長崎県の人喜んどるんだから、県北はあんまり喜んどらんけど。

だから、そこら辺は今後考えた方がいいんじゃないかなと思ったりするけど。それは長崎県の金で佐賀県の子どもたちを招待するというのは、考え方がいろいろあると思うけど、やっぱりそういうことでもやりながら、全線開通が目標やろう。子どもたちに体験してもらおうなんていうよりは、もっと全線開通に向けていろんな考え方を整理していった方がいいんじゃないかと思

いますが、それから、さっきの地籍調査ですけど、43年ぐらいかかるでしょうという話でしたが、恐らく43年にはできんやろうね。もっとかかるよね。

それで、予算をもっと増やせという話でしたが、これはどんどん要求すれば、国は予算をどんどん付けてくれるものか。まず、国が予算を付けてくれんとどうにもならんという話でしょうか、その可能性はどれくらいあるんですか。

【兼武土地対策室長】国の予算についてですが、国の方はここ3年間ぐらいを見てもみますと、大体142億円から155億円で予算を計上していただいております。それ以前の年度を見ますと、120億円前後という時期もありましたので、ここ3年間ぐらいは経済対策等の補正予算も含めまして、かなり頑張っていたのではないかと考えております。

今後とも、国の方に対しましては、地籍調査の全国の協議会あたりと連携して予算の確保についてお願いしていきたいと考えております。

【吉村委員】今の話で、増えるか増えないのかと聞いたけれども、昨日の質問と答弁じゃないけど、ちゃんとした答えが返ってきてないようにある。その前に長崎県の進捗率は何%と言ったかね、69%。全体の進捗率よ。そのくらいの進捗率で、国は次の年度の予算を同額、あるいは要求額どおり付けてくれるのか。進捗率は、その予算の付き方に影響は受けないのかどうか、そこら辺を教えてください。

【兼武土地対策室長】進捗率と予算の関係ですが、予算につきましては、近年、大体過去5年間を見てもみますと、県の要望額の全体の83%ぐらいで予算を配分していただいております。これは年度によって増減があります。各市から上がってくる予算額も各年で、要望額も各年で増減がありますものですから、実際には増減しているところですが、平均して83%ぐらいの割合で配分をいただいております。

【吉村委員】地籍調査は、市町が事業主体なので、なかなか県がどんどん計画を立ててやるところまでにはいかん部分もあることはわかるけど、やっぱり県全体の地籍画定というか、そういうことを考えると、ある程度市町と一緒にやりながら、どこをやっていくかとか。

佐世保市が先ほど37.6%、街中をやりよって絶対ならんわけよね、市街化区域をやっても。どうして、境界の線が2本あるとやけんね、これを1本にするのは簡単にはいかない。

だから、周辺部分とか、ここの目的で課税の公平化というのもあるんだけど、やっぱりほかのいろんな開発とか、公共事業ができるとか、そういう事業に供する面も考えると、その中心部から外れた部分をやるといっても、当然必要になってくるわけね、全体やらんばいかんとやけど。

そういう意味で、やっぱり中心部、市街化区域というのは、まだもうちょっと残しておっても、周辺部から事業を進めていくという考え方も出てこんのかなと思うけど、そこら辺、県として考えたことがありますか。

【兼武土地対策室長】都市化した長崎市、佐世保市あたりは、特に中心市街地の方からやっていると、現状がありますけれども、周辺部で公共事業等があると、例えば県道の工事があるとか、大きな道路の計画があるという部分につきましては、毎年度、こういった公共事業を担当する事業部局と地籍調査の私どもの方、それから国交省も含めたところで連絡会を開催しております。そこで地籍調査の情報と公共事業の計画の情報を情報交換しまして、公共事業が予定されているところで地籍調査を先んじてできるように、そういった情報交換等をさせていただいております。そういった格好で、また調整

をしながら進めていきたいと考えております。

【吉村委員】そういう情報の交換とか、意見の交換とかやっておりますというのであれば、いわゆる事業の用に供するとかいう部分があれば、そういうところも早めに調査にかかるといこともやっていくべきと思うので、例えば山林に入るとかね、そういうことをこの前からも言っているけど、もう伐期がきた木材をなかなか切れないとかという、それは境界が画定してないから山に入れないということになるわけよね。そういうところを画定してやると事業が進むので、それはそれなりに社会的な経済効果も出てくるということなんです。ただただ、地籍調査を国が言ってくるからやるというだけではなくて、積極的な取組をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、さっきの松浦鉄道ですけど、田中委員が答弁を求められなかったので、さっきの質問に対する答弁を聞きたいんですけど、いかがですか。

【小川次長兼交通政策課長】先ほどの質問ということで、松浦鉄道のハウステンボス駅への延伸とか、佐賀県側の路線の延伸というものについてのご質問だったかと思いますが、現在、まずはJR線に乗り入れるということで大きな課題の一つとしてありますのが、ATS装置の車両への設置という課題があるかと思っております。

もう一つは、今、JR佐世保線の高速化という形で、佐世保市、JR九州とも協議を進めながら、施設の整備をしたり、ダイヤの調整もしていただきながら、できるだけ時間短縮というところで進めているんですが、ここに松浦鉄道が入るとなりますと、どうしても速度の違い等々で、高速化自体の進捗に影響が出て、なか

なか高速化できないという部分もあろうかと思っておりますので、そういうものも含めまして、JR九州ともお話をさせていただきたいと思っておりますし、また現在、松浦鉄道につきましては、今後10年間の施設整備計画等についても沿線自治体連絡協議会で協議をしてございます。そういう協議の中においても、そのような話が県議会の中でもなされているということもお話をしながら、そういう情報共有、意見交換はしてまいりたいと考えております。

【吉村委員】そうですね。まず、さっき、質問を聞きよって、MRのループ化、佐世保駅までつながったらんよね。これがぐるっと回ってつながると、ある意味利便性が上がったり、利活用度合いが上がるというような期待がされるわけよ。だから、それをつなぎたいと思うけど、そこには今言ったATSの問題があると。だから、それを解決すればそのループ化はできるんだということになるわけね。首をかしげるのはそれだけではないという意味やろうけど。そのほかのJR佐世保線とのいろんな影響はあるけど、JR九州も武雄駅から佐世保までを松浦線で真っ直ぐもって行ってもらうといいような話も出たりするわけよ、個人的な意見としてね。だから、そういうのを総合的にまとめて、これからどういう形にしたがいいのかというのは、これは松浦線の課題でもあるやろうなと思うので、そこら辺、ループ化と武雄まで結ぶ、ハウステンボスまでもっていくというのが、田中委員の話でもあろうけど、武雄からJR佐世保線というのが要るのかどうかということも、今後の協議の一つの柱にはなっていくようなので、そこら辺、この協議会もあるという話やけど、そういうところに反映をさせていくべきと思うんですが、いかがですかね。

【小川次長兼交通政策課長】まず、JR佐世保線の考え方についてでございますが、この佐世保線につきましては、長崎県と、もしくは佐世保市、JR九州で、佐世保線の有効活用、もしくは時間短縮ということで一定初期投資を行いまして、その時間短縮等々を図ってきた経緯がございますので、今すぐすぐにそういう議論というのはなかなか難しいのかなと思っておりますし、また、松浦鉄道におきましては、自治体連絡協議会でも今後の施設整備計画というのは、今の松浦鉄道の路線の姿をどう今後残していくのか。特に、古いところになりますと、鉄道橋とかトンネルとか、かなりの経過年数も出てきていると。そういうものの維持補修等も今後必要になってまいりますので、そういうものを見据えた上で今後どう対応していくのかという議論を今しているところでございますので、そういうご意見があったというのはお伝えしたいと思っておりますが、そこも踏まえての議論となると、なかなか今の時点で難しい部分があるかなと思っております。

【吉村委員】今すぐ具体化をなさいとかが、そういうのじゃないけど、将来を語る時に、そういうのを頭に入れとって話をして、題材に入れてもらえれば、また入れるべきでもあろうという観点から言いよるわけで、よろしく願います。

最後に、県庁舎跡地、ずっと引っかかるんじゃないけど、もうこれをやり出して何年たつかなと思うんじゃないけど。これまで、総額いくら予算をここに使っているかね。合計額をお知らせしてください。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】お答えいたします。これまでの関連予算でございますが、今年度はまだ決算が出ておりませんが、開始しました平

成21年度から令和4年度までの合計額が5億932万4,000円となっております。

約5億円の内訳ですけれども、埋文調査の関係等がそのうちの1億8,000万円ぐらいを占めておりますので、委託であったり工事であったり、現在やっている暫定整備の工事費等を合わせますと大体3億円ちょっととなります。

【吉村委員】埋文調査で1億8,000万円とか言うけど、結局はかかるとるわけよね。それで、今回、令和5年度でも4,300万円かけるんですと。今、なかなか具体的にこの跡地をどのような形につくり上げていくという結論はまだ出とらんとよね、いかがですか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】昨年7月に委員会でご議論いただきました県庁舎跡地の整備基本構想ですけれども、その構想の中におきましては、主体的な柱となる機能として「広場」「情報発信」「交流支援」、この3つの機能を柱といたしまして、あとは交通結節機能としてのバスベイであったり、石垣の上と下をつなぐ階段の設置だったり、そういったほかの機能も付随をしてくるんですが、この3つの機能を中心として整備をしていこうという方向性につきましては決定をしているものと受け止めております。

ただ、その詳細につきまして、県がこうやってこれを建てますとか、こう置きますというのではなくて、暫定供用という期間を置いて、まずは「広場」という状況の中で県民の皆様幅広く使っていただきながら、その利用実績であったり、使い勝手であったりというところをお伺いして、それをベースとして私どもが本格的な整備に向けた仕様書の中身をしっかりと詰めていきたいと、考えております。

【吉村委員】今の3つの方向性、方向性だけが決まっているということよね。「・・・と思わ

れます」なんて言うたらだめね。決まっておりますよね。

それから、それがすぐすぐ具体化できないので暫定供用をまずやります。そこでまた話を聞いたりします。この暫定供用期間が何年やったかね。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】暫定供用の期間といたしましては、令和6年3月までを予定しておりますが、その後、具体的な仕様書の作成、設計整備に入っていきますので、すぐ工事に入れないと。そうなりますと、結果として令和6年4月以降もオープンスペースとしての供用が続いていくということになっております。

【吉村委員】結局、今からまだあと2年か、下手すれば3年ぐらい暫定供用が続きながら、その次のステップに入っていくということになるのかなと、こう思うんだけど。

この広場とか情報発信とか交流ということが、どれだけ考えないと具体化しないのかなと思うんだけど、そういう時にもう少し何か気の利いたというか、できんとやろかいと個人的には思いつたんやけど、突然、長崎大学の経済学部か情報学部かが、あそこの県営駐車場（常盤町）の跡にきますと、長崎大学の方が発表した感じだったのよね。大学が発表してしまうと、何となく県は主体じゃなくて、大学の要望に従ってお膳立てをしていくというか、そういうことになるのかなと思って聞いたんだけど。私なんかそれを、あそこの駐車場（常盤町）、あそこが果たしてまちなかなんやろうかと、こう考えたりするんじゃないけど。県庁舎跡地なんかの方がかえって、長崎大学のキャンパスが来るなら、まちなかですぐ横に出島もあるし、（県庁舎跡地の）石垣も顕在化して置くなら、キャンパスの中やったらよかろうし、なんかそういうところ

が考えられなかったのかなと思うんだけど、その点について答えづらいかもしれんけど、何か言えることがあれば、ちょっと答弁してもらえんですか。

【坂田地域振興部参事監】長崎大学のまちなか移転の関係、それから県庁舎跡地活用、両方とも私が担当しておりますので、どちらかということ、長崎大学のまちなか移転に関しましては、土木部の立場で観光生活建設委員会の方で主に議論をさせていただいておりますが、関係がありますのでご答弁させていただきます。

吉村委員ご指摘のとおり、長崎大学のまちなか移転につきましては、長崎大学がまちなか移転を検討してみたいということで、昨年の9月に、県と長崎市に対して「検討への協力依頼」と、まちづくりにも関連するので検討に協力してほしいということで、我々も検討に協力している立場でございます。

大学の立地につきましては、やはり基本的には大学の意向をもって大学がどこに立地したいかを決めるというのが筋ではないかなというのがある一方で、まちづくりにも影響があるので、我々も協力しているという状況でございます。

そういう中で、我々の方の取組としては、まちなか移転に適した県有地、市有地、いわゆる公共の土地ですね、公共の土地はどこかあるでしょうかと、使うとしたらどんな条件があるでしょうかということをお聞きして、我々の方からお答えしました。例えば常盤の用地につきましては、出島・常盤交流拠点の用地として今ガイドラインが定められているとか、駐車場として使っていますので、直ちにはあそこを使えませんよとか、また、県庁舎跡地につきましては、先ほどお話がございましたように、昨年の7月に整備基本構想というのを策定いたし

たところですので、こういった方針がある状況でございますよということをお伝えしました。そういう中で今年の2月に大学側が、常盤の土地を用地として使いたいのので、さらに検討を深めたいということをご発言されたという状況でございます。

ですので、どちらかという、大学側に県庁舎跡地についても情報提供はしましたけれども、大学の方が選んできたのは常盤の駐車場になっているところを希望されたということでございます。

【吉村委員】最後の方にひっかかったけど、県庁舎跡地もその候補地として、県は長崎大学に説明をしたの。そういう話は、今初めて聞くけど、後付けで言いよるんじゃないかならうね。どがんね。

【坂田地域振興部参事監】後付けということではございませんで、もともとこの話が出ましたのが今年の8月の長崎サミットの場でございましたけれども、長崎サミットの場においても公共の土地に移転できないかということをお大学側が発言されて、その中の例示としましても、県庁舎跡地というのも例示されておりました。

そういったこともございますので、我々としては、こういった構想が既に策定されている状況でございますということも含めて情報提供したということでございます。

【吉村委員】そういうところに出とったというなら、まあ、話を聞くということにしても、例えば広さ、面積で言うと、今の駐車場跡が何平米やったか忘れたけど、県庁舎跡地というのは面積的には移転の候補地としては十分であったのかなかったのか、そこら辺の経緯がわかっておればお知らせいただきたい。

【坂田地域振興部参事監】県庁舎跡地につきま

しては、もともと本庁舎が建っていた場所、それから第一別館、第二別館が建っていた場所、それから第三別館が今建っている敷地、そのあたりを含みまして約1万3,000平米でございます。県警本部跡につきましては2,000平米でございますので、足し合わせますと1万5,000平米。一方で県営常盤駐車場については約5,700平米、常盤南駐車場というのもございますが、そちらについては約1万2,000平米ということで、合計で1万8,000平米弱という状況でございます。

広さ的にはすごく狭いというわけではございませんけれども、全体で見れば常盤駐車場の方が広いということでございます。

【吉村委員】最後にしますけれども、私は個人的に「大学のまちなか移転」という言葉からすると、海を埋め立てて端っこの方、それは海の方に向かって景色はいいかもしれんけど、駐車場として使いよる。ここがつぶれる（大学が移転する）と、また駐車場をどこかに造らんといかんわけね。そういうこともあるし、大学はフラットな土地に建てるのが一番やさしいのかもしれないけど、今ある長崎大学の経済学部、あそこはまちなかじゃないとかって、まちなかかってどこら辺がまちなかねってなるわけよ。もうそれ以上ここでは言わんけどさ。だから、フラットじゃなくても、県庁舎跡地、あそこら辺もそれだけの広さがあるんやったら、フラットでなくても建てられるし、まちなかならではの校舎づくりとか景観づくりとか、そういうのが大学やったらできたんじゃないかならうかと、私なんかは個人的には思うわけよ。そういうのをもっと深めてほしかったなと思うけど、そこら辺、今後、もう今のところ候補地で動かないんですということなのかどうか、最後にそこをお知らせください。

【坂田地域振興部参事監】今の状況といたしましては、長崎大学の方がさらに検討を深めるといいう状況でございます。そういう中で、検討を深めるに当たっては協力をいただける事業者から話を聞いていくというタイミングになってまいります。今の状況ですと、常盤の駐車場の方でのどういう開発ができるのかという話。それから片淵の（経済学部）の）キャンパスがありますけれども、そちらもどういう開発ができるのかという話。そのあたりについて意見交換をしていく段階に入っております、なかなか県庁舎跡地の方について、仮にやるとしたらどうなるだろうかというところまで聞いて回るといいう感じじゃないというふうに理解しております。

【吉村委員】急に聞いたものだから、もっと前にそこら辺が私たちの耳にも入っておけば、いろんな意見を言う機会があったかなと思うけど。そうやって、出てきた時には、「いや、もう अच्छが良いいって言いよらすんですよ」と後から聞いたって、私たちは何もそこに言えんごとなってしまうわけよね。だから、そこら辺はちょっと不満よ、はっきり言って。

それと、やっぱり大学の移転というのも、これは大きな事業よね、まちなか移転やけんね。それが簡単に、ここって出たからって、もう余地はないんですよというように話をされても、私は何となく釈然とせんなと思うわけよ。

だから、今後の話の中でも、そういう意見も出たんですが、長崎大学としてもそういう地形を活かしたり、まちなかに溶け込む景観とか、そういうことはどうでしょうかということも言っていたいただければなと思いますが、それ言いますか、言いませんか。

【坂田地域振興部参事監】まず、大学にはこのようなご意見が出たことは伝えたいと思います。

今回、本会議場におきましては別の提案もございましたし、我々の方のスタンスとしましては、いろいろな方からのご意見をいただきながら、最適な案になりますように引き続き努めてまいりたいと思いますので、まちづくりの観点からより良いものになるように、いろんな方々の声をお伝えして、その上で、この検討の検討主体は大学でございますので、我々も協力していくということで努めていきたいと思ひます。

【吉村委員】 以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、地域振興部長より所管事項の説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】地域振興部の関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立した2件につき、損害賠償金合計119万4,200円を支払うため、去る1月25日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（UIターンの促進等について）

UIターンの促進については、市町と連携しながら、丁寧な移住相談対応に努めるとともに、地域の魅力発信等に取り組んでおります。

こうした中、本年度12月末までの移住者数の実績は、1,239人となり、前年同期と比較すると40人の増加となっております。

次年度においては、移住検討者に対して、ターゲットに応じた情報発信を充実するほか、移住の検討段階からサポートいただいている県内の移住コンシェルジュ等に対しては、意欲的に活動が展開できるよう、移住が実現した場合の県産品贈呈など、さらなる移住促進に努めてまいります。

一方、関係人口の創出・拡大については、ワーケーション受入促進のため、去る2月15日に

都市部企業を対象としたプロモーションイベントを開催し、本県の魅力を発信したところであります。

また、本県に興味・関心を持つ県外の方々と、県内の地域活性化人材が交流するコミュニティ活動において、1月のランタンフェスティバルに合わせた交流イベント等を開催し、県外の方々に本県の魅力を実感していただきました。今後も引き続きオンラインコミュニティや、対面での交流を通して関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

（地域づくり人材のプラットフォーム構築について）

県内各地での地域活性化や新たな地域活動の創出を図るため、地域づくり人材の掘り起こしや、人と人のマッチングなど、地域づくり人材のプラットフォーム構築に向けた取組を推進しております。

具体的には、地域づくり活動に取り組まれている方々に対し、活動内容等について、公開インタビューを行い、会場やオンライン視聴者とも質疑・意見交換を行うトークイベントを開催しており、これまで県内6地域において、延べ約120名が会場で参加したほか、イベントの録画配信についても約2,000回視聴されるなど、地域づくり活動に向けた関心が高まってきているところであります。

このような取組の中で、新たな地域づくり人材の関係構築に向けた動きも出始めてきており、引き続き、人と人のネットワークの強化を図り、地域住民主体による地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

（長崎県離島振興計画について）

長崎県離島振興計画については、昨年11月に可決・成立した改正離島振興法に基づき、関係

市町と一体となって、策定を進めているところであり、本年1月の県議会離島・半島地域振興特別委員会でのご議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見を踏まえ、今般、新たな離島振興計画（案）を取りまとめたところがあります。

計画（案）においては、離島の不利条件を克服するため、生活環境・産業基盤の整備のほか、離島の医療・介護・教育の更なる充実や離島航路・航空路をはじめとする総合的な交通体系の整備などの施策を掲げております。

また、離島におけるデジタル基盤の整備や再生可能エネルギーの導入・利用推進のほか、ジェットfoilを含めた船舶の更新等に対する支援、小規模離島に対する支援の充実など、改正離島振興法に新たに明記された施策を数多く盛り込んでおり、本年4月の策定・公表を目指しているところであります。

また、策定後は、関係市町と一体となって、計画に盛り込んだ施策を着実に推進していくとともに、法律に基づく新たな支援制度の創設等について国に強く要請を行うなど、離島地域の更なる振興に力を注いでまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、平成29年に施行された「有人国境離島法」に基づき、国の交付金を最大限に活用しながら、関係市町と一体となって各種施策に積極的に取り組んできたところ、令和4年における関係5市町の人口の社会減は、法施行後で最少のマイナス529人となるなど、施策の効果が着実に現れてきております。

今後は、新たなチャレンジができるしまづくりの実現に向けて、本県に思いのある先輩実業家と連携し、島外事業者への積極的なアプロー

チを展開するとともに、ビジネスコンテストの開催を通して、地域課題の解決につながる事業の誘致を促進することで、更なる雇用の場を創出し、移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

併せて、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、引き続き、食品流通専門の団体と連携しながら、しまの産品の生産から販売までの取組を一体的に支援するプロジェクトを展開してまいります。

（長崎県地域公共交通計画（案）について）

長崎県地域公共交通計画については、令和2年度の地域公共交通活性化再生法の改正により、原則として全ての地方公共団体において、地域公共交通計画を策定することが努力義務化されております。

そのため、県では、地域公共交通に係る関係者との協議を重ねながら「長崎県地域公共交通計画」の策定を進め、11月定例県議会の本委員会において、計画（素案）をお示しさせていただきました。

その後、パブリックコメントを実施し、地域公共交通活性化協議会におけるご議論を経て、今回、計画案としてとりまとめたところであります。

令和5年度からは、本計画に基づき、国や県内市町、交通事業者等と連携をしっかりと図りながら、地域公共交通の維持・確保のため、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

（離島航空路線の維持・確保について）

本土と離島を結ぶ航空路線は、オリエンタルエアブリッジが保有する39人乗りのQ200型機により運航されておりますが、現在、ATR48人乗りへの更新が進められております。

A T R 1号機は、本年7月頃の定期便就航を目指しており、2号機は本年5月頃に到着し、令和7年度からは、A T R 2機体制での運航を予定しております。

また、R Cにおいては、これまで収益確保策の一環として、A N Aとの共同運航により福岡～宮崎線、同小松線を運航しておりますが、これに加え、3月26日から新たに中部～宮崎線、中部～秋田線についても運航を拡大することとしております。

なお、昨今の燃油価格及び航空機関連部品等の高騰を受け、島外の利用者については、やむなく運賃を改定することとなりましたが、引き続き、収益確保や収支改善に努め、離島航空路線の更なる安定化に取り組むこととされております。

県としましては、関係市町と連携しながら、離島航空路線の運航をしっかりと支え、離島住民の高速移動手段の確保や交流人口の拡大に努めてまいります。

（A N Aホールディングス株式会社との連携協定締結について）

A N Aグループでは、長崎空港の発着路線の多くを運航するほか、離島航空路線についても、オリエンタルエアブリッジとのコードシェアや人材の派遣など、長きにわたり、本県の航空施策に対して、ご支援とご協力をいただいているところであります。

また、A N Aテレマート株式会社やA N Aコンポーネントテクニクス株式会社の立地による県内雇用の創出のほか、元日における初日の出フライトなど、地域活性化にも積極的に取り組んでいただいております。

このように、これまで様々な分野で連携した取組を行ってまいりましたが、より緊密な連携

を図り、航空路線をはじめ、地域活性化策を推進するため、去る2月10日にA N Aホールディングス株式会社と連携協定を締結いたしました。

この協定では、長崎空港の利用促進や離島振興に加え、県産品の販路拡大や先端技術の活用検討、情報発信等について、双方が連携して取り組むこととしております。

県としましては、引き続きA N Aグループと連携しながら、地域活性化や交流人口の拡大に力を注いでまいりたいと考えております。

（九州新幹線西九州ルートについて）

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）について、開業から本年2月22日までの5か月間の利用者数は、コロナ禍以前の2018年度の在来線特急とほぼ同水準で推移し、100万人を突破したことがJ R九州から発表され、J R九州においては、「九州新幹線鹿児島ルートと比較しても好調である」と評価されております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」にお戻りいただき、7ページの上段をご覧ください。

この間、県では、新幹線開業効果の継続やJ R佐世保線の高速化の周知、県内主要駅の賑わい創出を図るため、県内各地域の特産品の販売や観光P R、鉄道に関するトークショーなどを行うイベントを開催いたしました。

当イベントには、県内外から多くの皆様にご来場いただいたところであり、引き続き、西九州新幹線の開業効果拡大のための取組を県内市町と連携しながら促進してまいります。

一方、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、去る2月1日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ル

ート）検討委員会」において、佐賀空港を經由するルートは、安全な運行に支障を生じさせる恐れがあることなどから現実的な選択肢とはなり得ないことが示され、2月9日、約1年ぶりとなる「幅広い協議」の中で、国土交通省から佐賀県に対して、その内容についての説明が行われました。

併せて、幅広い協議では、フリーゲージトレインの試験設備の撤去に関する経緯についても国土交通省から説明が行われたところであります。

次に、恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ中段をご覧ください。

その後、与党の同検討委員会の森山委員長からは、新幹線事業は、佐賀県だけの問題ではなく、国家プロジェクトであるとの位置づけを再認識し、国土交通省全体でこの問題に取り組むよう求められております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」にお戻りいただき、7ページの下段をご覧ください。

県としましては、幅広い協議や政府・与党の議論を注視しながら、関係者と様々な議論を積み重ねるなど、引き続き、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎跡地の活用については、県庁舎跡地整備基本構想に基づき、先行して開放していた第二別館跡地に加え、昨年10月末から旧県庁正面玄関前などの供用を開始し、利用状況の検証などを進めているところであります。

供用開始後は、敷地内の見学や子どもの遊び場、楽器の練習等の日常的なご利用に加え、トークイベントやキャンプイベントなど、県民の

方々が主体となった多様な催しが開催されております。

また、県においても、引き続き職員が現地に常駐し、来場者へのアンケート調査や現地で活動される方々との意見交換などを実施するとともに、県内各地への周遊やまちなかへの回遊を促進するための情報発信、広場としての機能や情報発信機能を具体化するためのワークショップの開催などに取り組んでいるところであります。

県庁舎跡地については、今年半ば頃には、全体をオープンスペースとして開放する予定であり、利活用の幅も大きく広がることから、関係皆様方との連携をより一層深め、更なる利活用を促進し、賑わいの創出や基本構想の具体化に向けた検証を進めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】 私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

11月から1月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。内容は、土石流被災家屋保存公園内被災家屋保全工事など、競争入札に付した契約の3件となっており、その資料を3ページから5ページにお示ししております。

6ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、11月から1月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、6ページから37ページまでにお示ししているとおりでございます。

また、土木部の報告となりますが、営繕課で契約を行った1,000万円以上の契約について、地域振興部部分を参考配付させていただいております。

以上で私からの説明を終わります。

【中島(浩)委員長】次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【山下地域づくり推進課企画監】私から長崎県離島振興計画(案)についてご説明いたします。

お手元の補足説明資料のうち、「長崎県離島振興計画(案)骨子」というタイトルのカラーの資料、こちらをお願いいたします。

左上の計画の目的・根拠に記載しておりますように、昨年11月定例会においてご説明をいたしました離島振興法の改正延長を受けまして、離島地域における総合的かつ計画的な施策を推進することを目的として、令和5年度から令和14年度までの10か年を期間とする新たな離島振興計画を策定するものでございます。

離島振興計画は、今後の離島振興の方向性、また講じようとする施策を明らかにするものでありまして、毎年度、その進捗状況についてフォローアップを行うこととしております。

また、離島活性化交付金の活用の要件となるほか、離島税制の優遇措置を受けるための要件にもなっておりまして、大変重要な計画であると認識をいたしております。

計画の策定に当たっては、近年の社会情勢の変化等を踏まえながら、現行の計画について必要な見直しを行うとともに、今回の法改正によ

って新設をされました新たな項目について盛り込んでおります。

資料の左下、策定手順・スケジュール、こちらをお願いいたします。

計画の策定に向けては、改正法成立前の段階から庁内各部局や振興局、各市町とともに策定作業を進めてきたところであります。

まず、関係市町においては、それぞれの離島振興計画案を作成いただいた上で、各振興局において、それをできる限り反映させる形で、対馬島、壱岐島、五島列島地域といったような地域別の計画を作成しました。

また、関係部局においては、県の総合計画や各部局が所管する個別の計画、さらには、これまでの県議会でのご議論等を踏まえながら、分野別施策の作成を進めてまいりました。

その後、地域別計画と分野別施策の間で内容の調整を図った上で、知事をトップとする長崎県離島振興本部会議においても議論を行いながら、離島振興計画の素案として取りまとめました。

その上で、1月11日の離島・半島地域振興特別委員会において、関係部局の理事者出席のもとご審議をいただいた後に、1月19日から2月12日まで、別途お配りをしております資料のとおりパブリックコメントを実施しまして、県議会や県民の皆様のご意見を踏まえまして取りまとめたのが、この離島振興計画(案)でございます。本日の総務委員会でご審議をいただくとともに、国との協議・調整を行った上で、令和5年4月にも正式に確定する見込みとなっております。

続きまして、資料の中段、計画の構成、こちらをご覧ください。

第1章から第4章まで、現行の計画とおおむね

同じ構成としております。

また、第2章の講じようとする分野別の施策につきましては、法律において計画に定める事項があらかじめ規定されておりますので、それに基づきまして第1節から第17節まで構成しております。この中で1点だけ、現行の計画から変更がございまして、第9節に赤字で記載をしておりますが、今回の法改正において、様々な方々が離島地域に住み続けることができるよう、障害者福祉や児童福祉に関する配慮規定が新たに追加をされましたことから、第9節の項目として、障害者福祉、それから児童福祉について明記をしております。

続きまして、資料の右側をご覧ください。

計画の基本理念につきましては、総合計画から引用する形で、「ながさき しまの創生 ～しまの人口減少に歯止めをかける～」という理念を掲げておりまして、その下の基本的方向性につきましても、総合計画と同じく3つの柱で構成しております。

続きまして、その下、講じようとする分野別の施策でございまして、今回の法改正を受けて、計画に盛り込んだ主な項目について、こちらにリストアップしております。ポイントについて、赤字で記載をしておりますが、ジェットfoilを含む船舶の新造・更新、5Gなどのデジタル基盤の整備・維持管理、ICTを活用したスマート農林水産業の推進、遠隔医療に係る体制整備のほか、再生可能エネルギーの導入や関連産業の参入促進と小規模離島に対する支援といったような内容を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、地域別の振興計画でございます。今回の法改正によって、離島振興計画の中に、新たに産業振興促進事項を記載することとされ

ておりますが、これは離島税制の優遇措置を受けるために、これまで各市町が個別に作成していた計画について、今回、離島振興計画の地域別計画に盛り込んでいるものでございます。

最後に、離島の振興に関する目標でございますが、こちらにつきましても、今回の法改正によって、新たに計画の目標を定めることとなっております。記載のとおり現行の有人国境離島法に係る県計画の指標に合わせて目標を設定しております。

なお、目標年につきましては、新たな離島振興法の折り返し地点となります5年後をめぐり、法律の施行状況について検討を加えるとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされておりますことから、これに合わせまして、法律の施行から5年後であります令和9年度までの数値目標を掲げているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【小川次長兼交通政策課長】 補足説明資料の「長崎県地域公共交通計画（案）」についてご説明いたします。

まず、補足説明資料のパブリックコメントの結果等をお願いいたします。

昨年12月23日から2月10日の期間におきまして実施いたしましたパブリックコメント結果についてでございますが、26件のご意見をいただいたところでございます。

ご意見は、AからEの区分に基づいて分類させていただいておりますが、Aの区分が3件、Bの区分が8件、Cの区分が9件、Dの区分が6件となっております。

計画案への反映については、対応区分Aの意

見は、趣旨を盛り込むため計画案へ反映し、対応区分B、Cについては、今後、事業等を実施するに当たり検討していくこととしております。

また、Dの意見につきましては、市町において検討すべき内容であるなど、本計画の趣旨を勘案いたしますと、反映は難しいという内容となっております。

2ページ目をご覧ください。

主な意見の概要でございますが、番号2のモータリゼーションの状況、人口構造の変化なども分析すべきではないかなどのご意見につきましては、A区分に整理いたしまして、意見の趣旨を計画案に反映させていただいております。

次に、公表番号8の離島などではスクールバスとしてバスが必要不可欠となっていることを追記してはどうかなどのご意見は、既に計画に記載がある内容、また、毎年度実施していくものであることからB区分として整理をさせていただきます。

次に、3ページ目になりますが、公表番号13の大雪や台風などの自然災害発生時の代替交通網の確保について検討してはどうかなどのご意見は、今後、検討すべき内容としてC区分として整理をさせていただきます。

次に、公表番号5の乗合バスの輸送人員のグラフを県内ひとくりにするのは無理があるなどのご意見につきましては、本計画は、県全体の計画であることや、市町において実施・検討がなされるべき内容であることからD区分として整理をさせていただきます。

パブリックコメントの結果は以上でございますが、続きまして長崎県地域公共交通計画（案）の概要版についてご説明をさせていただきます。

今回は、11月定例会の総務委員会でお示しいたしました地域公共交通計画（案）について、

その後に修正や追記を行った箇所について、概要版にてご説明をさせていただきます。

5ページ目をお開きください。

右下に数値指標として、幹線バスの年間輸送人員、幹線バスの利用者一人当たりの行政負担額を掲げておりますが、現時点でこちらの数値の最新値が出ておりませんので、算出され次第、事務局において、今後数値を更新させていただければと考えております。

次に、7ページをお開き願います。

資料左側の地域における最適な交通サービスの検討の推進を今回追記をさせていただいております。

これは、島原鉄道活性化検討部会において、沿線地域の持続可能な公共交通の維持・確保に係る今後の方向性等に関する検討が始まったことを踏まえ、追記したものととなります。

説明は以上でございます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、地域振興部次長より補足説明を求めます。

【鳥居地域振興部次長】 私から、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」という資料をご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

まず、令和4年末の動きでございます。主に令和5年度予算に関する内容でございます。令和4年12月16日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）の事業費増加に関すること、北陸新幹線（敦賀～新大阪間）の環境影響評価手続きの大幅な遅れに関すること、九州新幹線西九州ルートに関しては、佐賀県と引き続き丁寧な粘り強い協議を行っていくということが説

明をされているところでございます。

12月20日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが続いて開かれまして、こちらでは主に令和5年度の政府予算の新幹線関連の説明があり、了承されたところでございます。

そして、北海道新幹線については、事業費全体の増加分のうち発生の確度が相当程度高いものの、2,922億円分の財源措置の説明がされたということでございます。

それから、北陸新幹線の敦賀～新大阪間については、北陸新幹線事業推進調査として12億円強を令和5年度予算に計上することが説明されております。併せて、敦賀～新大阪間については、PTとして、一日も早い全線開業に向けた決議を行ったところでございます。

そして、12月23日、令和5年度予算について、国土交通省から公表がされまして、まず、全体としては新幹線の建設費として803億7,200万円、前年度と同額が計上されております。

そして、九州新幹線の武雄幹線～長崎間の事業費については、開業後の残工事が残っておりますので、100億円が事業費として配分されております。

それから、新鳥栖～武雄温泉間のアセス費用については計上されておられませんけれども、こちらについては国土交通省から、佐賀県の合意が得られた段階で全体の予算から捻出などすれば、必要な事業費を確保できるという見解を伺ってございます。

続きまして、2ページでございます。2ページ以降は、政府与党における議論の状況でございます。

まず、令和5年2月1日でございます。与党PT九州新幹線西九州ルート検討委員会が開催されまして、こちらは令和4年11月に同委員会

の森山委員長から、空港ルートの技術的施工可能性を調べて、精査するように指示があったことを受けてのものでございます。

こちらの委員会において、鉄道運輸機構の方から、この佐賀空港を経由するルートの技術的施工可能性について報告がなされまして、主に3つの構造形式について説明がされております。

3つございまして、1つ目と2つ目の橋梁方式、それから沈埋トンネルの方式については、漁業への影響などにより適用が困難というふうにされてございます。

それから、3つ目のシールドトンネルの工法については、技術的に施工可能ではあるけれども、施工後に実際の走行の段階で不等沈下等が発生するおそれがあり、新幹線の安全な運行に支障が生じるおそれがあることから、現実的な選択肢とはならないという旨の報告がされてございます。

こちらについて、森山委員長からは、できるだけ早く佐賀県に丁寧に説明し、国交省には引き続き、佐賀県と丁寧な交渉をすることをお願いされたということでございます。

それから、委員会の中では、川幅がもう少し狭い上流側にルートを変えた場合にどうなるかといった意見がございまして、森山委員長からは「地元の意見が集約されて、そのような提案があれば、検討することはやぶさかではない」ということが表明されております。

そして、3ページでございますけれども、2月9日、先ほどの与党の検討委員会を受けまして、佐賀県と国交省の間で幅広い協議の第7回が開催されました。

こちらでは、まず、南回りルート（佐賀空港を経由するルート）の検証結果について報告がされたところでございますけれども、これに対

して佐賀県からは、「フル」と決めたわけではないのにこのような説明を受けることが不思議。空港を通るルートと決めつけて調査し説明され、違和感がある、ということ。それから、北側、南側を通ると中長期的にどういうメリットがあるのかを示してほしいということ。それについては、国が責任を持ってやるべきだということが主張されてございます。

国土交通省は、それに対して、メリットに関しては国が考えるものではなく、地元と一緒に考えるべきものであるということ。それから、協議の進め方として、いろんな可能性について佐賀県と相談しながら協議をしていくということが示されてございます。

併せて、この協議の中でフリーゲージトレインの試験施設の撤去の経緯についても説明がなされまして、佐賀県からは引き続き選択肢から外れることはないということが表明されて、一方で、国土交通省からは、既に導入を断念していることから、選択肢としては難しい旨が表明されております。

4ページでございます。

2月16日に与党PTの西九州ルート検討委員会が開催されまして、こちらで佐賀県との協議の結果が報告をされたところでございます。

そして、佐賀県との幅広い協議が平行線だったということで、森山委員長からは、引き続き、佐賀県と丁寧に粘り強く協議するようお願いされているところでございます。

それから、今後の進め方に関して、森山委員長から、新幹線事業というのは佐賀県のものだけではなく、国家プロジェクトであり、ルートの問題を取っても、道路や河川との絡みや佐賀空港と新幹線駅のアクセスなどを含めて、鉄道局だけでは答えられない問題であり、そのため、

国交省に対して国家プロジェクトとしての位置づけを再認識し、国交省全体でこの問題に取り組むようお願いされたところでございます。

森山委員長としては、国家プロジェクトとして大事なルートということで、それを佐賀県に理解いただきたいという考えを示されておりました。国交省の対応方針が決まれば、森山委員長が佐賀県に出向いて山口知事等に対して、今後の進め方に関して、国交省全体で幅広い協議を進めることに関して受けていただくようお願いをする方針である旨も表明されているところでございます。

私からの説明は以上になります。

【中島(浩)委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】私から県庁舎跡地の活用についてご説明をさせていただきます。

まず、1番、暫定供用開始後の取組状況ということで、(1)にございます暫定供用の状況についてであります。

現在の供用範囲は、旧県庁正面玄関前と第二別館跡地の2か所であります。

旧県庁正面玄関前は、毎日10時から17時まで開放しておりまして、時間中は職員が常駐しており、安全確認やアンケートの聴取、プレーヤーの方々との協議などを実施しております。

なお、旧県庁正面玄関前の来場者数は、記載の期間中5,210人となっております。

次に、(2)県における主な取組についてですけれども、賑わいづくりや機能の具体化を図るため、下の「・」に記載しておりますとおり、まちの記憶を深掘するワークショップや、広場で使ういすを作るワークショップの開催。

また、2ページに移りまして、世界遺産など、県内各地の魅力を発信する情報コーナーの設置

のほか、今月18日には、プレーヤーの皆さん同氏をつないでネットワークの構築を図るための活動発表会などを予定しております

また、2ページ中段の のところにごさいますとおり、プレーヤーの方々が跡地でのイベント等に活用できるテントやテーブル、いすなどの備品等を準備しているほか、イベントの開催告知へのご協力などを行っております。

次に、(3)プレーヤーの方々と連携した取組といたしましては、トークイベントの定期開催や、学校の吹奏楽部のミニコンサートと連携した音の影響調査のほか、今週末には長崎市の取組でございますが、ながさき若者会議と連携した活動発表会を県庁舎跡地の方で開催いたしまして、若い皆さんが跡地に求める環境などを調査することといたしております。

続きまして、3ページの(4)プレーヤーの方々が主催する取組についてですが、供用開始以降、第二別館跡地も含めまして、様々なイベントが開催をされております。暫定供用開始後、ご利用いただいた延べ日数は52日となっております。下にお示ししましたとおり、子どもたちを対象にしたはた揚げとか、こま回しの体験イベントやキャンプイベント、かき焼きのイベント、婚活イベントなど、内容は多岐にわたっております。資料の4ページに県事業であるワークショップも含めまして利用状況の写真を掲載させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

次に、2番のアンケートにおける意見等についてご説明をいたします。

アンケートの内容につきましては、アクセスや駐車場に関する項目を加えるなど、随時その機能の具体化に資する見直しを図りながら実施しております。

今年度分の最終的な集計・分析はこれからとなりますので、今回は1月中旬までの概要を記載しているところであります。

まず、県庁舎跡地の歴史の認知度は約68%となっておりますが、こちらの数値はサンプル数の関係で、市内・市外の在住者を合計した数値となっておりますので、今後、市内外とか、県内外の年代別、そういったところにきちんと区分けをして集計・分析を進めることといたしております。

続きまして、暫定供用期間中の利活用については、日常的な憩いの場や物産、飲食のイベント開催を求める声が多く寄せられておりますほか、将来、跡地に求める機能としては、一番下の「・」にごさいますとおり、歴史に関する展示や広場としての活用を期待するご意見を多く頂戴しております。

今年半ば頃には全体を開放する予定でございます。利活用の幅も広がりますから、基本構想の具体化に向けまして、これから各種の調査やヒアリングを強化して、詳細な検証を進めていきたいと思っております。

ご説明は以上です。

よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、81、84、4、5、11番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたし

ます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【北村委員】新大村駅より長崎空港へのアクセスについてお尋ねをさせていただきます。

実は、新大村駅も、新幹線をご利用いただいで好調だというような状況の中で、その利用者の皆様から様々なご意見をいただいているということで、私はお話をお伺いしてきました。

新大村駅は、県が主体、JRが主体、市が主体といろいろな考え方はあると思うんですけども、必ずしも県が主体になって進めるような話ではないんですが、かといって、県全体の交通のボトルネックになっているような部分もあるんじゃないかということで見解をお伺いしたいんです。

一応資料をいただいております、観光案内所がございます。なかなか駅員さんがいる時間も短いということで、そこに、利用者の方々が様々なお尋ねであったり、中にはもう苦情というかクレームというか、そういったことをおっしゃる方が非常に多いと。特に、毎月数十件あるんですが、12月、年末なんかは78件もありましたということでした。

どのような声かということ、新大村駅から空港までのアクセスが悪いんだと、どうにかしてくれというお話です。まず、空港までのバスがないのはおかしいであるとか、これはちょっと情報が錯綜しているのかなと思いますが、長崎の

ホテルで、新大村駅から長崎空港まで15分置きにバスが出ていると聞いてきたのになんでないんだと。多分これは「かもめライナー」を間違っていて情報が入っているんじゃないかなということでした。

あと、リムジンバスについては県営バスでございまして、ちょっと関係があるのかなと思いますが、リムジンバスが停車する一番近いバス停は植松東というバス停になりますが、非常にわかりづらいとか、時間どおりに来なかったとか、本当に観光案内所のスタッフの方はご苦労されているなということところです。中には、非常に暴言を吐かれたといったこともあるということで、そんな中頑張っているんですけれども。

空港と新大村駅のアクセスについて、現在は「かもめライナー」というのが走っておりますが、これは30分前に予約しないと乗れないという状況で、しかも、長崎駅から新大村駅までは15分なんですね。こういったところも少し情報の共有というか、周知徹底を図っていく必要があるのかなと思いますけれども、このアクセスについての資料は、先般お渡ししたとおりであります。これについて何とか改善できないのかというようなことで、県の見解をお伺いしたいと思います。

【小川次長兼交通政策課長】新大村駅から長崎空港へのアクセスの向上ということでございますが、令和4年9月23日の新幹線開業日から、大村市の方におきまして「かもめライナー」というのを新幹線の新大村駅と長崎空港間で運行していただいております。

今、実証運行期間中ということでございますが、大村市とお話をしましたら、これについては4月以降も、約1年間ということで、今後半年は実証運行を続けたいというお話をお聞きして

いるところでございます。

一方、今回、新幹線開業日から、このかもめライナーの運行に至った経緯というのが、地元の大村市の地域公共交通会議において、公共交通計画を作る過程におきまして、新大村駅と空港間をどのようなアクセスをとっていくのかというのを、地元の自治会とか交通事業者、もしくは関係者を入れたところで協議された結果として、このかもめライナーの運行に至ったところでございます。

現在のかもめライナーの運行の利用状況というものを確認いたしましたら、これは9月23日から1月末までという状況でございますが、この期間約2,466名の方が利用されているというお話をお聞きしておりますが、一便当たりの利用者数というのが約1.7人という状況でございますので、この分については、現段階で、やはりバスの運行で賄えるというようなボリューム感としてはなかなか難しいものと考えております。

また、北村委員のご指摘にありましたように、結局予約がないと乗れないというものにつきましては、現在、大村市の方と協議いたしましたら、今後、タクシー事業者とか運行システム事業者との調整の上、空席があれば予約なしでも乗っていただけるように、実証運行期間中に検討を行っていきたいということ伺っているところでございます。

【北村委員】わかりました。基本的には市の方が主体になってくるのかなという気はいたしますけれども、やはり全体として長崎空港も絡んでいることですし、アクセスを何とか改善をしていただきたいなと思います。かもめライナーに予約なしに乗れるということは、ちょっとは改善をするのかなと思いますし、予約した方が確実に乗れるんでしょうから、そういったも

のが走っているんだというのを、長崎から乗った後に知るんじゃなくて、乗る前に知っていただくような必要もあるんだろうと思います。

実験中で、これがどうなるのかというのは、いろいろと先行きがまだわからない部分もあるんだと思いますけれども、大村のよさというのは、空港、新幹線、高速道路というアクセスがいいところということで、まず長崎県にいらっしゃる方を空港からお迎えしてというような入り口の機能として強化をしていく部分もあるのかなと思いますので、ぜひ大村市、またはJR等としっかりと協議を行って改善をお願いしたいと思います。

あと一点ですが、先ほどパブリックコメントの中にも書いてありましたけれども、1月の大雪の際に、長崎空港から長崎市へのリムジンバスが運休になってしまって、空港の中で取り残されるのかというような状況の中、新大村駅まで臨時のシャトルバスを運行していただいたというようなお話でした。新幹線が災害に非常に強いというか、そういったところも発揮したんじゃないかなと思います。

ただ、臨時シャトルバスというか、非常に力技で行ったというようなお話も聞いておりますが、大村市ではとにかく感謝をされているというお話でありましたから、こういったところの災害時の対応ということも、しっかりと事前に準備というか、用意というか、心構えをしておく必要もあるのかなと思いますが、その点についてはいかがですか。

【小川次長兼交通政策課長】本年1月24日から大雪によりまして、長崎バイパスの方が通行止めという形になったものですから、空港リムジンが運休と。これは県の交通局と長崎バスの2社で長崎と長崎空港間を運行しておりますが、2社とも運休という形になってしまったという

状況がございました。

一方で、空港に問い合わせましたところ、飛行機は離発着が行われているという状況でございましたので、何年前に関西空港で貨物船が連絡橋に衝突して空港にお客様がそのまま取り残されるという状況が生じたということがあったものですから、運行事業者の方と協議をいたしまして、災害時の臨時的な対応として運行ができないかというご相談をして、今回、長崎空港と新大村駅間を運行していただいたということでございます。

24日、25日の2日間で約1,000名の方をお運びしたという輸送実績を伺っております。

私どもとして、今回の大きな一つの教訓として、例えばこういう大雪時、もしくは一昨年ですか、大村の方でも大雨によって道路が冠水するという状況がございましたが、そういう大雨の災害時等々で弾力的な運行をどうやって行いながら、利用者の移動手段の確保に努めるのかという一つの大きなケースだったと思いますので、私どもとしても、部の組織もしくは交通事業者とも、そういうものについて連携をとりながら、いろんな災害時等の対応について、迅速に対応ができるように、その態勢をとってまいりたいと考えております。

【北村委員】わかりました。なかなか想定されてない中で、弾力的というか、突発的な危機対応を行っていただいたということで、非常に感謝をしていらっしゃる方ばかりでしたし、すばらしい対応だったろうなと思います。

ぜひリムジンバスも、定期便で新大村駅に入っていないかなと思ったりはしますが、なかなかボリュームがないという話もありましたので、繰り返しになりますけれども、こちらの観光案内所の方々は、せっかく大村に来ていただき、長崎県に来ていただいたというところ

で、何とかおもてなしの心でお待ちをされているところに、そういったクレームというか、苦情を言われるというところで、傷つきながらも頑張っているというので、県全体の交通体系のアクセスの向上という意味でも、今後も、大村市、JRとしっかりと協議を行って行って改善に努めていただきたいと思います。要望しておきます。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】長崎県離島振興計画(案)についてお尋ねいたします。

先ほど説明をいただきましたが、講じようとする分野別の施策、新たに盛り込んだ事項、赤い字で書いてある部分はその内容ということで理解をいたしますが、その中で2点、場所に制約されない働き方の普及等を踏まえた対応、関係人口の拡大推進と。一般的にはテレワークなどをすぐ思いつくわけではありますが、これを離島において推進をしていく、どのような形で普及、こういうことに取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

【山下地域づくり推進課企画監】関係人口の創出・拡大に向けて、離島活性化交付金において、令和5年度予算から中間組織の活動ですとか、モニターツアー、それから情報発信など、関係人口の拡大に活用できる、こうした仕掛けづくりに活用できる支援メニューが新たに追加をされました。

また、同じく国土交通省の社会資本整備総合交付金においても、令和5年度予算からシェアオフィスの整備にも活用できる離島広域活性化事業が新たに追加をされたところでありまして、こうした予算も念頭に置きつつ、関係市町とも連携を図りながらしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】今からの取組ではあるんですが、

少しこれも具体的にどういったことがイメージされるのか、長崎の離島の特性を見ながらご説明いただきたいと思います。

【宮本地域づくり推進課長】一つは、例えば壱岐市の方では「逆参勤交代」というのをやっております。参勤交代というのは、江戸時代に地方の方が東京に行くというようなやり方だったんですけれども、それを離島の方に、言葉で言えば「逆参勤交代」、都市部の企業が来るというような取組をこの数年、1～2年やってきているところもありますので、例えばそういったところの展開を、壱岐だけではなくて、離島、離島だけでもないんですけれども、そういった分についてワーケーションといいますか、逆参勤交代といいますか、そういったところで関係人口の拡大に努めていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】企業誘致という大がかりなものではなく、働く場所を離島に設けていくということ、まさにテレワークの分野ですか。それを壱岐以外の離島にも普及をしていくということでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】私が申し上げたのはテレワークでずっと壱岐にいと申しますが、ある一時期、ワーケーション的な感じで、それが1週間なのか2週間なのかというところがございますが、まずはそういったところで離島のおよさをわかっていただくような取組をやりたいと思っているところでございます。

【川崎委員】理解いたしました。

もう一点、地域の実情に即した子育て支援体制の整備、これもお尋ねできるんでしょうか。

【中島(浩)委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【山下地域づくり推進課企画監】今回の離島振興法改正によりまして、多様な方々が離島地域に住み続けることができるよう、児童福祉に関する配慮規定が新たに追加をされました。

こうした動きを踏まえまして、本県の離島振興計画（案）においても、少子化が進行している離島地域において、身近な場所で安心して子育てができるよう児童福祉施設等の運営や事業等に対する支援に加えまして、質の高い保育や教育を提供することができるよう、人材の確保・育成を含めた環境整備、それから育児と仕事の両立を支援する体制づくり等、地域の実情に即した多様な子育て体制の整備を推進することというふうに記載をしております。

【川崎委員】これは離島だけじゃなくて、長崎県全体もそうなんでしょうね。わかりました。具体的なことについては、こども政策局等に確認をいたしたいと思います。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてお尋ねいたします。

来年度、事業を構築され、車で回って普及促進という説明は、先ほど伺いました。

マイナンバーカードの交付率、申請率の状況ということで2月末の状況の一覧をいただいております。長崎県全体では、交付率は63.8%、申請者73%ですから、いずれ届くということを考えて、73%の方が取得をされるというところで認識をしたいと思います。

73%、つまり4分の3の方は取得をされる。残り4分の1の方に関して来年度施策を講じるということでもあります。そもそも、どの程度の普及率を目指して取り組もうとされているのか、確認をさせていただきたいと思います。

【大塚市町村課長】カードの交付率、どこを目指すかというご質問でございますけれども、ま

ず、国の方は、今年度末までに、ほぼ全ての国民がカードを保有することを目標としております。引き続き、来年度においても交付促進を進めるということになっております。

これを受けまして、県といたしましても、具体的に何%というのは申し上げられないんですけども、引き続き、少しでも多くの方々にカードを保有いただくように市町と連携して努めてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】何の事業も目標があって取り組むんだらうと思っていて、できるところまでですよということに関しての事業に本当に力が入るのかというのは、はなはだ疑問ではありますが、やはり利便性が高い、これからデジタル化社会のインフラだと思っておりますので、本当に全ての国民ということであれば、この73%という数字はまだまだ逆に低いのかなというふうに思っておりますので、しっかりとお取り組みいただきたいのと、市町別の一覧もいただいておりますが、やはり進んでいる地域、そうじゃないところ、差があると思っておりますので、各市町としっかりと、どうすれば普及促進が図られるのか、頑張っていたきたいと思っております。

そこで、これは国の施策であります、確認させていただきたいんですけども、健康保険証のマイナンバーカードによる義務化ということが報じられて推進されています。確かに病院に行ったら、以前にはなかった読み取り装置がかなり普及しているように感じます。非常に便利だなというところは見ているわけですが、一方、義務化と言いつつも、取得されない方が今現在も4分の1おられる中において、保険適用の医療が受けられないのかということになるわけですが、一方ではそれを救済する措置も

あると。現状、わかりづらい施策の進め方だなと思っているんですが、整理して伺わせていただきたいと思います。

【大塚市町村課長】マイナンバーカードと健康保険証の一体化のご質問でございますが、政府は、2024年（令和6年）秋に現在の健康保険証の廃止を目指していると報道されております。3月7日に、政府は、健康保険証を廃止して、いわゆるマイナ保険証に統一し、マイナンバーカードを持たない人は資格確認書で保険診療を受けてもらうとしたマイナンバー法など、関連法改正案を閣議決定し、国会に現在提出をしているところでございます。

この報道等によりますと、資格確認書は、有効期間最長1年の更新制とし、患者の窓口負担もマイナ保険証よりも重くする方針というふうに報道されているところでございます。

今後、国会の審議に委ねられることになっておりますけれども、こういったことで今後は保険証との一体化という部分を住民の皆様にもわかりやすく説明していく必要があるものと考えております。

【川崎委員】従来の保険証を廃止してマイナ保険証に代えて、そして資格確認書を別途発行して救済するということですが、医療費については若干重くなるということから、やっぱりマイナンバーカードを持っていた方がいいんでしょうね、国民にとっては。そう考えていけば、先ほどの4分の1の方にどう訴求していったら、なるべく取得してくださいということから、漠然と云っては失礼ですが、目標を持たずにということではなく、便利な時代にデジタル化によって国から直接給付ということも、口座にひも付け等もあってできるようになるわけで、そういったところをきちんと皆さんにお伝えをしながら

ら取り組んでいく。これは市町ということであれば、そこは非常に連携をしっかりとって、せっかく車までしつらえて21市町を回るわけでしょうから、この交付率を限りなく、100%を達成いただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。

【大塚市町村課長】既に7割の方に申請をいただいておりますので、2月に申請した方々の数字もこれに乗ってまいりますので、もう少し率は高くなっていくものと思いますけれども、やはり何らかの理由があって、これまでに申請されてない方もいらっしゃいますので、今後、そういった方々には、役所で待つだけではなくて、そういった自動車等も活用しながら、こちらの方からも赴いて、少しでも交付申請いただくように努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】取得のためにポイントを、まさに前回の議会の時にもいろいろ質問させていただきましたが、2月末までの申請であれば、かなり高額のポイントがいただけるということから、かなり申請があって、なかなか手元に届かないというのが前回の議会の時の課題だと思っておりますが、一定そこが2月末までで期限が終わっていますので、取得される方々に対するメリットというか、インセンティブがない中に、なかなかどうなのかなというところは正直ありまして、何度も繰り返しになりますが、ぜひそういった利便性をもっともっとしっかりと訴求していかないと、従前のポイントサービスのインセンティブの部分がない、それを凌駕する、そういった取組じゃないとなかなか交付が進まないのじゃないかと思っているんですが、ぜひそこはしっかりお取り組みをいただきたいと思いません。

一つ確認ですけれども、恐らく年齢別にもい

ろいろとつかんでおられるんだろうと思いますが、お生まれになったお子様にはほぼ100%交付をされている状況かというのわかりますか。

【大塚市町村課長】年齢別で申し上げますと、まだ生まれて間もない方々といえますか、ごくごく若い方々については若干低い傾向がございます。

年齢別のデータがございますので、それにつきましては確認の上、お示しさせていただいてよろしいでしょうか。

【川崎委員】今後、ひも付けされるかどうかわかりませんが、妊娠時、出産時におのおの5万円ずつの給付が補正も組まれて、恐らく恒久措置になるんだろうと思っております、そういったことから考えると、いろんな給付制度が確立されていく中において、小さなお子様、生まれたばかりのお子様といえども取得されるということが非常にメリットになってくると思えますし、これは市町だということでしょうけれども、ぜひそこはしっかりと取り組んでいただければ、恐らく生まれた時に取得をすれば、ずっとそれは継続していくわけで、おのずと普及率も上がっていくんだろうと思っておりますが、ぜひそういったところもしっかりと訴えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大塚市町村課長】委員のおっしゃるのはもっともなことでございますので、そういった点につきましても市町の方と連携をとりまして、交付促進に努めてまいりたいと思っております。

【宅島委員】今、川崎委員からも質問があったんですけれども、例えば今日現在生まれてくる子どもさんに対して、最初からマイナカードの申請ができるものなのかどうなのか。本当だったら、もう旧保険証がなくなるのであれば、マイナカードに保険証をつけていいはずなんです

けど、そこはどうなっていますか。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時49分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【大塚市町村課長】 まず、川崎委員からのご質問にお答えいたします。

年齢別のカードの交付状況でございますが、全国のデータは、全体の交付率が2月末現在で63.5%でしたが、0歳から4歳児につきましては52.2%となっております。10ポイント以上低い状況となっております。

それから、宅島委員からのお尋ねでございますけれども、乳幼児のカードの交付については、まず、出生届が市町村役場に提出された後、その住所地の市町村の方で住民票を作成し、マイナンバーが付番されます。それからマイナンバーカードの交付申請という手続きになりますので、どうしても一定の時間がかかってしまうように現状ではなっております。

そういったことも踏まえまして、現在、乳幼児に対応して、出生後、速やかにカードを交付できるように検討が行われております。現在、厚生労働省、デジタル庁、総務省におきまして、乳幼児のマイナンバーカードの出生後の速やかな交付について検討が行われているところで、その方法等につきまして現在議論が行われているところでございます。

【宅島委員】 マイナカードは、国民に100%交付を目指していくという中で、赤ちゃんが生まれて、その親が申請をするんでしょうけれども、やっぱり最初からマイナカードが配付されるのが望ましい形なんでしょうけれども、そこに国が検討ということ自体ちょっと違和感があるな

と思っておりますので、ぜひ長崎県においては、そういった意見も出ていますよということを総務省の方に連絡をしていただければと思います。

それは終わりました、県庁舎跡地についてですが、先ほど吉村委員の質問にもあったんですけども、本当にいつまで検討するのかというところがあると思うんです。私も4～5年前の総務委員会で、基本路線は基本路線として、その3つの基本をさっき言われましたけれども、その基本をきちっと、例えば民間の事業者、デベロッパー等々に投げかけてプロポーザル方式でいい提案をしてくれるところを選んでもいいんじゃないかという発言を4～5年前の総務委員会でしたんですけども、県として、今後、民間の知恵というか、民間の力を借りるといって、そういったお考えはないのかお聞きします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 今、委員からお話がありましたとおり、私どももこの暫定供用期間中にいろんなことをチャレンジして、その結果、例えば利用実績であったり、ご意見であったり、そういったものを取りまとめをしまして、それをベースにいわゆる民間の方、建築家の方をお願いする仕様書というものをしっかりと作っていきたく。最終的にプロポーザルであったり、コンペであったり、どういうふうにするかということの決定には至ってはいないんですけども、いろんな有識者の方からも一つの方法として、プロポーザル、コンペ等をやって、そういう建築家の方とか、専門家の方々にいいデザインをご提案いただくのがいいんじゃないかと。そのためにも、私どもがしっかりと仕様書を作るために、いろんな方のご意見や利用の状況などを検証していきたいと考えているところであります。

【宅島委員】 県庁舎跡地は、県民の大事な財産

ですよ。やはりもったいないというか、1分たりとも遊ばせているわけにいかないわけですから、今の状況は今の状況で、あと少し様子を見てもいいですけれども、実際3つのコンセプトが決まっているのであれば、そこをしっかりと提示をして、これに基づいて計画を募集しますというようなプロポーザル方式を、それを採用したからといってそれを100%やりますでなくてもいいから、いろんな参考にはなると思っていますよね。

というのが、長崎市は県庁所在地で、全国でもワースト2ぐらいの人口流出が続いているわけですよ。そういったところで人口のダム機能もつくらなきゃいけないし、そういったところを県庁の人たちだけが考えて前に進んでいくじゃなくて、しっかりそういったところも含めながら、民間のお金も入れながらとか、そういったこともあるので、ぜひ民間の力も知恵も借りながら、早くその検討ができるような体制をつくっていただきたいと思っておりますけれども、参事監、いかがでしょうか。

【坂田地域振興部参事監】県庁舎跡地活用につきまして、本当に多くの方に様々なご意見を賜わっているところでございます。

我々としては、皆さまの高い関心があるうちに、しっかりいいものにつくり上げていきたいと思っております。

一方で、現状は、結構瓦礫があるような状況でございますので、まずは更地にしながら、その中でまずは広場機能というところではどうことができるのかということが検証の中心になると思っておりますけれども、しっかりと見ていきたいと思っております。

また、委員にご指摘いただきましたとおり民間の知恵をもらって、よりよいものをしっかり

つくるということは誠に大切な視点だと思いますので、意を用いて、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

【宅島委員】県庁舎跡地の問題であと一点。いろんな方のご意見があるかと思っておりますけれども、第三別館のことですね。残すべきだという人と、もう残さなくていいよという議論があると思うんですけれども、こういった時に最終判断は誰がするんですか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】今ご質問いただいた旧第三別館でございますけれども、委員おっしゃるとおり、私たちのところにも日々、残してほしいとか、もういいんじゃないとか、実際に現場で常駐していると、いろんなご意見をお持ちの方がいらっしゃいます。

現在、今月末までの期間で旧第三別館の耐震性を中心に、旧第三別館に例えばこういう機能を置くと仮定した場合、どういう耐震的な問題があって、それに幾らぐらいかかるのかということ、今、委託契約を結びまして検証しているところであります。

今後、旧第三別館を残すのか、それともいろんな改修をしていくのか、どういう耐震法がそれにあるのかという点と、敷地全体の機能をどう配置するのかという点を総合的に考えていく必要があると思っております。最終決定は誰がするのかというご質問でございましたけれども、今、そこに対して、現状こうですということ、なかなか明確にお伝えはしにくいんですが、まずは判断のための材料をしっかりと集めて、それを県議会の皆様、県民の皆様にもお伝えをしながら判断をしていきたい、ご意見もいただきながら考えていきたいというふうに思っております。

【宅島委員】しっかり頑張ってくださいと

思います。

次に、新幹線のことです。これも午前中に吉村委員から、いいアイデアを提案していただいたと思うんですけども、せっかく子どもたちが新幹線に乗車していただくといういい計画だと思いますので、例えばその子どもたちの中で、一部でも、佐賀県の子どもたちとサッカーを通じてのスポーツ交流とか、野球、ソフトボール、バレー、何でも結構なんですけれども、スポーツとか文化面での子どもたちの交流をぜひしていただきたい。

そして、佐賀県の県庁とも、佐賀県の行政ともしっかり長崎県が話をし、まずは長崎県が出ていきますと、次は佐賀県の子どもたちを長崎でスポーツ交流とか文化交流をしてもらいましょうとか、そういった本当に人の交流、これをぜひ進めていただきたいと提案をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか、部長。

【早稲田地域振興部長】新幹線の周遊促進対策としまして、来年度予算においてこども向け体験乗車の実施ということで、小学生向け無料乗車会の開催や修学旅行等における新幹線利用の実績に応じた支援などの計画をしているところであります。

また、そのほかにも沿線駅から県内各地への二次交通ということで、本県だけではなく、佐賀県を含めました隣県から周遊促進というものを取り組んでいこうということで現在計画をしているところでございます。

委員のご提案にありました様々な子どもたちの交流事業などにつきましても、このような事業を活用して何らかの対応ができないか、また関係部局とも連携し、相談しながら対応してまいりたいと考えております。

【宅島委員】今年の9月23日で丸一年になります。

す。まだ時間がありますので、しっかり教育関係、また佐賀県とも協議をしていただきながら、ぜひ実現をしていただければと思います。

終わります。

【吉村委員】マイナンバーカード関連。さっきの課長は誰かね。もう一回、目標値を言ってくれんね。

【大塚市町村課長】マイナンバーカードの交付の目標値につきましては、国が、今年度末までにほぼ全ての国民というふうに目標を掲げておりますので、県といたしましても、ほぼ全ての国民と言いたいところですけども、なるべく多くの方々に取っていただくように努めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】「ほぼ全ての国民と言いたいところですけども」って、どがん意味か、それは。100%やろう、目標は。そうじゃなかとね。変な答弁ばしよったらさ、黙っとかれんごとなつたい。国が、さっき言いよつたら、あんた。閣議決定、2年後、健康保険証に全て変える。その時、なんて、資格認定書の発行。持たない人は何か少し費用が高くなる。そがんとば長崎県民にさせてよかとね、あんたは。そこば考えて答弁してくれよ。どがんね、部長。

【早稲田地域振興部長】マイナンバーカードの活用につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の経験によりまして、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化ということでしております。デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード、マイナンバーについて、国民の利便性の向上等を図る観点ということで、国においても、行政手続きをさらに推進するための、現在、マイナンバーカードの利活用などを含めました改正というものが検討されております。

その中で、先ほど委員からご指摘がありましたように、全ての国民に行き渡るような目標ということですので、県としましても、最終的目標というものは100%、やはり皆さんに行き渡るような形で努力を重ねるべきだというふうに考えております。

また、その上で、国においては、マイナンバーの利用範囲の拡大ですとか、マイナンバーの利用及び情報連携に係る想定の見直し、また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化ということで、乳児の方につきましては写真を撮るのを不要にしたりといった検討というものも行われております。

そのため、様々な利用促進を今後推進することによりまして、さらなるマイナンバーカードの普及促進、交付率の向上というものに県としても努めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】あまり装飾が多すぎる。「100%目標で頑張ります」でよかったい。あなたたちは、この事業主体が市町と思っとる。そういう頭があるわけよ。自分たちにはあんまり関係ないと思うんじゃないとね。でも、それは全て県民たい、市民でも町民でも。

そして、あなたたちは、予算を6,300万円も使ってマイナンバーカードの出張サポートとかするって言いよるわけたい。それがあんた、目標が何%か言いきらんとか、もぞもぞ、もぞもぞ言うてどがんすんね。今の部長でもね、やりますと、目標100%で頑張るんだと言えばいいのに、また装飾をこう付けるけんさ、だめよ。そこら辺もうちょっと答弁をしっかりとってもらわんといかん。

もう一つ、答弁で地域振興部参事監、さっきの県庁舎跡地の宅島委員の質問の時に「関心が

られるうちね。なんかひとつごとに考えとっちゃなかとね。もう少しさ、ぴしっと答えてくれんね。腹立つよ。もう一回答えてくださいよ、何が関心のあられるうちか。

【坂田地域振興部参事監】先ほどは拙い説明をいたしまして大変申し訳ございませんでした。

様々なご意見を今まで賜わってきた、そして、様々なご関心があるという、関心が高まっている状況の熱いうちに、うまく事業を進めたいという趣旨でございました。説明が足りずに失礼いたしました。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】私からも県庁舎跡地のことで1点だけ確認させていただきたいんですが、アンケートにおける意見等をこれまでとっておられませぬ。アンケートの数が339件。その中で県庁舎跡地の歴史の認知度がおよそ68%ということで資料に記載をされておりました。

その下の方にも、将来、跡地に求めるものとして、歴史に関する展示というものがしっかりと入っている。それから、公園、広場の意見が多いということなんですね。

県庁舎跡地というあの土地が、本当に県民にとって大変重要な財産であるということ、それから深い歴史が折り重なって刻まれている、すごく宝物であると思っているんですね。であるにもかかわらず、歴史の認知度が68%ということで物事が進んでいくのはどうかなというふうに一点思っております。

プレーヤーの方が、今、イベントを開催したり、様々な活用をしていただいておりますけれども、私は、例えば今までの深い歴史をこれから未来につなぐという役割も重要なことだと思っているんですね。そうした中で、やはり子どもたちにしっかりとこの歴史を伝えるというこ

とが必要ではないかと思っているんですが、そのことについて、今、県の方ではどのような取組を行っているのかお聞かせください。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】今、ご質問いただいた件ですけれども、その前提の68%という数字について、まずはご説明をさせていただきます。

先ほど補足説明で若干お伝えさせていただいたところですが、市内の方と市外の方でかなり認知度に乖離があると。市内の方だと大体75%ぐらいあるのですが、市外、県外の方になるともっと落ちるという状況でございます。ただ、サンプル数が不足しておりまして、適正な形でご報告するには、もう少しサンプルを集めてからということで、年齢層を含めまして、今後、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

そして、ご質問いただいた点につきましては、私どもも歴史抜きには整備を進めていくことは無理だと思っておりますし、来られる皆さんも口々にそうおっしゃられます。

私たちも、認知度が75%と言われた時に、このままじゃいけないと思っております。

先ほど申し上げたワークショップ等でも、ご参加いただいた方に、跡地の歴史についてしっかりとレクチャーさせていただいておりますし、我々が現地にただいるわけではなく、来られた方々にいろいろお話、ご質問いただいたら、学芸員ほどの知識はないですけれども、しっかりと歴史についてお伝えをしております。

子どもたちに関しては、ワークショップでいすを作ったんですけれども、そのいすひとつひとつに、例えば長崎港の開港の年代を入れたりとか、天正遣欧少年使節団が出航した年を刻みまして、来られた方に、「あら、これは何かな」という気づきを提供するような工夫をしている

ところでございます。

もちろんワークショップ等の始まりの時には、どういうワークショップであれ、県庁舎跡地の歴史についての情報を私どもから提供させていただくなど地道かもしれませんが実施しているところであり、先ほどご承認をいただいた今年度予算の情報発信の部分でも、そういった歴史のところを大切に伝えていけるようなコンテンツをつくって紹介をしていきたいと思っております。

【ごう委員】本当にしっかりと市内の方と市外の方との差がこんなにあってはいけないと思うんですね。なので情報発信というものは必要だと思いますし、また、今の暫定供用に来てくださる方、プレーヤーの方というのはやはり限られていると思うんですよ。年齢層も限られていると思うんですね。でも、その中で、そのようなイベントによって皆様に歴史をお伝えする。そうしたら、そのことがまたより一層広がるようなきちんとした仕組みというものをつくっていただいて、もっとより多くの方に歴史を知ってもらい、そして、その上で先ほど宅島委員が言ったような、いろんな方のお知恵をお借りまして、プロポーザルでも何でもいいので、何かそういった本当によりよい活用ができるようなことにしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【田中委員】今期というか、私どもの任期が終わりなので、少し抽象的な話になるかもわからんけれども、議案外で聞いておきたいと思う。

企画部という話も若干あったけれども、地域振興という名前がついているわけだからね、地域振興部長を中心にちょっとお聞きしたいんだ

けれども、県土の均衡ある発展、長崎県の均衡ある発展、長崎、県央、県北、大きく言うと3つになるわけだけれどもね。

どうも最近、私の周辺にも、また改めて流行語が出てきた。新幹線の開通が一つの引き金になったかもわからんけれども、「県政の南高北低」という言葉をご存じですか、部長。「県政の南高北低」という言葉ですよ。またちょっと流行してきましたよ。ちょっと見解を聞かせてください。

【早稲田地域振興部長】今、ご質問がありました件ですけれども、例えば県北地域ですとか、県南地域などを比較して、地域課題などを表す表現としてお聞きしたことはございます。

【田中委員】聞いたことがあると、考えたことはないのかなという感じなんだけれどもね。考えたとすればいろいろなことが、解消策はどうかというところまでいっているのかどうかわからんけれどもね。やっぱり新幹線というのは大きなポイントだった、県北にとってもね。もう決まっていたんだからね。それをJRが言った、佐賀県知事が言ったとかいう話になっているけれども、やっぱり長崎県知事が決断をしてやったことだから、よそが決めたという話にはならないんだけれどもね。県北を切り捨てた。県北を切り捨てた、新幹線ではね。

そんな状況の中で、30年たって新幹線が開通して、長崎、諫早、大村はいいかもわからない。県北はどうだという話になるわけね。利用法を聞くと、武雄まで行って長崎に行ってくださいという話だけれども、それはちょっと現実的じゃないしね。せめて、武雄から先を鹿児島ルートにつないでおれば、それは県北だってまだ利用できる、武雄で乗り換えてね。新幹線に乗って博多に行ける、大阪に行けるという話だから、

鹿児島にも行けるだろう。そこら辺がどうしたって頭から離れない。

皆さんもそんな話で、「もう南高北低がひどいかよ、長崎県は」という話になっている。

そこで、30年前、「もう新幹線は仕方ないたい。道路を造るわ」と言った代議士がいた。道路を造りましょうと。東彼杵道路、30年たってもできない。進まない。これは土木部の管轄かもわからんけれどもね。

それから、その後出てきたIRもはっきりしない。IR、これができると県北も起爆剤になる、IRはね。起爆剤になるけれども、どうも県の対応、国が国がという話になるんだけれどもね、はっきりしない。

50年来ずっとお願いしてきた石木ダムも決断しない。50年間ずっとお願いしてきたんですよ、どうにかしてほしいと。佐世保の水は大変なんだ、企業誘致も簡単にいかないんだという話がね。そこら辺になると、東彼杵道路、IR、石木ダム、所管がちょっと違うところもあるけどね、ここでもう一度部長の見解をちょっと聞いておきたいと思うな。

【早稲田地域振興部長】県北地域の発展を目指しまして、地域振興部としても県の施策の中で様々な取り組んでいるところでございます。

交通モードで申しますと、JR佐世保線の輸送の高速化にも取り組み、今般、西九州新幹線の開業と併せて高速化事業を完了しております。

また、併せてJR九州の方では、観光列車を走らせていただいて、県北を含め、各駅への停車を通じて地域振興を図っているところでございます。

また、ほかの部、土木部などの所管になりまされども、西九州自動車道の延伸など、交通ネットワークの整備にも取り組んでいるところ

でございます。

県北地域におきましては、世界遺産を含めまして観光資源、それから豊富な農林水産資源というものが有りますので、このような魅力発信を通じて、引き続き、県としても、さらに県北地域の振興に力を注いでいかなければいけないというふうに考えております。

【田中委員】「南高北低」という言葉は、私も好きじゃない。使いたくない。屈辱感を感じる。議員をやってきてね、30年頑張っって一歩も変わらんのかという話になって自問自答しなきゃいかんのだけれどもね。使いたくないけれども、新幹線を契機にして、またそういうムードが出てきた、県北にね。これは、やっぱりどうにか打開策を考えてもらわなきゃいかんね。

地域振興部が中心になって、企画に呼びかけ、どこに呼びかけして、県北どうなんだ、三十数万人、平戸、松浦を入れたら30万人を超えるよね。半島という形にもなるのかな、あそこはね。

それで、現実論としては、やっぱり新幹線が来ると決まっていた新佐世保駅、早岐駅。当時想定された事業がいろいろあるわけよ。知らんぷりというわけにはいかんと私は思うんだけどね。期待して期待して、待っていて、新幹線が来るということになって、さあこれで一安心といたら外された。それから30年、何も言っていない。長崎の車両基地の関係で、あれは神風が吹いてやってもらった事業はある、駅周辺、駅の用地内でね。だから、当時の新幹線で早岐駅ができる、新佐世保駅ができるという時の構想というのが残っているはずだ。もう少し考えてもらわんといかん。

午前中ちょっと話した松浦鉄道の活性化、これも同じJR絡みだとすれば、松浦鉄道の活性化は、県北の大きなポイントになると私は思う。

いま一度、あれも40年ぐらい前だね、民間に払い下げられた。当時、反対だったけれども、転換交付金というのが結構大きかったからね、仕方ないじゃないかという話になったけれども、もう40年近くたつので、転換交付金なんて残っているわけない。だから、動きがとれない、新たな投資をしなければね。

先ほどの上下分離で140億円も出すのなら、せめて半分ぐらいは松浦鉄道にも、残りの半分はまた島原鉄道にでも回してね、やっぱり活性化を図らなきゃ。私はそう思うし、大型の企業団地構想も、最近はもう市に任せているような感じでね。もともとが、今のハウステンボス、IR用地は、40万坪の大型工業団地だった。それが水がないからできなくて今に至っているんだけどね。40万坪ぐらいの大型の工業団地ぐらい企画して、諫早は、今、半導体関係です。熊本いいよね。熊本は今、ぐっと。そういう一つの県北プロジェクトみたいなものをやっぱり考えてもらわないと均衡ある発展にならない。最後だから、これだけ述べて、部長、見解があればちょっと聞かせてもらって終わります。

【早稲田地域振興部長】県北地域が有する様々なポテンシャルというものを活用して、地域の活性化というものを図ることは非常に重要だと認識をしております。

県の総合計画の中でも、各地域別の活性化というものを捉えた計画づくりというものを行っておりまして、やはり県土全体で底上げして、均衡ある発展というものを目指してまいりたいと思います。

県北地域においては、現在、IR誘致なども行っておりまして、こういった動きとも連動しながら、新たなまちづくり、また、多様な産業の活性化に向けまして、地元の市町や経済団体

等と十分に協議を行い、ともに県北地域の活性化というものを図ってまいりたいと考えております。

【田中委員】 頼みます。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】 2巡目ですので1点だけ。

離島振興計画の中で、島外への人口流出ということで、政府施策要望の会議の時だったと思いますが、高等教育を求める際に、大学、専門学校が島にないから、それを目指す方はある意味100%島外に出ると。そこからUターンというのがなかなか難しいので島外流出が多いということも一つの要因ではないかと指摘をしつつ、ぜひそういった高等教育機関を島内に誘致を図ってほしいと、図るべきだと、こう申し上げたところではありますが、今回、計画の中にはサテライト教室の誘致ということに取り組むということも触れていただいております、大変感謝申し上げます。

検討ということになってございますが、県として具体どういうふうな行動を起こしていけるか、お尋ねをいたします。

【山下地域づくり振興課企画監】 離島地域への大学、それから専門学校等のサテライト教室の誘致でございます。こちら、ただいま川崎委員からお話がございましたように、これまでの総務委員会でのご議論等を踏まえまして、「離島振興計画（案）」の本体の22ページ、第16節の離島の振興に寄与する人材の確保及び育成において、大学や専門学校等のサテライト教室の誘致などについても検討していくと記載をさせていただいたところでございます。

それで、その具体的な進め方でございますが、本県離島においては、地方創生等を目的として、大学と連携協定を市町が締結している事例も複

数ございます。また、壱岐市においては、壱岐テレワークセンターに慶應義塾大学のSFC研究所のサテライトオフィスが入居しているような事例もまたございます。そうした事例を突破口にしながら、市町と一体となって検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 最大の島は五島の福江島の方が人口としては多いんだろうと思っているし、高校も複数校あると思いますが、そういったところが一つひとつ、今おっしゃったように市町と連携をして、サテライト、本体をどっどって持ってくるということになると、それぞれ教授、先生方の確保ということがなかなか難しいと思いますので、そういった機能から進めていただいて、ぜひ離島での高等教育が受けられる環境整備、ぜひとも実現をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【吉村委員】 二回り目までして申し訳ないんですが、もう一点。

今、南高北低の話も出たので、また思い出さずんじやけど、西九州新幹線の話で、さっき追加資料まで出して、5か月間で100万人という訂正をした。もう新幹線にばかりあなたたちは頭がいつとるのでそういう話になるんだろうけど、並行して「ふたつ星4047」、それから「36ぷらす3」、これが地域振興のために、新幹線を中心として、その周り、また県北にその効果を至らしめるためにこういうことをやっているんですよ、ここまで報告してくれたらうれしかったんじやけど、この実績というのはどうですか。

【峰松新幹線対策課長】 県北地域に走っておりますD&S列車の「ふたつ星4047」の件でござ

います。委員の方から、先般、佐世保市の方にも周遊していないという話もございましたので、その件につきましては継続してJR九州にお話をさせていただきまして、先般2月にも県の方から要望させていただいております。

また、「ふたつ星4047」につきましては、今も予約状況というのは1か月前から予約をしておりますが、90%以上の予約状況ということで、引き続き好調な状況であるというふうにもお話は伺っております。

佐世保線につきましても、高速化をいたしまして、ダイヤの利便性につきましても、引き続き佐世保市とともに要望させていただいているところでございます。

【吉村委員】今の報告でわかるけど、最初に、この新幹線と一緒にこういうのまで当初の説明からでもあったんだけど、その実績というか、その後を一緒に報告してもらっとけば、南高北低とか思わんごとなるとたい。そこを忘れて外しとるけん、そうなるんじゃ。

あなたたちの頭の中にないわけよ、頑張りますと言いながら。ここでもあなた、開業効果拡大のために、県内市町と連携しながら促進してまいりますと、言葉ばかり、口ばかりさ。だから、そこら辺はきちっと捉えて、今後も。佐世保駅まで、まだ実績としては来ていない。だから、これを一つでも来るように、実現に向けて頑張ってくださいよ。どうですか、意気込みを聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】佐世保駅までの延伸の話ですが、JR九州と話をしておりますと、やはり我々も強く要望していくというところは必要でございますが、地元の佐世保市の方、もしくは県北地域におきましても、駅の方で、来ていただくお客様を迎えていただくというところ

についても頑張ってくださいが必要だと思っておりますので、その点につきましては佐世保市をはじめ、沿線の自治体の皆様方、関係者の皆様方と一緒に、どういうおもてなしができるかというところを協議させていただきたいというふうに考えております。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時29分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

本年度の地域振興部の審査は、本日で最後になりますが、この3月で退職される方が1名いらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いいたします。

兼武土地対策室長でございます。

【兼武土地対策室長】委員の皆様には、これまでいろいろご指導いただきまして大変ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

【中島(浩)委員長】長年にわたり県政発展のためにご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも、県民のために、その知見を活かしていただければと存じますし、後進の指導に当たっていただければと存じます。本当に長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

（拍手）

これもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時31分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月10日

自 午前 9時59分
至 午後 2時15分
於 委員会室1

県民センター長 和田木詳広 君
秘書課長 大瀬良潤 君
広報課長 椿谷博文 君
人事課長 今富洋祐 君
新行政推進室長 徳永真一 君
職員厚生課長 浦田浩次 君
財政課長 小林純 君
財政課企画監 石田祐子 君
管財課長 山道繁 君
管財課企画監 森祐子 君
税務課長 山口俊也 君
税務課企画監 田端健二 君
債権管理室長(参事監) 田尾康浩 君
スマート県庁推進課長 吉村邦裕 君
スマート県庁推進課企画監 井手潤也 君
総務事務センター長 小林陽子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中島 浩介 君
副委員長(副会長) 赤木 幸仁 君
委 員 田中 愛国 君
" 坂本 智徳 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 吉村 洋 君
" 中村 一三 君
" 北村 貴寿 君

企 画 部 長 浦 真樹 君

3、欠席委員の氏名

な し

地 域 振 興 部 長 早稲田智仁 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

会 計 管 理 者 吉野ゆき子 君

5、県側出席者の氏名

危機管理監 多田 浩之 君
危機管理課長 飛永 琢也 君
危機管理課企画監 川原 久春 君
消防保安室長(参事監) 宮崎 良一 君

監 査 事 務 局 長 上田 彰二 君

人事委員会事務局長
労働員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

議 会 事 務 局 長 黒崎 勇 君

総 務 部 長 大田 圭 君
総 務 部 次 長 伊達 良弘 君
総務文書課長(参事監) 鳥谷 寿彦 君

警 務 部 長 橋本 真和 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【中島(浩)委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、危機管理監より予算議案の説明を求めます。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分でございます。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で1億8,311万7,000円を計上いたしております。

歳出予算は、25億673万1,000円を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

防災対策費につきましては、災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進や総合防災訓練等の実施、また、自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、5,499万円を計上いたしております。

その他の事業につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。

令和6年度以降の債務負担を行うものについて、主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務に係る令和6年度に要する経費として、1億5,000万円を計上いたしております。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で2,469万1,000円の減を計上いたしております。

歳出予算は、5億4,290万4,000円の減を計上いたしております。

これは、主に、防災行政無線運用管理費において、防災行政無線衛星系設備再整備事業の入札減によるものであります。

また、債務負担行為について、防災ヘリコプター燃料供給業務に係る令和5年度に要する経費として2,293万5,000円を計上いたしております。

最後に、令和4年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって、令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第9号議案「令和5年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第12号議案「令和5年度長崎県公債管理特別会計予算」、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第41号議案「令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」、第43号議案「令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」でございます。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明申し上げます。

歳入予算総額は、5,564億5,655万1,000円、歳出予算総額は、1,993億8,712万5,000円を計上しております。

この歳出予算の主な内容は、定年引上げ期間中の退職手当支給に必要な財源確保のための退職基金積立金等、本庁舎及び振興局庁舎の改修、県南振興局庁舎整備等に要する経費、ふるさと納税の推進に係る経費や令和5年度のふるさと納税を次年度以降の財源として活用するための基金積立金、庁内業務のデジタル化推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費でございます。

また、債務負担行為については、総務行政機器等の保守業務に係る令和6年度から令和11年度までに要する経費等を計上しております。

次に、第9号議案「令和5年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてでございますが、歳入予算、歳出予算ともに総額2億8,002万9,000円

を計上しております。

また、債務負担行為として、文書集中收受発送に係る令和6年度に要する経費等を計上しております。

次に、第12号議案「令和5年度長崎県公債管理特別会計予算」についてでございますが、歳入予算、歳出予算ともに総額781億5,061万6,000円を計上しております。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算総額4億5,430万5,000円の増、歳出予算総額122億3,974万9,000円の増を計上しております。

この歳出予算の主な内容といたしましては、地方消費税に係る他県との清算金の増、地方消費税の市町に対する交付金の増でございます。

また、令和5年度以降の債務負担を行うものとしまして、ふるさと納税に係るインターネットからの申込み受付業務等について、ふるさと納税の寄附総額の増に伴う経費を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費といたしまして、財産管理費250万5,000円を計上しております。

これは、出島交流会館非常用放送設備の更新工事について、適切な事業期間を確保できないことから繰越しを行うものでございます。

次に、第41号議案「令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに7,582万7,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、集中印書事務費の減でございます。

次に、第43号議案「令和4年度長崎県公債管理

特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに2億7,689万1,000円の増を計上しており、歳出予算の補正の主なものとしたしましては、元利償還金の増でございます。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和4年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって、令和4年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

危機管理監の消防学校運営費について、お尋ねいたします。

消防学校の運営、消防職員及び消防団員の教育訓練に係る経費として8,695万6,000円の計上をしておるといふ説明をいただきました。

委員会で、現地をつぶさに見学をさせていただきまして、現状、かなり施設の老朽化とか、備品の更新の必要があるなというのを委員の皆様にも認識をしていただいたなと思うんですが、これは前年度に比べて増額をされているのかどうかとか、どういったものに使われているのかという具体的などところをご説明お願いいたしま

す。

【宮崎消防保安室長】 消防学校の資機材、それから施設の改修につきましては、令和5年度の当初予算等におきまして、まず資機材につきましては、空気呼吸器や空気呼吸器用のポンペ、化学防護服、それから給食設備などにつきまして約1,650万円を計上いたしております。

また、施設の改修につきましても、屋内訓練場電動シャッターの取替えとか、補助訓練棟2階シャッターの取替えなど約900万円でございますけど、別途、予算計上されているところでございます。

【北村委員】 ありがとうございます。いろいろと改修をしていただけるといふことで、ありがたいなと思います。

前年度に比べて総額としてどれぐらいアップしているというようなところは答弁できますか。

【宮崎消防保安室長】 令和4年度の当初予算に比べますと、約800万円増額させていただいております。

【北村委員】 ありがとうございます。

消防学校の機能としては、近代消防人の育成を目指すというようなことで、資機材も、それなりのものが必要なのかなと思いますが、それに一歩近づいたかなと思って高く評価をしております。今後も消防人材の育成に努めていただければと思います。

以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】 消防団の件で1件、消防団の力向上モデル事業委託金というのが約200万円ぐらいあるんじゃないけど、この中身について教えてもらえんですか。

【宮崎消防保安室長】 消防団の力向上モデル事

業につきましては、消防庁の委託事業でございます。100%国の方から財源をいただいて実施したものでございます。

今回、勧誘対策の支援、それから事業所との連携だけでなく、幼少期、若い時から、子どもの時からの防災ですとか消防団に対する関心を高め、理解を深めていただくことが、まずは必要ということで、この事業を活用いたしまして、長崎の消防団のホームページを使いまして、そこにいろんな防災ですとか、消防に関する教材、データ、写真などを載せて、そして地域、それから学校におけるいろんな防災教育、消防団に関する啓発活動に使っていただけるよう、まずは令和4年度において長崎の消防団のホームページを改修したものでございます。

【吉村委員】教育やね、教育のための費用ということやね。わかりました。

そしたら、その次の防災指導費で消防団活動充実強化事業費340万円、「団員の確保や事業所との連携強化」と書いてあるんだけど、これの中身はどういうことになりますか。

【宮崎消防保安室長】基本的には、3つの柱がございまして。

1つ目は、これまでやっておりました勧誘対策の支援ということで、勧誘対策研修会の開催、それから勧誘促進動画の作成、パンフレットの作成などを通じまして、市町の勧誘対策を支援しようというものでございます。

2つ目として、やはり消防団員の約7割が被雇用者ということでございますので、事業所との連携を促進するために、まずは、事業所の皆さんに対する消防団、それから防災に関する研修会を開催し、意識を高めていただくということ。それから、消防団協力事業所に関する表示制度について理解を深めていただくなどについての

講演会などを通じた啓発活動を行っていかうと考えております。

そして3つ目として、先ほど申し上げました幼少期からの消防団、それから防災に関する理解を深めていただくための取組として、令和4年度にホームページを改修したところでございますので、令和5年度におきましては、その中に入れるコンテンツの作成をしていかうということで、市町村等に出かけて取材をしたり、取材したもの、それから市町関係者からいただいたいろんなデータ、動画などの編集の経費を計上させていただいているところでございます。

【吉村委員】消防団員の確保というのが一つの課題なんやけど、現場の消防団員の意識としては、地域のために頑張らんばいかんという意識は高いわけよ。でも、何となく活動が昔のようになかなかできない。

なぜかということ、個々には、団員個人個人には手当も十分いってあるんじゃないけど、それが活動する塊というのは分団なのよね。この分団の活動を充実させんと、団員の皆さんの気持ちが一つにならんというか、そこら辺が今課題なんじゃないけど、そこら辺について改善をしていかんばならんという考え方というのがあるのかどうか、お尋ねをしたいんですけど。

【宮崎消防保安室長】令和3年の4月1日で、消防団員の報酬等に関する基準が国の方で設けられまして、それに伴いまして県内の各消防団の報酬、いわゆる年額報酬と、それから出勤報酬が多く市の町村で上げられたところでございます。それに伴いまして国の地方財政措置も充実されているところでございまして、現在は、年額報酬、それから出勤報酬について、いわゆる個人への直接支給ということを、消防庁が目標として掲げておりまして、それを今推進して

いるところでございます。

これまで、運営費的な経費につきましては、市町村が公費でもって手当をする部分と年額報酬、昔は手当と言ってまして、今は出勤報酬と言うんですけど、これらを分団経由で支給すると。その分団経由で支給する時に、その中から必要経費をいただいていたということで、その2つでもって運営されていたと理解しております。

これが、今現在、直接支給という形になりまして、今、市町村におきまして、公費で賄える部分と公費ではなかなか賄いきれない部分についてどうするかということをお悩みとして考えている市町村もございます。

消防協会の会議などにおきましても、そうした団長さんの苦勞というものが提案されまして、県内の市町において、そういう運営経費をどういうふうに調達、集めていくのかというようなことについてアンケートをして、その結果を各市町村にもバックして検討をしていただいているところがございます。

県としましては、一旦やはり直接支給をし、それをいかにうまく必要経費として集めていくのかということについて、県内の情報を今提供しているわけですが、今後、必要に応じて、他県の事例なども調査して、情報提供し、円滑な運営ができるよう支援していきたいと思っております。

【吉村委員】 あんた、何を言いよるとか、いっちゃんわからん。ぐるぐるぐるぐる回って、最終的に何を言ったとかな。

直接支給をされる、それで分団経費というのが、そこには見られんわけよね。だから、それを二本立てで、分団の活動費と個人の出勤報酬というふうに分けてもらわんと、やりづらいと

というのが現場の声たい。それに対して、主体は市町であるけれども、その声を県は吸い上げて、国に対して、そういう制度設計をやってくれんかていう話をせんばいかんとやろうと思うけど、そういうことをやりよつかていう話を聞いています。

もう一回、どがんですか、そこら辺の動きは。

【宮崎消防保安室長】 そうした制度設計について国に要望したことはございません。

【吉村委員】 簡単に答えればよかという話じゃなか。そがんことばせんばっちななかかと思うけど、どうか聞きよるとたい、どうですか。

【宮崎消防保安室長】 現在、市町において税金を交付し、税金の中から活動費を交付しているわけですが、それとは別に、どうしても運営上かかる経費についてどういうふうに調達していくのか。そこが課題になっていることは間違いありませんので、やはり市町のご意見を聞きながら、国の方に、そのあたりの制度改正等ができるかどうか、やはり相談はしていきたいと考えております。

【吉村委員】 相談はしてみたいじゃなくて、国に対して、そのような働きかけを行ってまいりたいやろうが。そがん言うてもらわんと、つらかわけたい。

昔は、僕らが消防団の頃は、手当は全部投げ出しやったわけよ、分団にね。そして、日々の活動の費用にする、研修旅行に行ったりする、そういうので分団の融和とか、活動とか、連携とか、そういうことがとれよったわけ。今はそれが全然ないもんだから、団員で名前は登録しとるけれども、日々の活動にほとんど出ないとか、そういうことで団結力が弱っておるわけよね。だからそこを早急に改善していかなといかん。

国は出しよると言う、費用をね、費用負担はしよるんだと。しかし、負担の仕方が悪いから、そういう形になっておる。だからそれを改善せんといかんということになるんで、市町の話は、当然、そういう話なのよ。

だから、それを市町も国に言うんだらうけど、そんなら県はどうするとよと云えば、その声を代表して国に上げていくという作業をせんばいかんわけたい。それをもっとどンドン、そう思いますぐらいじゃなくて、やりますって言わんといかんたい。お願いしますよ。

以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第9号議案、第12号議案、第35号議案のうち関係部分、第41号議案及び第43号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

諮問第1号を除く議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第16号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第29号議案「包括外部監査契約の締結について」でございます。

はじめに、条例議案についてご説明申し上げます。

第16号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する」。

この条例は、秘書及び広報並びに危機管理等の体制を強化するため、内部組織及びその分掌事務の一部を改正しようとするものでございます。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、行政手続のオンライン化の推進に合わせて、手数料の金額に郵便料金等を加算できることとするため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第29号議案「包括外部監査契約の締結について」。

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようするものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄についてでございますが、1件50万円以下である長崎県母子及び父子並びに寡婦

福祉資金貸付金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、令和5年度の組織改正についてであり、その主なものをご説明いたします。

まず、様々な広報媒体を通した県の魅力発信や知事のトップセールス等を分野横断的な視点で戦略的に実施する体制を強化するため、新たに「秘書・広報戦略部」を設置することといたしております。

また、危機管理分野における体制を強化するため、「危機管理部」を新設するなど、組織の体制強化を図るほか、統轄監を発展的に解消することとしております。

なお、この件に関しましては、後ほど新行政推進室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、危機管理監より所管事項の説明を求めます。

【多田危機管理監】危機管理監の議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、令和5年度の組織改正について、令和4年度長崎県国民保護共同図上訓練の実施について、令和4年度雲仙岳

火山防災協議会の開催について、男女群島西方沖における貨物船の沈没事故について、救急安心センター事業（#7119）の検討会の開催について、消防団活動の充実強化についてでございます。

お配りしております総務委員会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

まず、令和5年度の組織改正についてですが、危機管理監については、「危機管理部」を新設するとともに、「危機管理対策監」を配置することとしております。

また、佐世保市の新たな基地政策方針の策定や陸上自衛隊水陸起動団の3個目の連隊の大村市への配備決定並びに安全保障環境の変化等を踏まえ、「危機管理課」を改組し、「防災企画課」及び「基地対策・国民保護課」を新設することとしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

次に、令和4年度長崎県国民保護共同図上訓練の実施についてですが、去る2月16日、市町の弾道ミサイル事案に対する初動対処能力の向上を目的として、消防庁と共同で訓練を実施いたしました。

内容としては、まず、消防庁から、「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き」の説明が行われました。

次に、今回の図上訓練が円滑に進むよう、県及び佐世保市職員による展示訓練が行われた後、弾道ミサイルにより五島市に被害が及ぶ可能性があるという想定のもと、地域住民への避難の呼びかけ、災害対策本部の立上げ、被害・避難者情報の収集及び国や関係機関との連携等を確認するための図上訓練に取り組んだところでご

ざいます。

県内21市町、消防庁並びにオブザーバーとして警察、海保、陸海空自衛隊の関係機関約60名のご参加をいただき、弾道ミサイル攻撃時における初動対処及び国民保護措置の遂行能力の向上を図ったところでございます。

今後とも、関係機関との連携を密にし、国民保護計画に基づく体制の充実・強化に努めてまいります。

次に、令和4年度雲仙岳火山防災協議会の開催についてですが、去る2月15日、島原半島3市、気象台、自衛隊、警察、消防、火山専門家、民間機関などからなる委員の方々にご参加いただき、南島原市で協議会を開催いたしました。

本協議会は、県、島原半島3市が、火山災害警戒地域として指定されたことを受け、平成27年度に法定協議会として設置したものでございます。

本年度は、実務担当者などで構成する幹事会を1回開催し、溶岩ドーム崩壊などに備えた様々な対策の検討を行ってまいりました。

今回の主な審議事項といたしましては、警戒区域の更新、登山道防災マップの改訂、計画の修正などをご審議いただいたところです。

今後も引き続き、溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会での溶岩ドームの監視基準の見直しの検討や訓練を実施するなど、火山災害に備えた対策を推進してまいります。

次に、男女群島西方沖における貨物船の沈没事故についてですが、去る1月25日、男女群島西方沖の海上で、香港船籍の貨物船が沈没し、乗組員22名のうち、中国、ミャンマー国籍の計8名の方がお亡くなりになり、9名が行方不明となる大変痛ましい事故が発生いたしました。

県としては、最大22名が本県医療機関に搬送

される可能性があることから、同日、長崎県特殊重大災害対策本部を設置し、海上保安部など関係機関から情報の収集を行うとともに、中国駐長崎総領事館に対しても、事故発生の情報提供を行いました。

その後、1月30日に海上保安部が対策本部を解散したことに伴い、同日をもって本県の対策本部を解散し、通常業務の中で必要な情報収集を行っております。

次に、救急安心センター事業（#7119）の検討会の開催についてですが、#7119救急安心センター事業は、急な病気やけがの際の対応で迷った際の相談窓口として、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業であり、現在、全国19地域で事業が実施されております。

#7119は、救急車の適時、適正な利用や救急医療機関の受診の適正化、住民への安全・安心の提供などに効果があると考えており、搬送困難件数が増加しても、救える命が救えなくなることがないように、去る2月17日に、福祉保健部と連携し、導入に当たっての実施方法、対応時間等について、県の考え方を消防、医療部局に対して説明したところでございます。

今後、市町の意向調査の結果等を踏まえながら、導入に向けた検討を進めてまいります。

最後に、消防団活動の充実強化についてですが、令和5年1月5日から10日にかけて、県内20市町において、消防出初式が開催されました。

新型コロナウイルスの影響により、市町によっては、規模が縮小されていますが、式典では、消防功労者、消防団協力事業所の皆様などに対する表彰が行われ、また、式典終了後には、消防職団員による分列行進や一斉放水などが盛大に行われました。

こうした消防行事は、消防団員の士気を高め

るとともに、住民の皆様には消防団活動の重要性を理解していただく大切な機会であり、県といたしましても、長崎県消防協会とも連携し、引き続き支援してまいります。

また、県では、市町の勧誘活動を支援するために、1月から2月にかけて、県の全世帯広報誌、県政広報番組でPRを行うとともに、消防団員勧誘促進の動画「あなたの知らない消防団の世界」の視聴促進のためのYouTube広告を行っています。

さらに、別途お配りしております説明資料（追加1）のとおり、勧誘対策の強化のため、市町から要望が多かった効果的なPRの方法について、去る3月4日に、デザイン制作とマーケティングの専門家を招いて、80名の参加のもと、研修会を開催したところでございます。

引き続き、市町の消防団員の勧誘対策の支援に努めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【吉村委員】 1点だけ、権利の放棄について。

1件50万円以下の長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金2件。これ、通常の貸付金やろうと思うんじゃないけど、コロナの感染が拡大して、そういう方々に福祉資金の貸付けというのがあったっちゃんないかなと思うんじゃないけど、その時、国は半分は返さんでもいいよみたいな話をしながら貸付けをやったということが記憶にあるんだけど、そこら辺の動きというのは、まだ今からなんですかね。ここには2件としか

出てきておらんもんだから、それとはまた違うという色分けをしてあるのか、そこら辺説明をお願いします。

【田尾債権管理室長】 今回、母子・父子・寡婦福祉貸付金で専決で2件ご報告させていただいたわけですが、まず、この2件の概要につきましてご説明いたします。

1件は、17年度の貸付けでございます。もう1件は平成23年度の貸付けでございます。ともに債務者ですとか連帯保証人が破産免責を受けて法的に支払い義務がないということが明らかでございました。移管を受けた債権管理室、実はこの2件は、年度途中、通常7月1日で移管を受けておるんですが、この母子について、かなり時効期間が経過したものの、古いものがかかり多うございましたので、追加でも移管を受けますということで私どもが働きかけをした結果、11月1日に移管を受けました。その2件でございます。

吉村委員のご質問につきまして、私の方で今直接お答えできる情報を持ち合わせておりませんが、これは申し上げたとおり、平成17年度、23年度の古い貸付けでございます。直接はコロナに関係ございませんので、申し訳ございません、お答えになってないかもわかりませんが、以上でございます。

【吉村委員】 これは、一般のそういう状況だったことは理解します。参考で聞いてよかとかわからんけど、今からそういうのが発生するんじゃないかなと思うんだけど、コロナ禍で生活困窮で貸付金を受けました。それが、今後、見込みとしてどうなっていくのかなというのを考えるんだけど、そこら辺、予算審査の中で想定で話をするのも問題やけど、何か感じとしてわかる場所があったらお知らせしていただ

んかなと思うんだけど、部長、どがんね。

【大田総務部長】私の方で把握している限りで恐縮でございますけども、おっしゃっていただいたのは、恐らく10万円、20万円の貸付けの分で、コロナの関係で、ある程度条件を緩くして貸付けを行っているものだと承知しております。

こちらにつきましては、収入が一定金額以下の方々というのは、もともと償還免除をされるという形になっておりますので、今おっしゃっていただいたようなご懸念の低所得者の方々がお困りになるということは恐らくないと思います。

ただ、一方で、いろんな方々に貸付けをされてますので、これからまさに償還が始まっていくということでございますので、これは社協を通してやっている部分ですけども、社協の人員の補強の予算ですとかも補正予算の中で組ませていただいておりますので、そういった体制強化の中で、これから発生をしていくものだというふうに承知しております。

【吉村委員】今からなので、10万円、20万円のコロナの分は返さんでもいいとなるのかもしれないけど、それ以外もやっぱりそういう影響を受けて借りておる。そこが返せないとなると、ある程度、その期間の分は国も、社協を通じてやけど、要件が緩和されておると。されとるけど、手続だけはやらんばいかんとなるかと思うわけよ。いや、もう返さんでいいですよ、そんなら楽なんやけど。

今、部長からも社協の人員の配置についても検討しておるような話があったけど、通常の手続、5年間過ぎてとか、滞納が一定期間を過ぎらんと手続に入れんとか、そういう一般の手続にのっとって行われるのか、特別に措置されるのかということら辺がどうなんやろうなと思う

んじゃけど。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

【宅島委員】 お疲れさまです。

第16号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」なんですが、4月1日から改正ということでの提案だと思えます。

お聞きしたいのは、危機管理監において、今度、「危機管理部」とするということで大変いいことだと思うんですけども、説明によりますと、「危機管理対策監を配置することとしております」と書いてあるんですけども、危機管理部となっているので、危機管理部長は置かないんですか。

【徳永新行政推進室長】 お答えいたします。

当然、危機管理部には新たに部長を設置いたします。それに加えまして危機管理対策監を置きまして、この危機管理対策監につきましては、災害時に災害対策本部の総務対策部長として、災害対策本部の実務上の指揮命令を行うということとしており、これまでと同様、専門的な知見を持った職員を配置したいと考えております。

【宅島委員】 この人員は、現在の人員からどういうふうになっていますか。

【徳永新行政推進室長】 令和4年度の危機管理監の人員につきましては、37名体制でございます。令和5年度につきましては、現在、人事作業中でございますが、実質的に38名の配置にしたいと考えております。実質、1名増ですが、内部で防災とか国民保護とか、そういったところに重点的に人員を配置していきたいと考えて

おります。

【宅島委員】ありがとうございます。

今回、防災企画課及び基地対策・国民保護課を新設することとされておりますので、特に佐世保の基地対策等しっかり対応していただければと思います。

終わります。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】この組織改正ということで総括的にお聞きしますけども、統轄監が5年間やったけれども、なくなった。発足のいきさつを私はあまり覚えてないんだけど、統轄監を置くと、知事直轄の統轄部門を置くという、5年前のね。だから5年間で廃止となった。そこら辺の流れをまずは聞かせてください。

【徳永新行政推進室長】まず、統轄監につきましては、分野横断的な行政課題に的確に対応するために、人口減少対策はじめ、特に重要な施策などについて各部局長の上位の立場から総合調整を担う職として、平成30年度から配置しているところでございます。

これまでの5年間で、部局横断の施策構築を通しまして部局連携意識が浸透したため、今回、発展的に解消しようとするものでございます。

【田中委員】統轄監を置く時点では、若干横並びがうまくいってなかったもので、この5年間で部局間の連絡関係がうまくいくようになったという理解でいいのかな、今の答弁は。

【徳永新行政推進室長】先ほど申し上げました部局間の連携意識が浸透したほか、例えば、社会減については平成30年と令和3年を比較しますと6,000人で推移しておりまして、特に若年層は改善傾向ということでございます。

こちらにつきましては、部局間連携の部分で、

移住分野とか、あとは高校生の県内就職の関係で成果が出ているものと考えております。

【田中委員】次に、秘書・広報戦略部というのができて、部長さんが一人また増えるわけだね。このいきさつをちょっと聞かせてください。

【徳永新行政推進室長】まず、秘書・広報戦略部の設置の目的、狙いでございますが、選ばれる長崎県の実現に向けて様々な広報媒体を通しまして、県の魅力発信やトップセールスなどを分野横断的な視点で戦略的に実施する体制を強化したいということで、今回、設置したものでございます。

【田中委員】そういう目的があって、新しく秘書・広報戦略部というのをつくって部長を置くということですね。

その次に、今問題になっていた危機管理部について、危機管理対策監、これは次長クラスというような感じで見ればいいのか。

【徳永新行政推進室長】危機管理部長及び危機管理対策監につきましては、部長級を想定しております。

【田中委員】危機管理部長も知事直属だと思っただけでも、危機管理対策監については、特に知事直属という組織、直轄という組織なっているみたいだね。部長も知事の管轄下だろうけど、直轄という意味を、どういう解釈をしたらいいですか。

【徳永新行政推進室長】現在の危機管理監の体制は、平成18年度に責任体制の明確化と迅速な対応を図るためということで設置した、どちらかということ、組織ではなく職、ポストということでございます。

平成17年度までは、総務部の理事が危機管理関係を対応しておりました。それを専門の職ということで防災危機管理監を置いたのが平成

18年度でございます。

今回は、その職という形ではなくて、県の内部組織として、部として、しっかり体制を強化したいということで、今回、改正をお願いしているところでございます。

【田中委員】要は、危機管理部が、危機管理部長、危機管理対策監は部長クラスと。1課と1室だったのが2課と1室になるわけね。基地対策・国民保護課というのが、新たに新設されると。これはありがたいことなただけでも、この基地対策、特にやっぱり横の連携的な問題があるので、人材が、本当に希望していく人がいるのかなというような感じもちょっとするんだけど、大丈夫ですかね、基地対策課は。

【徳永新行政推進室長】現在、人事作業中でございますして、体制についてはしっかり考えているところでございます。

【田中委員】要は、プロパーの人が上がるわけね、外部から特別に人を入れてどうのという話じゃないんですね、危機管理部そのものが。従来、警察から一人来られているのは、これはもう従来どおりだろうからね。流れはそういうことでいいんですね。一応確認しておこう。

【大田総務部長】流れとしては、おっしゃるとおりでございます。今回、危機管理部長のところは、プロパーの職員を充てたいと思っております。危機管理対策監につきましては、やはり有事の対応という意味では、今、警察から来ていただいているところに引き続き来ていただきたいというふうをお願いをしております、その方が危機管理対策監のところにはまっていたかと。その上に部長というところを設けまして、人事の中で適切な人員配置をしていきたいと考えております。

【田中委員】この資料の裏の方に、若者定着課

と雇用労働政策課が一つになって未来人材課ということになっているし、これはどうなんですか、農政と農業園芸の班が農業イノベーション推進室と、土木では新設して盛土対策室というのができているみたいで、新幹線事業対策室は廃止というのは大体わかるんですけどもね。名称を変えればいいというもんじゃないから、中身をやっぱり充実してもらわないといかんなどという感じがするんですけどもね。

こども未来課は、課長級職員を配置するということで、わざわざ書いてあるのかな、体制変更。それから、福祉保健部の方に感染症対策室が、これは移るんだね。

今、確認したことについて答弁をお願いしておこうかな。

【徳永新行政推進室長】産業労働部につきましては、高校や大学の新規卒業者に加えまして、UIターン者など幅広い産業人材の確保・育成を一体的に推進するというところで、若者定着課と雇用労働政策課の産業人材施策に関する業務を統合いたしまして未来人材課を新設することとしております。

また、農林部につきましては、スマート化やグリーン化の普及拡大を一層推進するというところで、農政課と農産園芸課の関連業務を統合しまして、農業イノベーション推進室を新設することにしております。

盛土対策室につきましては、盛土規制法が来年度5月に施行されることに伴いまして、調査、規制区域の設定などを速やかに対応するために新設をするというようなことでございます。

こども政策局につきましては、子ども政策の企画立案や推進体制の強化を図りたいということで、組織改正ではございませんが、体制の強化を図ろうと考えているところでございます。

主なものは大体以上でございます。後ほど、全体の概要について補足説明させていただきたいと思います。

【田中委員】農業イノベーション推進室とか出てきているので、委員会でも指名する時は農業イノベーション推進室長というような感じにやらなきゃいかんのだろうけどもね。

要は、10部あった部が12部になると。75課が77課になって、14室が15室になると。だから部長クラスが2人、課長クラスが2人、室長が1人増えるという人材配置については、そういうことになるわけですね、確認して終わりますが、答弁してください。

【徳永新行政推進室長】おっしゃるとおり、10部が12部になりまして、その分、部長が増えるということでございます。

また、課でございますが、75課14室2センターが77課15室3センターということで、3課・室のトータル増になりますので、その分、課・室長が増えるということになります。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】私も、第16号議案の件で危機管理の体制についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来の答弁で、新たに佐世保市の要望でありました基地対策とか国民保護課ができたにも関わらず、人員はプラス1ということでありました。こちらの方に厚く人員を配置するということがあったんですけど、消防保安室とか、そういったところから人が横に流れていくというか、体制的にどういうふうになっているのか、今の人員がどのようにになっているのか教えてもらっていいですか。

【徳永新行政推進室長】実質、37人体制が38人体制になるということをお先ほど答弁申し上げ

ました。

全体ですれば1増でございますが、消防保安室につきましては、期間限定で人員を増していた部分がありますので、そこは1名減員というような形で、まずは38名の体制の中でやっというように考えております。業務量の状況を見させていただいて、必要な体制については、今後とも考えていきたいと思っております。

【山田委員】消防保安室は、何か特別なものがあって1人増員をしていたということですか、今、わかりました。

防災企画課と基地対策・国民保護課は、それぞれ何人ずつ配置するんですかね。

【徳永新行政推進室長】まず、内訳でございますが、防災企画課は13名体制で、基地対策・国民保護課につきましては、9名体制というふうなことを想定しております。

【山田委員】新行政推進室長の答弁によると、業務量とか、今いろいろ世界的にも、日本もミサイルが飛んできたりとかいろいろ、まだまだ予想ができないような危険なことって、県民がそのような目に遭うこともある可能性が高い中、必要に応じて、やはり県民の命を守るための最前線のところでありますので、必要な人員をしっかりと確保していただきたいと思っております。

もう一点、お尋ねをします。第17号議案です。

今回、行政手続のオンライン化ということで、県民サービスとしては負担が軽減され、とてもいいことだと思います。

しかしながら、受付の業務とか窓口業務がなくなるのだと思うんですが、今までだったら、その場でお渡しをしていたものを郵送するような新たな手間が発生すると思っておりますが、職員の負担等はどのようなふうな感じで考えているのか。窓口業務、受付業務がなくなった分と、発送業

務等が新たに加わるけど、それでプラス・マイナス・ゼロぐらい、どういうふうな考え方なのかを教えてください。

【小林財政課長】今回、この条例改正、出させていただきました。行政手続のオンライン化は、もともと窓口でやっていたりだとか郵送で送っていただいたりしたものににつきまして、オンラインでできるようになっていくというところがございます。

基本的には人員負担の増があるというふうには見込んでおりませんが、過渡期におきましては、制度の改正部分等がございますので、周知も含めて何かしらの負担というのが出てくる可能性はございますけれども、基本的に大きく負担が増えるというふうには考えていないところでございます。

【山田委員】わかりました。併せて作業の軽減というか、負担の軽減というのは見込めているんですか。負担増はないと思われるけど、職務の軽減というか、そういうのはどんな感じですか。

【小林財政課長】今後、システム等につきましてはどんどん入れていくというところではございますけれども、管理部分等でオンライン化することによって申請がそのままクラウドの中に入っていったりだとか、管理部分で簡略化される部分はあるのではないかと考えております。

【山田委員】わかりました。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第16号議案、第17号議案のうち関係部分及び第29号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで換気のため休憩をとります。再開を11時10分といたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時10分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

次に、諮問第1号を議題といたします。

総務部長より、議案説明を求めます。

【大田総務部長】諮問第1号について、ご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、諮問第1号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」でございます。

この議案は、長崎県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、行政不服審査法第2条及び第4条第1号の規定に基づきまして、長崎県知事に審査請求があったことから、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するものでございます。

なお、この件につきましては、人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、諮問についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、人事課長より補足説明を求めます。

【今富人事課長】私からは、横長の総務委員会説明資料〔退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について〕と、総務委員会補足説明資料諮問第1号関係資料（酒気帯び運転事案）の2つの資料に基づきまして、制度の概要及び審査請求の内容等について補足して、ご説明をいたします。

まず、横長の令和5年2月定例会県議会総務委員会説明資料の3ページをご覧ください。

ここには、この制度の概要について記載をしております。

まず、1、要旨については、長崎県教育委員会が行いました退職手当の全部を支給しないこととする処分について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求がありましたので、地方自治法の規定に基づき、今回、議会で諮問するものでございます。

2、議会への諮問についてですが、地方自治法の規定により、審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会へ諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならないとされており、また、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないとされております。

次に、3、諮問事案についてですが、（1）審査請求人及び（2）事案の概要についてご説明いたします。

元公立学校教頭である審査請求人は、令和2年12月に大村市内の飲食店で飲酒した後、運転代行を利用し、帰宅の途につきました。その際、

審査請求人は運転代行業者に、自宅の最寄りの駅に向かうよう伝えましたが、自宅まで誘導できず、同駅付近の空き地右側の道路上に車両を停車するよう指示しました。そして、運転代行業者が去った後、自宅に帰るために同車両を運転し、直後に道路脇の空き地へ脱輪させる非違行為を行った事案であります。

これに対し、長崎県教育委員会は、令和3年10月に審査請求人に対して懲戒免職処分を行うとともに、退職手当の全部を支給しないこととする処分を行っております。

（3）審査請求の趣旨につきましては、長崎県教育委員会が行った退職手当の全部を支給しないこととする処分の取消しを求めるものでございます。

4ページを、お開きください。

ここには、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、退職手当の支給を制限する処分を行うに当たっての条例等の根拠規定を記載しております。

表の左側には、職員の退職手当に関する条例第12条第1項を要約して記載しております。

これは、懲戒免職等処分を受けて退職した者に対し、退職手当管理機関（今回の案件では、長崎県教育委員会）が処分するに当たって、からに掲げている事項を勘案して、一般の退職手当等の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うことができるという規定となっております。

表の右側には、職員の退職手当に関する条例の運用について第12条関係を記載しておりますが、これは条例を運用するに当たっての人事委員会委員長通知であり、国の運用方針に準じた内容となっております。

第1項におきましては、非違の発生を抑止す

るという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とすると規定されております。

次に、第2項において、一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度が、（1）停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合など、ここに列挙しております（1）から（4）に該当する場合に限定すると規定されているものであります。

退職手当管理機関は、これらの規定に基づき、懲戒免職を受けて退職した者に対する退職手当の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うということが、制度上の基本的な考え方であります。

次に、5ページをご覧ください。

ここには、審査請求から判決までの流れと、その根拠法令を記載しております。

審査請求を受理した知事は、議会からのご意見をいただき、そのご意見を踏まえた上で、審査請求人に対して判決を行うこととなります。

なお、知事の判決内容に対し、さらに不服がある場合は、請求人は処分庁を被告に処分の取消しを求める訴訟を起こすことが可能であります。

以上が、制度の概要の説明となります。

次に、今回の事案の概要についてご説明します。

総務委員会補足説明資料諮問第1号関係資料の3ページを、お開きください。

1 審査請求人、2 処分庁、3 事案の概要、4 審査庁での審査経過については、記載のとおりであります。

資料3ページの一番下の段にあります4の（3）

審査請求人及び処分庁の主な主張に関しましては、別添のとおりとしておりますが、その別添を、5から6ページに記載をしております。

まず、5ページをお開きください。

この資料は、審査請求人及び処分庁の主張のうち主な争点と考えられる内容と、それに対する審理員の意見の概要を記載しております。

なお、審理員とは、行政不服審査法に基づき審査庁が原処分に関与していないなどの要件を満たす者から指名した者であり、審理員は、審査請求人と処分庁の双方の主張を十分聞いた上で、審査庁がすべき判決に関する意見書を審査庁へ提出することとなっております。

まず、1、非違行為の内容・程度についてでございます。

審査請求人の主張としましては、実際に運転した距離は数メートルであったこと。人や車の往来の少ない深夜から未明の時間帯であり、交通量のほとんどない道路であったこと。第三者への物損や人損事故を伴っていないことから、この飲酒運転行為は極めて軽微であり、酒気帯び運転の中でも悪質性が極めて低いと主張をしております。

これに対する処分庁の主な弁明につきましては、飲酒後、相当な時間を経ずに運転をし、自損事故を起こしており、飲酒により記憶がない状態で自宅まで運転しようとした行為は、重大な事故を起しかねない極めて危険・悪質な行為であったと弁明しております。

これらに対する審理員の主な意見としましては、走行距離が僅かであり、交通量も多いとは言えない深夜の時間帯での行為であったこと。他者に被害がなかったことから、非違行為の危険性・悪質性は、それほど高くなかったという意見でございます。

次に、非違に至った経緯についてでございます。

審査請求人の主張としては、運転代行を利用しており、飲酒運転を行おうという計画性はなく、避けようとする行動が顕著であったと主張しております。

これに対する処分庁の主な弁明につきましては、運転代行の利用は、飲酒により正常な判断ができなくなり、飲酒運転のリスクが高まることから、飲酒する場合は、公共交通機関の利用や鍵を預けるなどの防止対策を繰り返し周知してきたこと。

また、管理職であり、飲酒運転防止を指導する立場にあり、当日も校長が自家用車を置いてから参加するよう勧めたにもかかわらず、会場へ自家用車を使用したこと。

また、過去に、飲酒により記憶がなくなることがあり、飲酒後の身体の影響を把握していたにもかかわらず記憶をなくすまで飲酒したこと。運転代行を使用したか、自宅の最寄りの駅に向かうよう指示し、料金を支払った後に、飲酒運転を回避せず運転したこと。

こういったことから、これらの飲酒運転は、審査請求人の「故意」が招いたものであり、加重すべき事情はあれ、軽減を斟酌する余地はないと弁明しております。

これに対する審理員の主な意見としましては、脱輪がなく、酒気帯び運転が続けられていたとすれば、自宅までそれほど離れていないとしても、重大な事故が発生しなかったとは断じえないとのご意見でございます。

次に、6ページをご覧ください。

3、処分の妥当性についてでございます。

審査請求人の主張としましては、退職手当の全部不支給とする処分が違法と判断された平成

31年の長崎地裁判決と比較しても、本件非違行為は極めて軽微であり、判決を考慮せずに処分を行ったことは妥当性を欠き、処分庁の裁量権を逸脱、または濫用したものであり、違法であると主張をしております。

これに対する処分庁の主な弁明につきましては、参考判例と本件は内容が異なること。懲戒処分基準では飲酒運転の処分量定は免職のみとなっており、停職以下とする余地がないことから、運用通知上も一部支給を行う規定に該当せず、全部不支給とするほかないと弁明しております。

これらに対する審理員の主な意見としましては、本件処分は、危険性・悪質性はそれほど高くない非違行為について、退職手当を全部支給しないという極めて厳しい処分を行ったものであり、本件処分は、処分庁の裁量権を逸脱、または濫用したものであり、違法であるとの意見でございます。

以上の審査請求人の主張や処分庁の弁明の詳細については、8ページ以降に記載をしております。

4ページにお戻りください。

以上の主張を踏まえた、5、審理員の意見のまとめとなりますが、記載しておりますように審理員としましては、「本件退職手当支給制限処分は取り消されるべき」とのご意見でございます。

また、現行の「職員の退職手当に関する条例の運用について」も見直しを検討すべきとの意見を付言としていただいております。

これらを踏まえた、6、本件事件に係る審査庁としての対応でございます。

私ども審査庁としましては、まず、全国の過去の裁判例を確認いたしました。その結果、(1)

退職手当支給制限処分の裁判例における判決のポイントでございますが、過去の裁判例においては、当該非違が勤続の功を没却するほど、危険性・悪質性が高いかどうかという点が、全部不支給処分が適法か違法かの判断の基準とされておりまして。

次に、（2）類似案件に係る裁判例の比較結果についてでございます。

非違行為の危険性・悪質性が高いかどうかを判断するに当たり、今回、類似する裁判例を比較した結果、「事故なし」、「呼気のアルコール濃度が低い」、「走行距離が短い」場合、ほかに大きな加重要素がない場合には、悪質性が低く、処分は違法と判断されておりましたが、反対に同じ状況下でも、「管理職の立場」、「公用車の運転を担当する業務に従事している」場合、また、「過去にも同事由による処分歴がある」場合などの加重要素がある場合には、悪質性が高く、処分は適法と判断されておりました。

これらを踏まえまして（3）審査庁としての対応の方向性についてでございます。

本件非違行為の内容の程度としましては、他の裁判例と比較すると、「走行距離が短い」など悪質性が低い場合に該当すると考えられますが、処分庁の主張する非違行為に至った経緯における加重要素となる事情を考慮すると、直ちに悪質性が低く、処分庁の裁量権の範囲を逸脱・濫用し、違法とまでは言えないと考えております。

以上のことから、審査庁としましては、本件審査請求について棄却としたいと考えておりますが、最終的には、県議会のご意見も踏まえ、判断させていただきたいと考えております。

最後に、7、退職手当支給制限処分に係る県としての今後の取扱いについてでございます。

全部不支給処分を取り消す過去の裁判例や、今回の審理員のご意見を踏まえまして、県としましては、今後も飲酒運転に対する厳しい姿勢は堅持し、これまでどおり、飲酒運転に対しては懲戒免職とし、退職手当も全部不支給とすることを原則としつつも、非違行為の内容及び程度について、他の裁判例と比較検討し、全部不支給処分では確実に敗訴する事例に該当すると判断できる場合につきましては、一部不支給処分を行うことができるように、運用通知の見直しを検討したいと考えております。

これをもちまして、退職手当支給制限処分に係る制度の概要及び審査請求の内容等についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますよう、お願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

諮問第1号に対する質疑・討論を終了しましたので、採決を行います。

諮問第1号は、棄却すべきとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、棄却すべきとすることと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【飛永危機管理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理監関係の昨年11月から本年1月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災ヘリコプター3,300時間点検整備の1件であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

令和4年11月から令和5年1月までの実績は計8件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。

また、4ページから10ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

11ページをご覧ください。

次に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和4年11月から令和5年1月までの実績は、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県個人情報保護審査会が2件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県コンプライアンス委員会が1件、（令和4年度）長崎県広報外部評価委員会が1件の計9件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、12ページから23ページにお示ししております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、新行政推進室長より補足説明を求めます。

【徳永新行政推進室長】 令和5年度の組織改正案について、補足して説明いたします。

委員会補足説明資料議案外 令和5年度組織改正（案）の概要をご覧ください。

まず、統轄監につきましては、分野横断的な行政課題に的確に対応するため、特に重要な施策について、各部局長の上位の立場から総合調整を担う職として、平成30年度から配置をしておりますが、これまでの5年間で、部局横断の施策構築を通して部局間の連携意識が浸透したため、発展的に解消することとし、今後は、施策のテーマごとに応じて主務部局や企画部が旗を振り、部局間連携の仕組みをさらに深く根づかせながら、施策の一層の重点化や充実・強化等を推進してまいります。

次に、様々な広報媒体を通じた県の魅力発信や知事のトップセールスなどを分野横断的な視点で戦略的に実施する体制を強化するため、新たに「秘書・広報戦略部」を設置するとともに、

戦略的かつ効率的な情報発信を行う「ながさきPR戦略課」を新設することとしております。

併せまして、総務部の「秘書課」及び「広報課」につきましては、新設する「秘書・広報戦略部」に移管することとしております。

危機管理監につきましては、危機管理分野における体制を強化するため、「危機管理部」を新設するとともに、「危機管理対策監」を配置することとしております。

また、佐世保市の新たな基地政策方針の策定や陸上自衛隊水陸機動団の3個目の連隊の大村市への配備決定並びに安全保障環境の変化などを踏まえまして、市町や関係機関との連携を強化するため「危機管理課」を改組し、「防災企画課」及び「基地対策・国民保護課」を新設することとしております。

続きまして次ページでございますが、産業労働部につきましては、高校や大学の新規卒業者に加えまして、UIターン者など幅広い産業人材の確保・育成を一体的に推進するため、「若者定着課」と「雇用労働政策課」の産業人材対策に関する業務を統合し、「未来人材課」を新設することとしております。

農林部につきましては、本県農業のスマート化やグリーン化の普及拡大に必要な技術革新を、より一層推進し、活力ある産地の振興を図るため、「農政課」のスマート農業技術の実証・普及等に関する業務と「農産園芸課」の環境保全型農業の推進等に関する業務を統合し、「農業イノベーション推進室」を新設することとしております。

土木部につきましては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、いわゆる盛土規制法の施行に伴いまして、速やかに盛土等の調査や規制区域を設定するなど、県民の安全確保に取り組む体

制を整備するため、「盛土対策室」を新設することとしております。

また、「新幹線事業対策室」につきましては、西九州新幹線の開業に伴い廃止し、新幹線整備事業費負担金等の業務は、引き続き、土木部で所管することとしております。

なお、地域振興部の新幹線対策課におきましては、開業効果のさらなる拡大やフル規格での全線開業に向けた取組を推進してまいります。

その他の主な体制変更といたしまして、こども政策局につきましては、県政の基軸であります子ども施策の企画立案や推進体制強化を図るため、こども未来課に課長級職員を配置することとしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の体制につきましては、感染症法の位置づけが5類に移行するなどの環境変化を踏まえまして、総務部の「新型コロナウイルス感染症対策戦略チーム」を解消し、県民への感染対策の周知等の業務を福祉保健部の感染症対策室に移管することとしております。

以降のページは、組織の全体を示したものでございますので、説明は省略させていただきます。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率・効果的な県政運営の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上で、令和5年度の組織改正（案）の補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象の陳情番号は、2番、7番、8番でございます。

陳情について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【北村委員】 よろしく申し上げます。獣医師の確保について質問させていただきます。

基本的には獣医師についての所管は生活衛生課になるかと思いますが、ただ、獣医師を確保するに当たって、全国的に、いわゆる待遇の改善というのが自治体同士で様々あるということで、本県の状況についていろいろとお尋ねをさせていただきたいと存じます。

ある畜産関係の方から、「厳しい状況が続いています。何とかしてください」というようなお声をいただきました。

まず、本県の獣医師の充足状況、どのような状況か確認をさせていただきたいと思います。答弁をお願いします。

【今富人事課長】 令和4年4月1日現在で、現員113名、欠員14名、うち9ポストにつきましては、職員OBなど会計年度任用職員等によりまして代替職員を配置しておりますので、5ポストに

ついて未補充という状況でございます。

また、今年度の採用試験の状況につきましては、試験を4回行いまして、募集17名に対し6名が合格いたしました。そのうち4名が辞退し、現時点においては、来年4月から2名を新規採用として採用する予定となっております。

【北村委員】 17名の枠に2名しか埋まっていないという状況で、かなり深刻な状況だなと思いますが、これを先ほど、ポストも埋まってなくてOB、いわゆる再雇用とかでしのいでいるというような状況かと思えます。

獣医師の皆さんが、お金だけで寄ってくるというようなことはないだろうとは思いますが、やはり処遇改善というのが必要なのかなと思います。これまで本県についても様々なことを行ってきたと聞いておりますが、今までの状況について答弁を求めます。

【今富人事課長】 獣医師の処遇改善につきましては、人事委員会報告を踏まえまして、人材確保の観点から、平成23年4月に初任給調整手当制度を新たに導入し、それ以降も、平成27年度、平成30年度に月額改正や支給期間を長くするなどの処遇改善を行ってきたところでございます。

また、今年度におきましては、人事委員会から、近年の獣医師の確保困難な状況を踏まえまして、初任給調整手当の引上げの必要性について報告を受けたことから、11月議会でもご審議をいただきましたとおり、採用1年目の月額を3万円から5万5,000円とするなど大幅な増額を行ったところであります。

【北村委員】 わかりました。大幅な増額ということで、5割まで届きませんが、調整手当についてはかなりの改善をしたということでありませう。それでも17名の枠に2名という状況がある

わけでありまして、他県の状況はどういった状況なのか。要は、比べて有利な状況なのかどうか、その辺のところはいかがですか。

【今富人事課長】今年度、初任給調整手当について改善しました結果、採用1年目の初任給調整手当に初任給を加えました合計額で申し上げますと、改定前は九州で6位、全国で31位であったものが、改定後は九州で2位、全国でも9位と、全国でもトップクラスの水準となる見込みであります。

【北村委員】かなりの改善の度合いで、ランキング等も非常に上がっているということで評価をしておりますが、福岡県については、独自で獣医師の給料表を策定しているというような話もありました。手当で改善していくというのはよいかと思いますが、やはり給料表を、獣医師の方々専用みたいな、新設というようなこともかなりアピールになるんじゃないかなと思いますけども、そういったところでの処遇改善は考えられないのでしょうか、答弁をお願いします。

【今富人事課長】先ほどお話がございました獣医師独自の給料表についてなんですけども、独自に創設をされているのが、今、福岡県と徳島県、2県があるということは承知しております。

ただ、2県とも、人事委員会からの報告を受けて創設されたものであり、全国でも、この2県しかないという状況でございます。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法によりまして、民間、国、他の都道府県との均衡を図ることとされておりまして、人事委員会が民間の給与等の調査を行って任命権者に勧告を行う制度というものが設けられております。

本県におきましては、これまで人事委員会勧

告・報告を最大限尊重しまして、給与制度の運用を行ってきたところでございます。

獣医師の給料表につきましては、国の通知におきまして、医療職給料表（二）を適用することが適当であるとされておりまして、全国でも多くの団体で、この医療職給料表（二）が適用されているところでございます。

このような国、他県の状況、民間の状況を踏まえまして、人事委員会としましては、医療職給料表（二）が適当と判断されているものだというふうに理解しております。

今後とも、人事委員会勧告・報告制度を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

【北村委員】わかりました。2県しかないということで、冒頭申し上げたように、お金だけというようなところが判断基準になるのかどうかということでもございますけれども、現実としては、なかなか集まっていないというところで、今後どのようにしてこの確保対策、これまでもやってこられていると思いますけれども、どう進めていくのが答弁を求めます。

【今富人事課長】委員ご指摘のとおり、こういった処遇を改善したからといって、それをもって人員確保ができるというふうには我々としても考えておりません。

こういった処遇改善と併せて、例えば修学資金の貸与事業でありますとか、インターンシップの研修、または獣医系大学での就職説明会など採用に直結するような対策、こういったものをしっかりとやることによって人材確保に努めてまいりたいと考えております。

【北村委員】わかりました。

全国的に獣医師の数がどうなのかというような話もありますが、愛玩動物の方に流れていっ

ているというような分析もあって、一概に獣医師の数を増やせばいいというような見解ではないというお話もお伺いしております。

様々な思いを持って獣医師を志されている方々がいらっしゃると思いますが、やはり公務員獣医師、本県の畜産振興についても本当に必要な人材でありますので、広報が、まずは必要なかなと、待遇も本県もしっかりやっていますというようなことが獣医師を目指される方に伝わっていけばいいのかなとも思っておりますので、そういった点もしっかりと力を入れていただき、確保対策に継続して注力していただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】「#7119」について、お尋ねいたします。

準備を進められているということでありましたが、導入の時期はどういったところをめぐられているのか、お尋ねいたします。

【宮崎消防保安室長】「#7119」につきましては、現在、今後導入するに当たって県の考え方を市町に説明しておりまして、それに対する市町の意見、意向を今確認しているところでございます。

その意向、意見の結果に基づきまして、今後のスケジュール等が決まってくるかと思っておりますので、今のところは、できるだけ早くということしか申し上げることはできない状況でございます。

【川崎委員】できるだけ早くお願いします。

これは、119にかけるのを迷う時に先に相談するという理解しております。そういっ

た必要性がある時には、今からの議論なんだろうが、それは受けた方が救急にそのまま連絡をして、すぐ救命に向かうというような、そういった仕組みになっているんですか。

【宮崎消防保安室長】基本的には、相談先のコールセンターで相談を受けまして、その時の助言・アドバイスに基づいて相談者自身が119にかけていただくということが基本でございます。

【川崎委員】基本は、そうかもしれませんが、お話ししている間にですよ、だんだん、だんだん急変するとかということがあった時に、それでも自分でかけてくださいというような、そんな冷たい対応ということでもいいのかなという疑問なんですけど、いかがでしょうか。

【宮崎消防保安室長】コールセンターと相談者のやり取りの中において、体調が悪くなってきて、例えば相手が応答に応じられないとか、もうかけられないような状況だというふうに認められた場合には、コールセンターの方から消防署に連絡すると。そして、その方のかかってきた電話番号などを基に住所等を割り出して、消防署から向かっていただくというような手続も取れるようになっておりますので、そのあたりは対応できるかと考えております。

【川崎委員】わかりました。よろしく申し上げます。

次に、組織改正の件でございますが、秘書・広報戦略部という部ができるという説明をいただきました。秘書課はわかるとしても、広報の部分は2課に分けて、さらに知事のトップセールスというところで非常に力を入れていくということについては、いいことだというふうに思っております。かねてから知事もそうおっしゃっておられたので具現化するのかなと思います。

ついつい、宮崎県のかつての知事がやったと

ころがイメージされるわけでありますが、本当、人口減が厳しい長崎県において知事のPRというか、体を張っての取組ということは非常にありがたいというか、やるべきだというふうに思っています。

そのトップセールスというところの、どういったことが想定されているのか、お尋ねをいたします。

【椿谷広報課長】今回、ながさきPR戦略課と広報課を置きまして、ながさきPR戦略課の方で、いわゆる戦略的な広報を担っていくと考えております。

その中におきまして、プロモーション活動におきましても、戦略性をより持たせるというのが一つ、それから県の特産品であったり、物販であったり、そういったところで、現在も知事が出て行って先頭に立ってやっているところではございますが、そういった部分につきましても、これまで以上に新しく設置されるながさきPR戦略課の方でかじ取りをしまして、よりトップセールスとして発信力を高めていくといったところで考えております。

【川崎委員】早くそういったことが実現できるように準備を進めていただければと思います。

次に、予算のところでは伺えばよかったんですが、予算の横長資料の20ページ、普通財産貸付収入2,705万6,000円についてお尋ねをいたします。

これは、主な項目はどういった項目でしょうか。

【山道管財課長】財産収入の中の財産貸付収入のお尋ねでございますが、これにつきましては、公舎の貸付収入と普通財産貸付収入というのがございます。あと、広告掲載場所貸付収入、この3つが大きなものでございます。これは普通

財産貸付収入とはなっておりますが、通常の普通財産の貸付けのほかに自販機の貸付収入もこの中に含んでおります。

内容としましては、記載の通りでございます。

【川崎委員】 そうしましたら、その2,700万のうち自販機が占める割合といたしますか、額はこういったことが予算化されているんでしょうか。

【山道管財課長】 2,705万6,000円の内訳の中の自販機につきましては、17台、1,370万9,000円を見込んでおります。

【川崎委員】 17台で1,300万円、かなりの額ですね。逆に17台というのは、所管する部分が17台。例えば、いろんな振興局とかにも自販機があったりするんだと思うんですが、そんなのも含めて全部で17台ですか。

【中島(浩)委員長】 休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【山道管財課長】 17台につきましては、本庁舎に設置しております台数でございます。

【川崎委員】 そうしますと、本庁舎以外にあるところは、それぞれの所管する部署で計上されているという理解でよろしいんでしょうか。

【山道管財課長】 そのとおりでございます。

【川崎委員】 そしたら後ほどでも結構ですけど、全体で自販機がどのような形で税収に貢献しているのかということをお知らせいただきたいと思っております。

逆に、ファシリティマネジメントの一環として税収が上がるようなスペースがあれば、もっとも検討していただいて、ニーズがあれば、お取り組みいただければと思います。

次に、広告掲出場所貸付収入210万7,000円、これも本庁舎の、例えばエレベーターに貼ってあるポスターとか、そういったことでしょうか。

【山道管財課長】この広告貸付収入につきましても、本庁舎における広告枠及びデジタルサイネージに係る予算でございます。

サイネージの台数のカウントが難しゅうございますが、大体17件ほどを考えております。

【川崎委員】これも先ほどと同じように、ぜひ少し整理をしてお知らせをいただければと思います。

むやみに掲出場所を提供するというのも、いろいろ問題もあると思うんですが、一方で自主財源の確保ということであれば、活用できる場所はしっかりと活用していければと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、諮問第1号のことでお尋ねをいたします。

先ほど詳しく説明をいただきましたが、1点、退職手当支給制限処分に係る県としての今後の取扱いというところで、飲酒運転に対する厳しい姿勢は堅持するということです。それは至極当然だというふうに思います。

しかし、裁判例等を踏まえて、「全部不支給処分では確実に敗訴する事例に該当すると判断できる場合は、一部不支給処分を行うことができるように、運用通知の見直しを行う」ということであります。

例えば、飲酒運転に限った話でいくと、脱輪をして、人身あるいは物損というところについて他人に対しては決して迷惑をかけているわけではないですが、仮に脱輪してなければ、ひよっとしたら重大事故を招いたかもわからないという判定というか、認定というか、そういったところが厳しい処分になっているんだろうと思

います。

何もなかったから軽微でいいということについては、私も非常に疑問であって、事故が起こるから飲酒運転はだめなんですよ、厳しく臨むんですよという、そういった県の姿勢であり、まさに、一般的にはそうなんだろうと思っています。

よって、この最後の、県の今後の取扱いというところで、どういったことが一部不支給処分ということになっていくのか。今から検討しようけれども、現段階でどういったことが、こういう動きになってくるのかお尋ねいたします。

【今富人事課長】大きな考えとしましては、飲酒運転については、基本、懲戒免職とする退職手当についても出さない。こういう方向を原則とするということでも今後も考えていきたいと思っています。

その大きな考え方は、これまでどおりなんですけども、ただ、その一方で、その裁判例というものがやっぱりあって、先ほど申し上げたようないわゆる酒気帯び運転で、運転した距離も短くて、事故もないような場合、こういう事例において、裁判例で退職手当はやっぱり出すべきというような、この判例が積み上がってきておりますので、そういった裁判例があるようなものについては、やっぱり県としまして、その流れについては考慮すべきことなのかなと思っています。

そういうふうに考えた時に今明らかになっている部分、先ほど申し上げたような3つの視点というのは、考える時に考慮していく部分なのかなと思っています。

ただ、そこで加重要素としてどこまで見るかというところが、ここは今後も裁判例として積み重なってくるところなのかなと思います。

その裁判例が積み重なってきた中で、ここまでは明らかにやっぱり裁判しても負けるなどというようなことが、顧問弁護士とも相談しながら、确实だというものについては、支払っていくという方向で対応していきたいと考えております。

【川崎委員】裁判ということであれば、司法の判断は必ず尊重しなきゃいけないので説明としてはわかりましたが、そういったところに至らないような、本当、飲酒運転をさせないというところ、過去にいろいろトラブルとか問題もあっているわけで、いまだにこうかというところが非常に残念でならないわけで、全庁的に、教育委員会も、今回もその対象でしょうけど、それ以外の警察とかいろんなところを含めて、もう一度、これはきちんとした戒めをやっていていただきたいと思いますが、部長、そこはもうぜひ厳しい姿勢で、飲酒運転は絶対今後起こさないというところ、決意を示していただきたいと思います。

【大田総務部長】ご指摘いただきましたとおり、飲酒運転はあってはならないことですので、この機会を捉えまして、職員に再度、周知徹底を図っていくとともに、今後、絶対に起こさないという決意の下、取り組んでいきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】ここでしばらく休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 1時28分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。
ご質問はございませんか。

【山田委員】部長説明の4ページの雲仙岳火山

防災協議会の開催についてというところで、「溶岩ドームの崩壊危険度判定分科会で溶岩ドームの監視基準の見直しの検討を行い」とありますが、この見直しというのがどういった内容なのかを教えてください。

【飛永危機管理課長】お答えいたします。

雲仙・普賢岳の溶岩ドーム崩壊の基準の見直しに関してということだと思いますが、こちらに関しましては、この前に分科会を開催しまして、そこで専門家の先生方の意見もいただきました上で、協議会において決定をしたところでございます。現在の監視基準についての変更を行う必要はないという結論を得ております。

【山田委員】この内容は、基準の見直しの検討を行ったけども、見直す必要はないという結論に至ったということですね。わかりました。

崩落の危険があるというか、やっぱりそのリスクを背負っている、大きな地震があったら落ちてきたりするとか、既にきつめの基準の下に監視を行っているという理解でよろしいですか。

【飛永危機管理課長】監視基準につきましては、振動センサー、震度計、あるいは点を決めておいて、その距離がどれくらい変わるかを測定する光波測距等で常時計測を続けております。

その基準につきましては、おっしゃるとおり相当厳しい基準を設けておりますが、大きな変化は見られないため、監視基準については、これを改めて変える必要性は、現時点においてないという結論でございました。

【山田委員】わかりました。引き続き県民の命を守るために、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

午前中も質疑がありました「#7119」について、お尋ねをしたいと思っております。

今回、私も、川崎委員も一般質問などで質問

をさせていただきましたが、実現の方向で進んでいることを非常によかったなと思っております。

それで、今回、「福祉保健部と連携をし、2月17日に、導入に当たっての実施方法や県の考え方を市町の消防、医療部局にいろいろ説明した」とありますが、どのような内容を説明したのか、お聞かせをいただけますか。

【宮崎消防保安室長】2月17日に開催しました検討会におきましては、救急搬送件数、搬送人員が過去最高になっていること。それから、病院到着までの時間、これも過去最高になっていることを踏まえまして、救急搬送、救急医療に効果のある「7119」を導入したいと、そして、県と市町で協力して実施したいということで、先行する都府県の状況などを説明した上で、実施する際のイメージとして、県において実施すること、民間コールセンターへの委託を行うこと、それから24時間365日の実施体制にすることなどについて説明をしたところです。

【山田委員】スケジュールについては、午前中の質疑で答えていただいたのかと思うんですが、今後のスケジュール、併せて費用負担についてどういうふうに説明をしているのか、そのあたりを教えてください。

【宮崎消防保安室長】スケジュールにつきましては、今、県の考え方に対しての市町の意見、意向を伺っている最中でございますので、その結果に従って、今後、さらに協議が必要ということも考えられますので、その結果次第ということになってくるものと考えております。

それから、費用負担につきましては、基本的には先行する都府県の状況を説明した上で、県と市町で負担していくということで協議をしているところです。

なお、負担割合については、現在、市町と協議をしている最中でございますので、説明は控えさせていただきたいと考えております。

【山田委員】タイムスケジュールとしては、今回、県が2月17日に考え方をお示しをし、その回答期限というか、そういったものをいつにしているのか。その後のスケジュール、意見が出た場合、いろいろ改善とかしなきゃいけないこともあるかもしれないけど、どういうふうに大体考えているのか教えてもらっていいですか。

【宮崎消防保安室長】現時点におきましては、来週には一応回答いただくということにしております。

回答の中には、いろいろ意見等もございますので、そのあたりもまた詳しく聞きながら取りまとめていき、今後のスケジュールといたしますが、検討する工程を組み立てていきたいと思えます。まずは来週までの結果を待ちたいと考えております。

【山田委員】来週、意見をいただいて、実現に向けて、それぞれ市町の財政的な負担が発生することもある。ただ、住民サービスはとても向上をするというか、安心・安全が増していく話だと思っはいるんですが、例えば救急車のあまり恩恵を受けないであろう地域ですね。

都市部においては、救急車が殺到し、もともと救急車が本当に必要じゃない方が利用されている割合、実際のところ、2割か3割かあったのかなと思うんですが、そういったことの軽減にもつながり、時間も早く到着できると思うんですが、小離島とか離島においてはそこまで、都市部ほどのニーズというか、この必要性というのが低いのかなと若干思います。

そこで、単純に人口割とかそういった話ではなく、実情に応じた形での負担割合というのも

ぜひご検討いただきたいと思っております。そして、一日も早く、これが実現することを本当に願っていますので、担当部局におかれましては、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】当初予算なので、予算の内容で総括をしておきたいと思います。資料は当初予算の概要です。

5年度の一般会計当初予算で県税が1,375億円、158億円ほど増えているので、これはいいことだと思うけれども、内容、要因について触れてください。

【山口税務課長】158億円の増ということになっておりますけれども、内訳は、地方消費税で132億円、法人事業税・県民税で14億円、個人県民税で14億円の増ということになっております。

地方消費税におきましては、輸入額の大半を占める石炭などの燃料価格の高騰とか円安の影響によりまして、輸入取引に課税される貨物割が増加しているということが要因になっております。

法人二税につきましては、県内主要法人への状況調査等を踏まえて算定をしております、企業業績が堅調に推移しているということから14億円の増ということになっております。

個人県民税につきましては、給与所得とか営業所得、これらを中心とした所得割が増えております、これも14億円の増というような状況でございます。

【田中委員】私は不勉強なんだけど、法人二税と法人事業税の関係は、大体どんな感じになっているんですか。

【山口税務課長】法人県民税につきましては、

法人税割と均等割というのがございまして、法人税割は、国の法人税に率を掛け算定します。均等割りは、企業の規模によって2万1千円など税額が決まってきます。

法人事業税につきましては、所得に率を掛けるといような仕組みになっております。

【田中委員】次に、地方消費税清算金、81億円ほど増えている。地方譲与税はマイナスなんですけども、これは県を通して市町にいくような、そこら辺のシステムを理解しておきたいと思うんだけど。

消費税清算金が、丸々、県の真水の収入になるわけじゃないでしょう、教えてください。

【山口税務課長】地方消費税の仕組みでございますけど、まず、県で徴収されたものが地方消費税ということで歳入に上がってまいります。全国、清算をするということになりますので、清算金の支出ということで、本県に入ってきた地方消費税から他県に支出するというのが清算金の支出でございます。

逆に、他県から清算して入ってくるのが地方消費税の清算金の収入ということなんです。これを地方消費税本体と清算金収入・支出をプラス・マイナスして、これが686億7,800万円となります。これから徴収取扱費1億1,400万円を引いて、市町に2分の1を交付すると地方消費税交付金という形になりまして、これが340億円。実収入としては、それを差し引きまして345億円が県の実収入というようなこととなります。

【田中委員】私もちょっとわかりかねるので、ペーパーでもらえればありがたいなと思う。

地方譲与税もトンネルかな。

【小林財政課長】地方譲与税につきましては、基本的には地方の税収入、都道府県の税収入で入ってくるものでございますけれども、便宜上、

国が調定をしまして、それを都道府県に交付するという形を取っております。

【田中委員】これ、真水の金額ということではないのかな。247億円、ちゃんと長崎県に入ってくるということ。

【小林財政課長】ご認識のとおりです。

【田中委員】先ほど消費税で聞いたのは、地方消費税清算金と県税の中に占める地方消費税、金額は全然違うもんだからね、これは424億円なんだよね、地方消費税は。ところが、こちらの清算金のときには676億という数字が出てくるから聞かせてもらったんだけどね。

先にいきます。

地方交付税が489億円増えて、国庫支出金が249億円減ったのかな、そこら辺の絡みで少しわかるなら。地方交付税は増えた。国庫支出金は減った。現象としてなのか、相関関係があるのか、若干ね。

【小林財政課長】国税等含めて、地方税等含めて、税収の堅調な伸びというものがございまして、地方交付税の交付額としては増えております。

ただ、実質的な地方交付税という形で見なければならなくて、県債の中に、一部、臨時財政対策債ということで、ここの合計でいきますと、実質的な地方交付税では少し減っているという現状でございます。

国庫支出金についてですけれども、大きく減少しているところでございます。当初予算におきまして、コロナ対策の事業費というものが前年度と比べますと212億円減っているところでございます。皆さん、ご承知のとおり、コロナ対策につきましては、基本、国庫支出金というものを大半使ってやってきているところがございしますので、大きな要因としては、そこでござ

います。

【田中委員】次に、歳出の方で、環境保健費が67億円減ったのかな、商工費が147億円減ったんだな、教育費も73億円減ったんだけど、ここら辺の関係がわかりますか、財政課で。

【小林財政課長】こちらコロナ対策というところが大きくございます。特に、環境保健費につきましては福祉関係がここに入ってくるので、大きく減っているところでございます。

また、商工費につきましても、産業労働部の関係だけではなく観光関係がございまして。国の旅行支援等がこの中に入っていてコロナ対策が大きく減っているというところが、大きな減少要因というふうになっております。

【田中委員】教育費が73億円減っているから、どうなのかなと思ったんだけど、諸支出金が167億円増えているわけね。これは要因はどういうことですか。

【小林財政課長】諸支出金につきましては、先ほど出てまいりました消費税関係の清算金でしたり、交付金でしたり、そういったところが入ってきます。ここが大きく増えているところでございます。

【田中委員】最後に、県債でまとめたいと思うんだけど、県債の発行高は少なかったのかな。1兆2,418億円になっているみたいね、年度末残高が。臨時財政対策債があまり増えてなくて、減っているわけだな、4,018億円から3,736億円に、トータルだよ、県債の残高のね。ここら辺はどう説明しますか。

【小林財政課長】委員が、ただいま述べられた認識のとおりではございますけれども、県債残高は令和4年度と令和5年度を比較しますと、令和4年度は2月補正後という数字になりますが、県債残高は全体で215億円減っているという状

況でございます。そのうち臨時財政対策債は282億円減っているというところと、それを除くと67億円増えているというような状況で、この2つが合わさって全体では減っているところでございます。

【田中委員】 令和5年度は減っているという認識をもちろん私も持っている。だから一人当たりの残高にしたって、県民一人当たりで割ると94万1,000円ということになっていて、特に、臨時財政対策債を除く感じでいうと65万8,000円という数字が出ている。これは臨時財政対策債を除く分はちょっと増えているけれども、しかし、全体的な県民一人当たりの借金は94万1,000円ということで、ちょっと減ってきたという理解でいいわけですね。

【小林財政課長】 臨時財政対策債につきましては、本来、交付税として交付すべきものを県債という形で発行して賄っているものでございます。

こちらにつきましては、元利償還金が後年度、交付税として入ってくる形で、実質負担はないというようなものでございます。正確に認識するのであれば臨時財政対策債除きの数字で考えていくというところで、少し増えたという認識をいただければと思います。

【田中委員】 終わりにしますが、昨日からの懸案事項が残っていて、IR対策の関係で。

参考までに、課長、人口が3万人増えると、地方交付税の基準財政需要額はどのくらい増えるのかわかりますか。

【小林財政課長】 交付税の算定の基礎となります基準財政需要額についてですけれども、人口が一人増えると単純に幾ら増えますという出し方というものは、基本的にはなかなか難しいところでございます。それは様々な要素がござい

まして、全体でいうと、人口で基礎数値を出しながら算出するものもあれば、施設の延長なり、河川の延長なり、そういったところもたくさん混ざっておりますので、なかなか単純に人口一人当たりというのは出せないというのが、まず、大前提としてあります。

ただ、例えば、人口関係で算出される数字というものを取り上げていくというのであれば、令和4年度の基準財政需要額で、全体3,571億円あるんですけども、そのうち人口や65歳以上人口、75歳以上人口、生徒数、こういった人の数というものが基礎になっているもののみをピックアップしますと、約1,717億円というところでございます。

先ほども申し上げているとおり、これを130万人で割っても、正確な数値というわけではないんですけども、130万人で割ると13.2万という形で一人当たりになります。これを3倍すると39.6万という数字が出てくるところであります。ここは参考までの数値というご認識でいただければと思います。

【田中委員】 要は、昨日の議論の中で、地方交付税を国からもらうのに、税収が増えれば地方交付税はカットされるんだという議論が出てきた。それはもちろん我々も知っているから当たり前の話なんだけどもね。しかし、基準財政需要額そのものが増えるわけだ、人口が増えるということは。間違いなく減りはしないんだ、基準財政需要額は、規模が大きくなるわけだから。

だから、間違いなく税金が幾ら増えようと、県の収入は3万人人口が増えて、いろいろな要点があるとするならプラスになるんだよという話を、昨日しようと思ったんだけども、IR推進室のトップが、「いや、税金が増えると、交付税減らされるんですよ」みたいな論点を持っ

てくるから、それはおかしいぞという話になった、ということだ。

終わります。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】一つ、ちょっと聞き忘れておりました。秘書課長にお尋ねをしたいと思います。

知事が就任して1年が経過をしましたが、県内各地、知事が訪問されたかと思うんですけど、その状況を教えていただけますか。

【大瀬良秘書課長】知事就任後、1年間の訪問状況ということでございます。

粗く地区を分けさせていただきますが、県北地区でございますと、45日間、延べ日数行っております。そのほか県央地区でいきますと24日、島原地区でいきますと7日と、こういった数字です。

なお、長崎市内は、かなり行事が多いものですから、そこはすみません、集計をしておりません。

【山田委員】県北地域に45日間ということでありました。県央に24、島原に7で、長崎は多いのでということでありましたが、あと離島地域とかはどうなっていますか。

【大瀬良秘書課長】離島地域については、6日になっております。

【山田委員】この離島地域ですけど、下五島、上五島、壱岐、対馬、小値賀とか離島があるかと思いますが、どんな感じで回っていらっしゃるのかわかりますか。

【大瀬良秘書課長】今申し上げた離島地域につきましては、対馬が2日、壱岐が1日、五島市2日、新上五島町が1日、お話がありました小値賀につきましては、残念ながら、今のところ行けておりません。

知事としましては、全県下回りたいということですが、今年度の1年間、残念ながら、今のところ、小値賀には行けてないという状況で、来年度以降、また検討していきたいと思っております。

【山田委員】小値賀にも、新しい診療所もできましたし、移住者で社会増のしまでもあります。海外からも多くの方が来たりして、移住先としても人気のあるところでもありますので、ぜひ知事にも足を運んでいただきたいと思います。

それで、私の地元の県北地域で45回ということでありましたが、佐世保の内訳、佐世保がどれくらいかと、あと主な内容についてもお聞かせをいただけますか。

【大瀬良秘書課長】県北地域のうち佐世保市につきましては、宿泊も含めてですけれども、26日になっております。

主な内容としましては、いろんな行事がございますけれども、例えば今年度4月1日は、佐世保市の市政施行120周年記念行事等もございましたし、高校総体の開会式でありましたり、消防団の大会であったり、その他基地関係であったり様々な行事等で行かせていただいております。その他、例えば、新幹線に關係して振子型車両の出発式典でありましたり、松浦鉄道のラッピング車両の出発式でありましたり、今年度特有の行事というのもございます。

【山田委員】佐世保に多く来ていただいたようでありましたが、コロナ禍前、例えば前知事の時代とかと比べて、なかなか数字がすぐには答えられないと思いますが、感覚的な感じで結構でございますが、特に佐世保が増えてきた感じ、県北が特に増えているようなことは感じられますか。

【大瀬良秘書課長】コロナ前の数字を持ちませ

るので、明らかにこうだということは言えませんが、基本的には、今年度、先ほど申し上げた行事等を含めまして特有のもの、それから基地関係も行ったりにしている。そういうことでいきますと若干増えているのではないかと推測はありますが、いずれにしても、バックデータがございませんので、そこについては検証してみないとわからないという状況でございます。

【山田委員】南高北低とかいう言葉がないように、知事は公約の中でも、県北地域の活性化の都市構想とか何とかというマニフェストも書かれていたので、具体的に、前、その話を質疑した時に、端的にはIR待ちみたいな感じの考え方のようではありますが、IRが来るこないに関わらず、1年間、知事においては結構来ていただいているようではあるけれども、県北の活性化にはさらに取り組んでいただきたいということをお願い申し上げ、質問を終わります。

【小林財政課長】先ほど田中委員からのご質問で答えられなかった部分について、この場で答えをさせていただきます。

教育費の減の要因についてですけれども、この73億円の減のうち65億円が職員給与費となっております。定年の引上げで退職手当の分が大きく減っているというところでご認識いただければと思います。大変失礼いたしました。

【赤木副委員長】お疲れさまです。1点だけ質問をさせていただきます。

一般質問でも、新型コロナウイルスの感染段階のことについて質問をさせていただきました。

その件で、新型コロナウイルス感染症対策戦略チーム、総務部の管轄の中でこれまで動いてきて、様々な発信も含めて検討も進められてきたと思いますが、昨日たまたま伺いして、今

度の3月で解散されるというふうにお聞きをしました。

今まで、戦略チームが担ってきた業務が、今後どのように割り振られていくのか。あと、解散するに当たって、これまできついことの方が、きついことしかなかったと思いますけれども、解散するに当たっての所感というものを伺いできればと思います。

【伊達総務部次長】我々戦略チームでは、特措法に基づきまして感染要因の分析でございますとか、分析結果を踏まえた感染拡大防止対策の検討、そして知事会見資料の作成、県民や事業者向けの各種広報のほか、感染段階対応の目安の策定や国との各種協議等の業務を担ってまいりました。

感染症対策そのものにつきましては、5月8日以降は感染症法上の位置づけが変更となりますことから、コロナ自体が特措法の対象から外れるということ、これまでやってきたような対策そのものは、その根拠がなくなりますけれども、ただ、今後もウイルスそのものがなくなったわけでもございませんので、年に数回は、また拡大が起こることも想定されます。

そうしたことも想定しながら、今後は県民の皆様が、自分たちの判断で感染対策をしっかりと講じていただくというふうに変ってまいりますけれども、その判断の材料を行政としてもしっかりと発信をしていく必要があるのかなと思っております。

そのほかにも、そういう感染動向でございますとか、感染が拡大した時の感染対策の呼びかけ、こういったものを今後もしっかりやる必要があるかなと思っておりますので、そういう業務につきましては、しっかりと感染症対策室の方に引継ぎをして実施を継続して行ってほしい

ということで考えております。

この3年間の所感ということですが、3年に及ぶ長いコロナ対策でございますが、依然として、まだウイルス自体の収束は見えないという状況でございます。

ただ、この3年間にウイルスの毒性も変化し、ワクチンの接種の進展、それから治療薬の開発、保健医療体制の強化など、コロナを取り巻く環境は大きく変わってまいりました。

そして、3月13日からは、マスクの着用が個人の判断となり、5月8日からは、感染症法の位置づけが5類に移行し、特措法の対象からも外れて、これからは行政による行動制限に頼らず、自身の身は自身で守るといったことが基本となってまいります。

そういう本格的なウィズコロナへの転換の時期を迎えてまいりますけれども、ただ、先ほども申し上げましたようにウイルス自体は残ってまいりますので、我々行政としても、今後もしっかり県民の皆様の感染を未然に防ぐ、高齢者等の重症化率の高い方を守るような形で、しっかりと情報発信をしていきたいと考えております。

【赤木副委員長】ありがとうございました。ぜひとも、今まで担ってきた業務をしっかりと振り分けて、引き継いでいただいて、県民の皆様の安心・安全にこれからもつなげていただくようお願いを申し上げます。

所感も述べていただきましたけど、重ねて申し上げますが、県民の皆様から様々な意見が寄せられたり、苦しいことが多かったと思います。なかなか応えきれない投げかけというか、厳しい言葉もたくさん受けてきたと思いますので、それが、今回解散するということで、どう報われたのかというのはなかなか難しいのかもしれ

ませんが、私から本当に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 3分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

本年度の危機管理監及び総務部審査は、本日で最後になりますが、この3月で退職される方が3名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いいたします。

宮崎消防保安室長、和田木県民センター長、田尾債権管理室長。

皆様には、長年にわたり、県勢発展のためにご尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも、県民のために、その知見を生かしていただければと存じますし、後進の指導に当たっていただければと存じます。

長い間、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。（拍手）

これもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時 4分 休憩

午後 2時 5分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
閉会中の委員会活動について協議したいと思
いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時 6分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
閉会中の委員会活動について、何か意見はご
ざいませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご
一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日
が最後となりますので、閉会に当たり理事者の
出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 9分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
本任期中の定例会における委員会は、これで
最後となりますので、閉会に当たりまして、一
言、ご挨拶を申し上げます。

11月定例会から総務委員会の委員長を仰せ
つかりまして、審査等を実施してまいりました。

赤木副委員長をはじめ、各委員の皆様には、
ご助言やご協力を賜り、また、理事者の皆様方
には、誠意あるご対応をいただきました。おかげ
さまをもちまして、総務委員長としての重責
を果たすことができましたことを、この場をお
借りしまして心からお礼を申し上げます。

さて、本委員会の審査においては、「原子力

防災対策」、「IR区域整備計画の認定申請」、
「ふるさと納税の状況」、「九州新幹線西九州
ルートのフル規格化」、「UIターンの移住対
策」、「県庁舎跡地の活用」、「ニセ電話詐欺
対策」などをはじめとして、熱心な論議が交わ
されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大
によって、県民の生活はもちろん、県内経済を
はじめとする各分野において大変厳しい状況と
なる中、理事者の皆様方には、県民の暮らしを
守るための各種関連事業を構築してこられたこ
とに対し、感謝を申し上げます。

今後は、日常生活の回復に向けた取り組みが
重要になりますので、改めて、皆様方に感染防
止対策の徹底をお願いし、一日も早い終息を祈
念すると共に、人口減少対策などの様々な事業
について、理事者の皆様方と共に、取り組んで
まいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様並びに理事者
の皆様方には、健康に十分ご留意され、さらな
るご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、
私のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

次に、理事者を代表して、総務部長にご挨拶
をお願いいたします。

【大田総務部長】 閉会に当たりまして、総務委
員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼の
ご挨拶を申し上げます。

中島(浩)委員長、赤木副委員長並びに各委員
の皆様方におかれましては、多くの部局が属す
る総務委員会におきまして、幅広い分野にわた
り、終始熱心にご審議をいただき、大変貴重な
ご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、
厚く御礼を申し上げます。

この間、「特殊詐欺被害防止対策」、「人身

安全関連事案対策」、「特定複合観光施設（IR）区域整備の推進」、「デジタル化やDXの推進」、「UIターンの促進や関係人口の創出」、「離島地域の振興」、「九州新幹線西九州ルート」、「県庁舎跡地の活用」などにつきまして、熱心なご議論を賜りました。

その中でも、西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）につきましては、およそ半世紀に及びます紆余曲折を経て、県議会をはじめ多くの関係の皆様のご多大なるご尽力のもと、昨年9月、開業を迎えました。

引き続き、県内外の多くの方々にご利用いただくとともに、その開業効果を県内各地へ波及・拡大できるよう、来県者のための受入体制づくりや二次交通対策等について、市町や関係団体としっかりと連携を図りながら充実させてまいります。

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備の在り方につきましては、現在、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党PT「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等での議論が継続しております。

県といたしましては、このような動向を踏まえながら、関係者と様々な議論を重ねるなど、今後とも、全線フル規格による整備の実現に向けて力を注いでまいります。

また、特定複合観光施設（IR）区域整備につきましては、IRがもたらす経済効果の最大化や安全・安心に資する取組などについて、大変貴重なご意見、ご提言を賜りました。

現在、国が設置した審査委員会において、継続した審査が行われており、本県も適切に対応しているところでございます。区域認定後、速やかに各種施策を進められるよう万全を期してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立を目指して、各種対策に係るご論議をいただきました。

政府におきましては、本年5月8日以降、季節性インフルエンザと同じ「5類」への引下げが決定されるなど、社会経済活動は正常化に向け、大きく前進していくものと考えております。

このほかにも課題は山積しておりますが、本委員会において賜りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に生かしながら、県民の皆様にご具体的な成果をお示しできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、この4月、一つの節目を迎えられることと存じます。

今後とも、ご健勝にてご活躍をいただき、県政に対しまして一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

時節柄、健康には一段とご留意の上、ますますのご発展、ご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【中島(浩)委員長】ありがとうございました。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時15分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年3月10日

総務委員会委員長 中島 浩介

議長 中島 廣義 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第16号議案	内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第17号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第18号議案	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第19号議案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第20号議案	長崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	原案可決
第29号議案	包括外部監査契約の締結について	原案可決
諮問第1号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	棄却すべき

計 7件（原案可決 6件、棄却すべき 1件）

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 赤 木 幸 仁

署 名 委 員 山 田 朋 子

署 名 委 員 ご う ま な み

書 記 中 尾 勝 三

書 記 田 崎 直 美

速 記 (有)長崎速記センター